第4次
熊谷市地域福祉計画
熊谷市地域福祉活動計画

〔 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画
熊 谷 市 再 犯 防 止 推 進 計 画 〕



人から人へ　心つながる共生都市　くまがや
～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～

令和６（2024）年3月

熊 谷 市　熊谷市社会福祉協議会

御挨拶



本市では平成２１年３月に「熊谷市地域福祉計画」を、そして平成３１年３月には総合的な地域福祉推進の観点から、市と熊谷市社会福祉協議会との計画として「第３次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、市民、関係機関等の皆様の御協力をいただきながら地域福祉の課題解決に取り組んでまいりました。

この間、急速に進む少子高齢化をはじめ、ライフスタイルの多様化や核家族化の進行など、地域社会の状況が大きく変化する中で、子育てや介護での悩み、ひきこもりや社会的孤立など、人々が生活するうえでの課題は複雑化、複合化しています。また、８０５０問題やヤングケアラーなど、既存の枠組みでは対応しきれないケースや、地震や大雨等による災害発生時の避難支援等への対応、そして、新型コロナウイルスの感染拡大により、日常生活や地域における様々な活動が制限されたことで、地域のつながりが更に希薄化するなど、新たな課題等も顕在化しているところでもあります。

このような様々な課題に対応するためには、従来の福祉制度や、分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった枠組みを超えて、地域住民や地域の主体が参加し、誰もが地域でつながり、支え合う「地域共生社会」の実現が求められております。こうした中、本市においては、第３次計画の計画期間が満了することから、この地域共生社会の実現に向けた必要な見直しを行い、この度「第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」を策定いたしました。なお、本計画には「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」及び「熊谷市再犯防止推進計画」を包含し、成年後見制度の利用促進や犯罪をした人への社会復帰支援についても充実を図ってまいります。

私は、市民一人一人がお住いの地域を誇りに思い、いつまでも健康で、生き生きと安心して暮らせるよう、「親も子も笑顔が輝く熊谷」、「みんなに優しい福祉の熊谷」を創ってまいりたいと考えております。そのためには、本計画をもとに、熊谷市社会福祉協議会をはじめ、市民の皆様、関係機関等の皆様と力を合わせ、楽しく子育てができる環境、子供が健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連携し、支え合い、助け合うことができる環境づくりに鋭意取り組んでまいりますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、第４次熊谷市地域福祉計画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様、関係機関等の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和６年３月　　熊谷市長　小林哲也

御挨拶



熊谷市社会福祉協議会では、平成３１年３月に熊谷市とともに、「第３次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」を策定し、「一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けて、市民の皆様の御協力を賜り、関係機関、団体の皆様との連携を図りながら、各種事業を展開してまいりました。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少や家族形態の多様化といった社会構造の大きな変化とともに、社会的孤立や生活困窮など、制度の狭間にあるケースが増加し、公的な制度だけでは解決が難しい地域福祉課題が、より深刻化しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、近隣とのつながりが希薄化し、地域コミュニティの機能が低下したことで、新たな課題も顕在化してまいりました。

さらに、近年多発する自然災害への備えも地域の大きな課題の一つとなっております。

こうした状況に対応し、誰もが住みなれた地域で安心した生活が続けられるよう、市とともに、「第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」を策定いたしました。今後も、社会福祉協議会のネットワークを生かし、地域の課題解決に向け、地域を基盤としつつ、企業や団体など様々な関係機関の皆様と協働しながら、地域福祉活動を発展させていきたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御審議を賜りました地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等に御協力を賜りました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和６年３月

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会

会　長　　紫藤晃男

目　次

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨 6
２　地域福祉とは 7
３　計画の位置付け 8
４　計画の対象 9
５　計画における地域 9
６　計画の期間 10
７　計画の策定体制 10

第２章　熊谷市の現状と課題

１　概要 12
２　人口の推移 14
３　子どもを取り巻く現状 16
４　高齢者を取り巻く現状 19
５　障害者を取り巻く現状 21
６　地域を取り巻く現状 22
７　生活保護の現状 23
８　市民アンケート調査結果 24
９　団体アンケート調査結果 46

第３章　計画の基本理念と目標

１　計画の基本理念 56
２　計画の基本目標 57
３　計画の体系 60

第４章　基本施策の展開

基本目標１　市民参加によって地域福祉を推進します 62
　基本施策（１）地域福祉への意識高揚と担い手の育成・確保 62
　基本施策（２）地域の居場所と社会参加の場の創造 72
基本目標２　地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します 76
　基本施策（１）地域ぐるみの支援体制の構築 76
　基本施策（２）包括的な支援体制の構築 81
　基本施策（３）福祉関係組織の充実・連携 86
基本目標３　福祉サービスの適切な利用を促進します 94
　基本施策（１）権利擁護体制の構築 94
　基本施策（２）成年後見制度の利用促進（熊谷市成年後見制度利用促進基本計画） 99
　基本施策（３）福祉サービス利用の促進 104
　基本施策（４）生活困窮者対策の推進 118
　基本施策（５）再犯防止の推進（熊谷市再犯防止推進計画） 122

基本目標４　誰もが安全で安心できる生活環境を実現します　126
基本施策（１）災害時の対応　126
基本施策（２）見守り活動の推進　131
基本施策（３）健康づくり　140
基本施策（４）人にやさしいまちづくり　143
第５章　計画の推進に当たって
１　協働による計画の推進　146
２　計画の進行管理体制　148
３　計画の評価　148

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

少子高齢化の更なる進展や地域社会が変化する中で、地域のつながりはますます希薄化しています。ライフスタイルの多様化や核家族化の進行により、家庭や地域における扶助機能が低下し、子育てや介護での悩み、子どもや高齢者への虐待、貧困やひきこもり、社会的孤立など、人々が生活をする上での課題は複雑化かつ複合化しています。

また、「8050 問題」※や「ヤングケアラー」※など、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間にあるケース※も増加しています。

様々な生活上の課題を抱えた人たちが、住み慣れた地域において自分らしく暮らしていくためには、市民、社会福祉法人、NPO 法人などの市民活動団体、民生委員・児童委員や自治会等と行政が連携、協力し、対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国では社会福祉法を一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）し、制度分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の主体が『我が事』※として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』※つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市では、平成 31 年 3 月に「第 3 次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」を策定し、「人から人へ　心つながる共生都市　くまがや　～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～」を基本理念とし、各種施策に取り組んでまいりました。

この間、再度、社会福祉法の一部改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）があり、地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」※が創設されるなど、「地域共生社会」に必要な取組がより一層求められています。

第 3 次計画が令和 5 年度で終了することから、引き続き、この「地域共生社会」の実現に向け、地域と市、社会福祉協議会が連携、協働して「地域福祉」を推進するため、「第 4 次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を市と社会福祉協議会の一体的な計画とし、複合課題への取組や地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正への対応など必要な見直しを行い、策定します。なお、本計画は成年後見制度の利用促進や犯罪をした人等への社会復帰支援についても、更なる推進を図るため、新たに「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」及び「熊谷市再犯防止推進計画」を包含するものです。

２　地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力をして、地域社会における福祉課題の解決等に取り組むことです。

地域福祉の推進に当たっては、地域の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、協力体制を築くことが大切です。

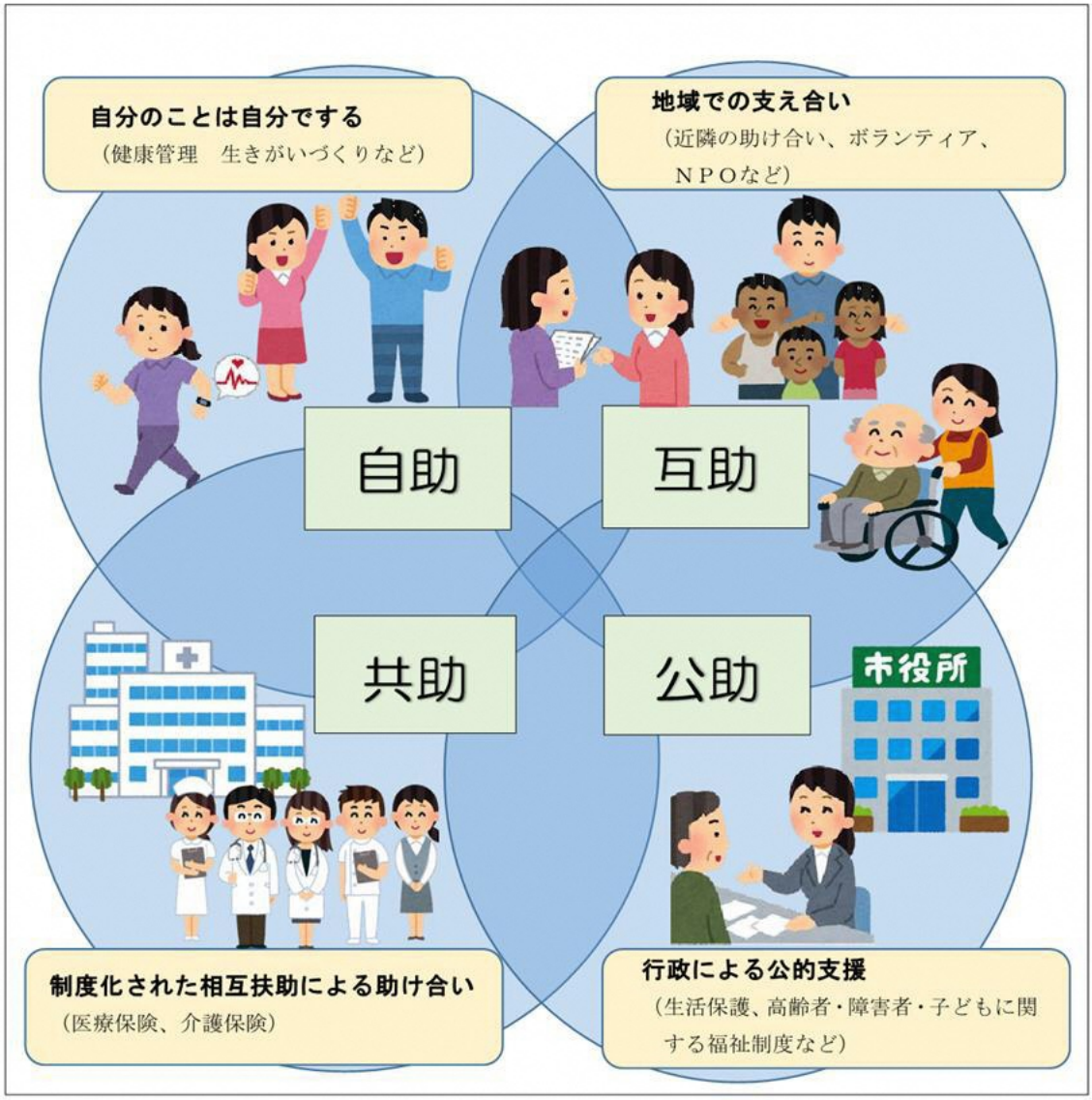
～地域福祉の「４助」（自助・互助・共助・公助）の連携～

「自助」・・・一人一人の主体的な活動

「互助」・・・近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い

「共助」・・・介護保険や医療保険制度など制度化された相互扶助による助け合い

「公助」・・・行政が行う公的支援（生活保護、高齢・障害者福祉など）



３　計画の位置付け

（１）計画の法的根拠と位置付け

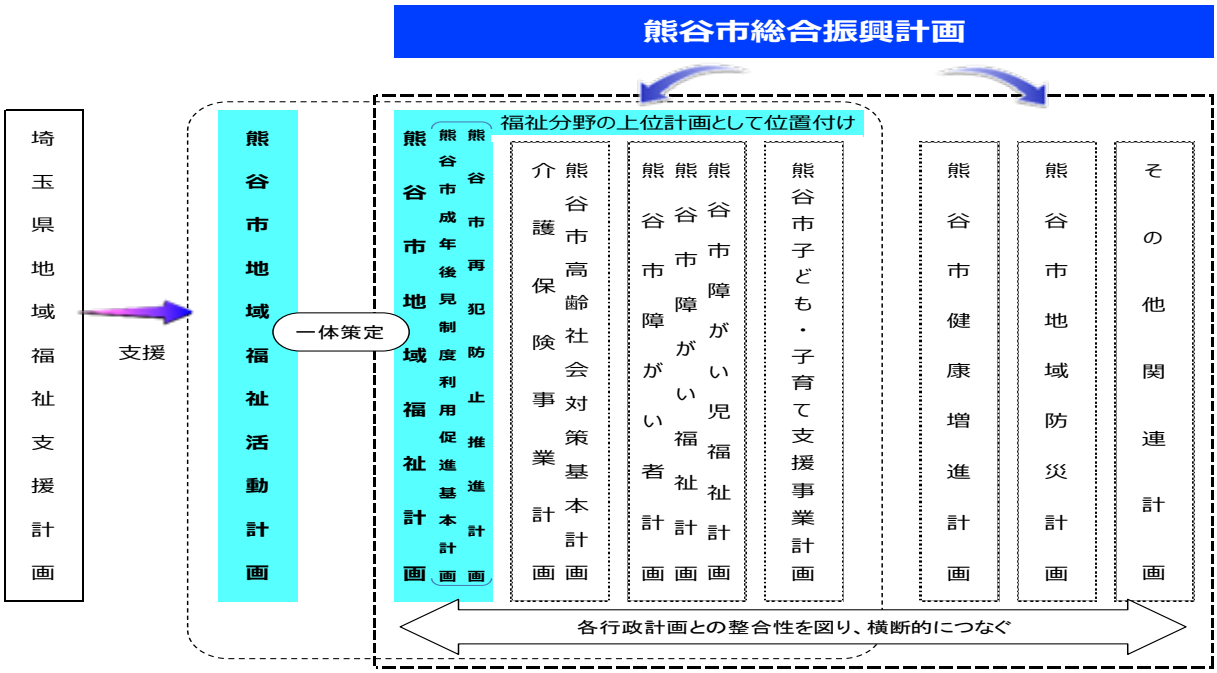
「熊谷市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示す計画です。「熊谷市総合振興計画」を上位計画とし、既に施策が展開されている福祉分野（高齢者、障害者、児童など）の計画と整合・連携を図るとともに、福祉分野のみでなく、健康や防災などの他分野の関連計画との整合・連携を図り、それぞれの制度における狭間のケースにも対応できるよう、各分野を横断的につなぐ計画でもあります。

また、「熊谷市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として策定するもので、市民やボランティア、NPO 法人等の民間団体が、自主的、自発的に取り組む実践的な活動計画・行動計画です。

第３次計画と同様に、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することによって、市と社会福祉協議会が共に、地域の生活課題や地域福祉推進の基本理念や基本目標を共有化して、相互に連携を図りながら、より一層地域福祉の推進を目指していきます。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「熊谷市再犯防止推進計画」を含むものとし、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置付けます。

熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画の位置付けイメージ図



（２）SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015 年（平成 27 年）９月の国連サミットで採択された、2030 年（令和 12 年）までの持続的な国際社会共通の目標です。SDGs は地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市でも、「第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画」に SDGs の理念が反映され、各政策において 17 のゴールと 169 のターゲットを精査した上で設定しています。本計画においても、SDGs の理念を反映させた「地域共生社会」の実現を目指して取り組みます。

関連するSDGs　１貧困をなくそう／３すべての人に健康と福祉を／４質の高い教育をみんなに／５ジェンダー平等を実現しよう／11 住み続けられるまちづくりを／16 平和と公正をすべての人に／17 パートナーシップで目標を達成しよう



４　計画の対象

本計画の対象は、熊谷市に住む全ての市民です。

生活に支援を必要とする高齢者や障害者、また、その方の家族、子育て中の人だけでなく、年齢・性別・国籍にかかわりなく、地域に住む全ての人が、地域における生活課題に注意を払い、助け合っていくことが地域福祉では重要です。

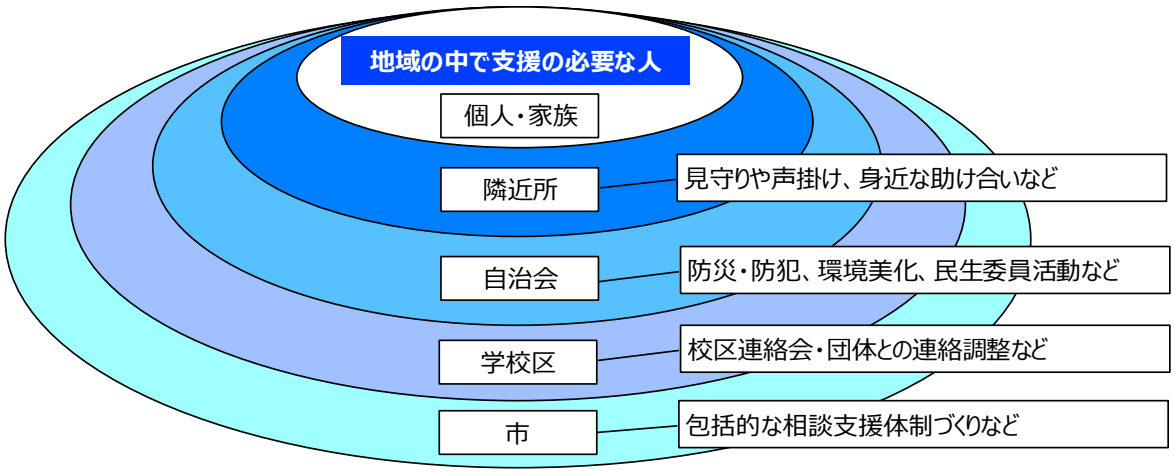
５　計画における地域

地域とは一定の地理的な圏域を指すものであり、固定的に捉えることが一般的です。

しかし、地域福祉の観点から地域を捉えた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域に住む全ての人が、それぞれの課題によって、様々な圏域で関わってきます。地域の捉え方については、個人や世帯が抱える課題によっても範囲が異なることから、一つの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

そして、それぞれの圏域の中で地域の生活課題を把握し、共有するとともに、それぞれに果たす役割を確認し、参画することによって、課題の解決につなげることが重要です。

地域の捉え方イメージ図



6　計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間とします。

ただし、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

7　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、令和５年度に市民やボランティア団体、NPO 法人にアンケート調査を実施して、地域や福祉に対する意識や意見を把握するとともに、市と社会福祉協議会の関係部署で組織した会議で、地域課題を整理し、解決に向けた施策や事業の検討を行いました。

また、地域福祉に関わる各種関係機関や団体の代表、公募による市民代表、学識経験者等による推進委員会で、計画案を検討するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募り策定しました。

用語解説

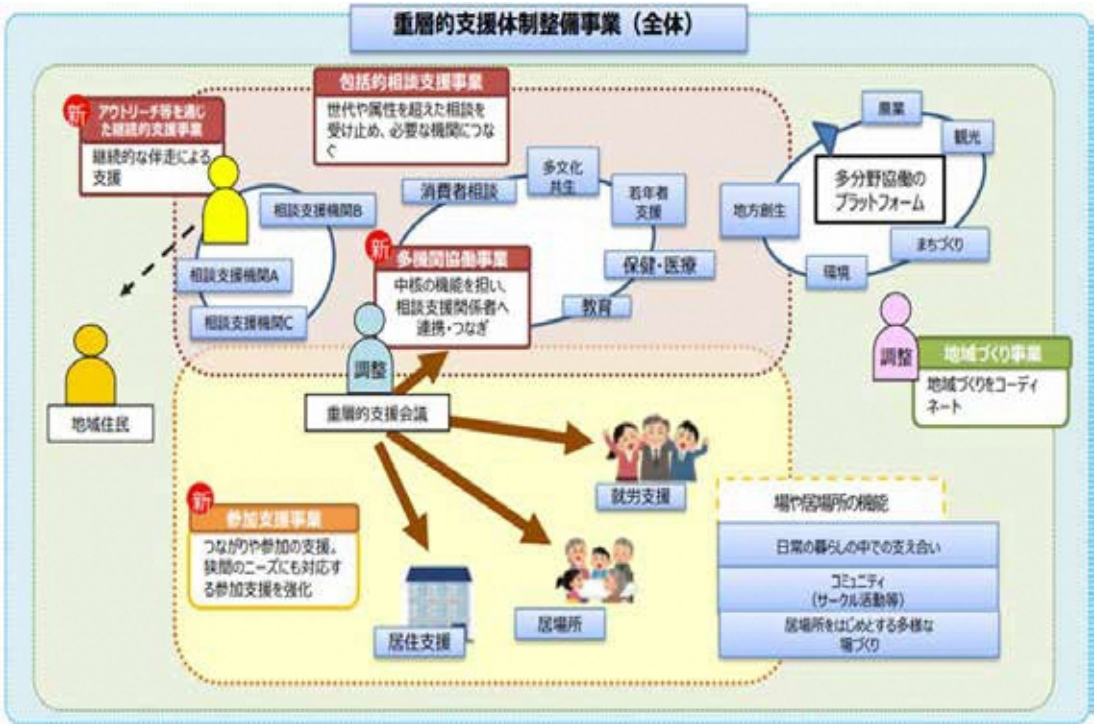
※8050 問題　80 代の親が 50 代の子の生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負っているという社会問題

※ヤングケアラー　高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を提供する人（ケアラー）のうち、18 歳未満の人

※制度の狭間にあるケース　法的に適用する施設やサービスが該当しないケースで、障害者手帳を取得していないが障害が疑われる人や、介護認定を受けていないが認知症が疑われる人などの事例が挙げられる。

※「我が事・丸ごと」の地域づくり　「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。「我が事・丸ごと」の地域づくりのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が、「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要がある。

※重層的支援体制整備事業　地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、これまでの分野別の支援体制では対応が困難になってきていることから、地域住民一人一人の異なるニーズに応え、市町村全体で包括的な支援体制の構築を推進するための事業



（参考　厚生労働省資料）

第２章　熊谷市の現状と課題

１　概要

（１）統計・データ（平成 30 年～令和４年）及びアンケート調査から見る熊谷市の課題

〇少子高齢化・核家族化が進み、単身高齢者が増加しています

・総人口は減少傾向にある一方、総世帯数は増加傾向で、１世帯当たりの人数は減少傾向にあります。高齢者人口が増加傾向にあり、今後ますます、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加することが予想されます。

・要介護認定者は増加傾向にあり、要介護３～５と認定された高齢者は全認定者の４割弱を占めています。

・出生数や年少人口は急激に減少しており、合計特殊出生率も県平均よりも低い状況です（令和３年）。一方で、児童虐待相談件数は横ばいではありますが、年少人口の減少を考慮すると、子育てに課題を抱えている家庭の割合は、増加していると推測されます。

・生活保護世帯は、高齢者世帯が全体の６割弱となっており、近年では、その割合は増加傾向にあります。

〇身近な住民との交流が少なくなるなど、地縁や血縁の希薄化が進んでいます

・約８割の市民が、「福祉への関心」があると回答しています。しかし、若い世代ほど関心が低く、関心がない理由として「今のところ自分にはあまり関係がない」とする回答が４割を超え、前回調査時よりも増加傾向にあります。

・福祉のまちづくりについて、「公私協働」を重視する考えの方が半数程度です。一方で、「自助」を重視する考えは約１割となっており、前回調査時よりも微増しています。

・地域の範囲を「自治会」と考える方の割合が減少（34.8%・前回調査 40.7%）し、「熊谷市全域」と考える方の割合が増加（26.6%・前回調査 19.9%）しています。

・「住民の自主的な協力関係」は多くの人が必要と感じていますが、その比率は減少（88.3%・前回調査 91.7%）しており、近所付き合いの程度も希薄化している様子がうかがえます。

〇地域福祉に関する制度の周知や担い手への支援が求められています

・民生委員・児童委員の認知度は、低下（32.9%・前回調査 36.6%）しています。また、社会福祉協議会について、「名前も活動内容も知らない」とする回答は、約 3 割にのぼっています。

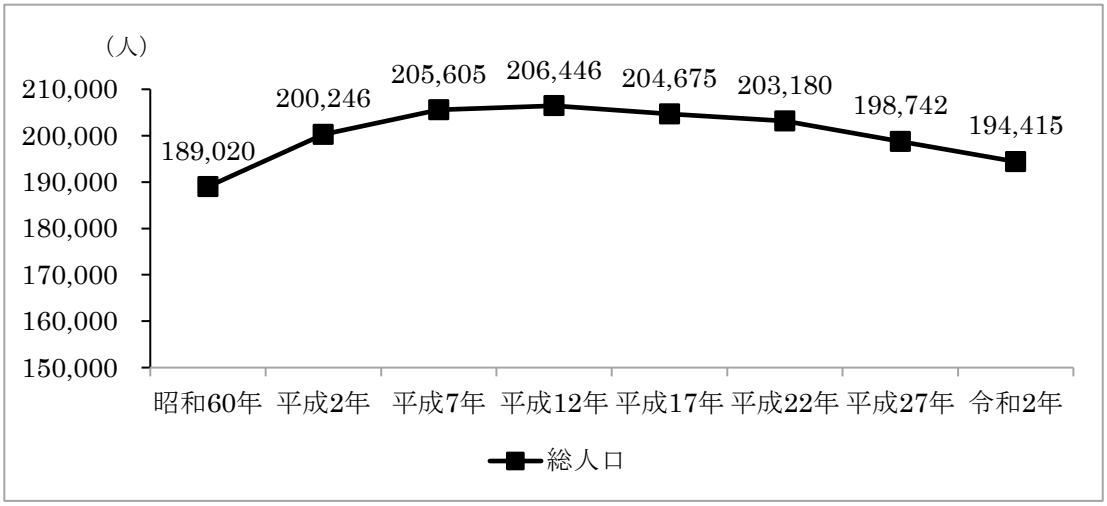
・ボランティア団体の課題の上位は、「人材や後継者不足、活動資金不足など」となっており、行政や社会福祉協議会に望む支援も、その内容が多くなっています。

・ボランティア団体において、「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画の内容について知っていた」と回答した団体の割合は 23.3%であり、前回調査時（35.5%）よりも低下しています。

2　人口の推移

（１）総人口の推移

国勢調査で見る本市の総人口は、平成 12 年までは増加傾向にあったものの、その後は減少傾向にあります。

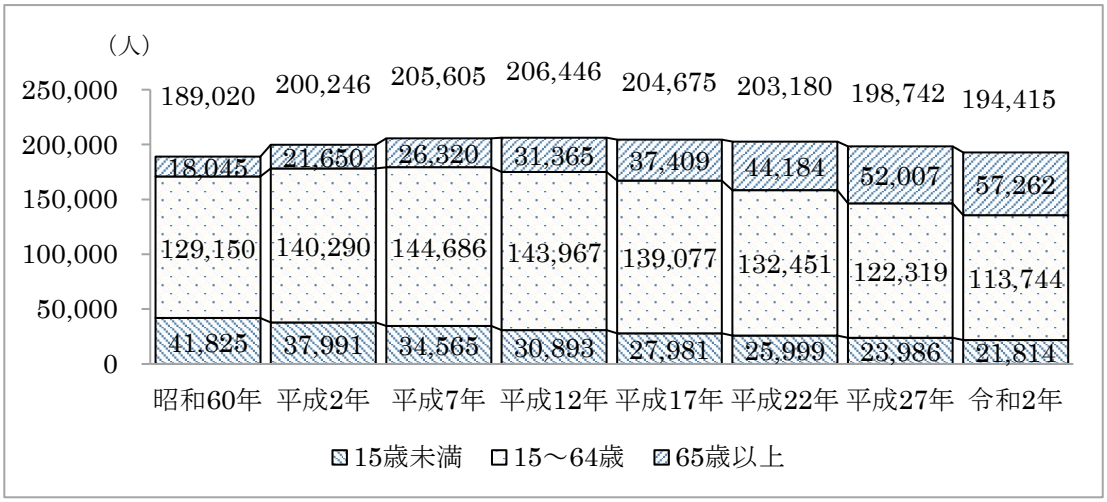


【資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)】

※合併以前については、旧市町の合算による。

（２）年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口は、年少人口(15 歳未満)が減少し、高齢者人口(65 歳以上)は、昭和 60 年から令和 2 年までの 35 年間で約 3.2 倍に増加しています。

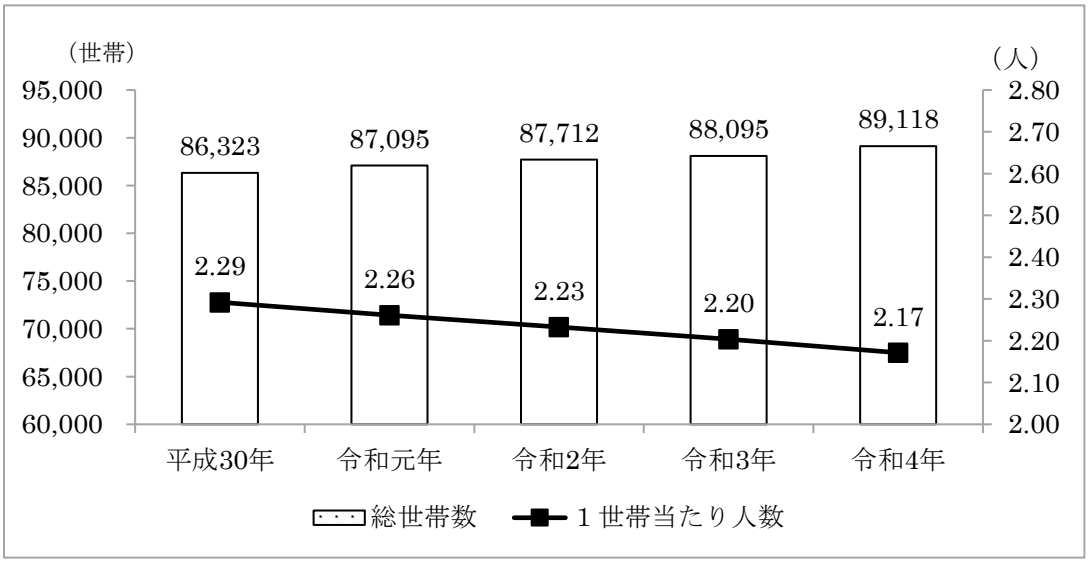


※グラフ上段は、年齢不詳を含む総人口 【資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)】

※合併以前については、旧市町の合算による。

（３）総世帯数･１世帯当たり人数の推移

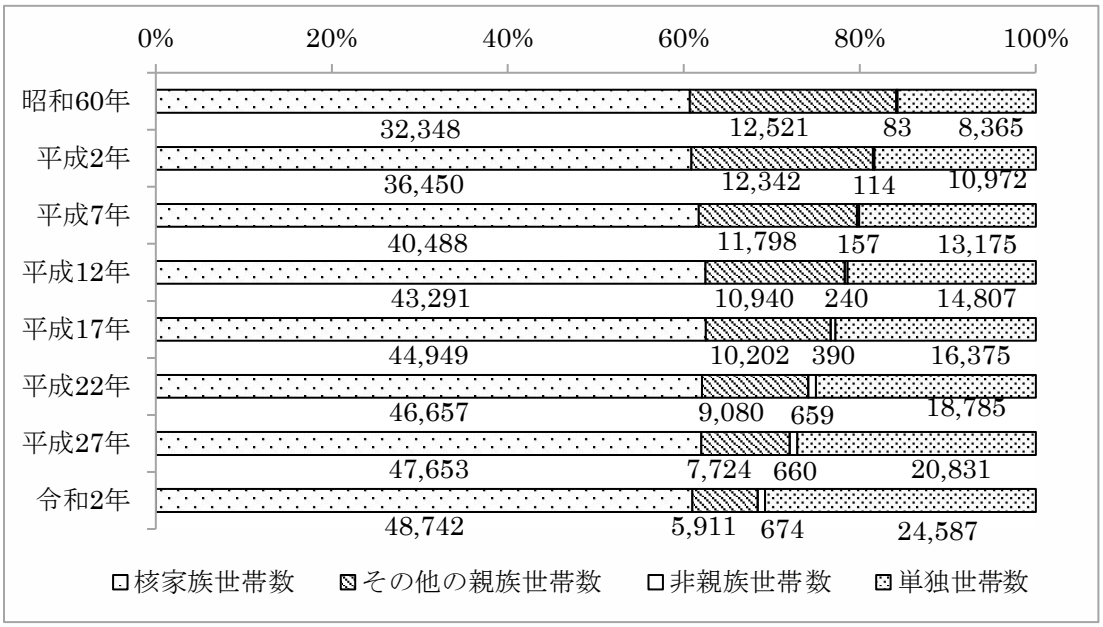
総世帯数は年々増加傾向にある一方、１世帯当たりの人数は令和４年で 2.17 人となり、年々減少しています。



【資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)】

（４）世帯比率の推移

核家族世帯が増加する一方、親などの親族と同居している世帯は減少しています。単独世帯は、昭和 60 年から令和２年までの 35 年間で約 2.9 倍に増加しています。



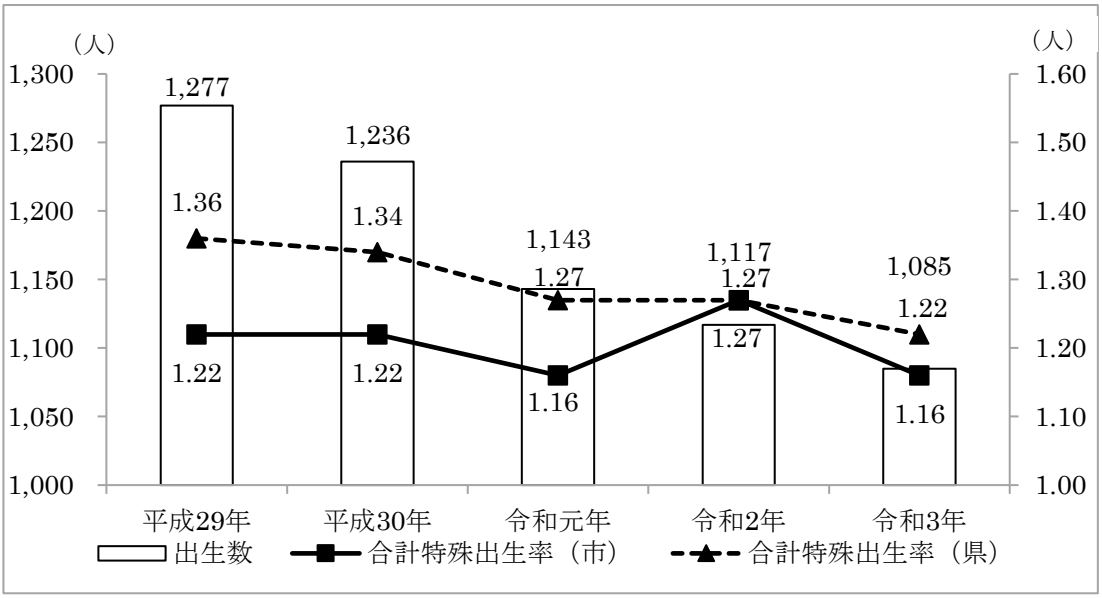
※グラフ内の数字は、世帯数 【資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)】

※合併以前については、旧市町の合算による。

３　子どもを取り巻く現状

（１）出生数・合計特殊出生率※の推移

過去５年での出生数は、減少傾向にあります。合計特殊出生率は、令和２年に県平均と同じ値になりましたが、他の年はいずれも県平均よりも低くなっています。



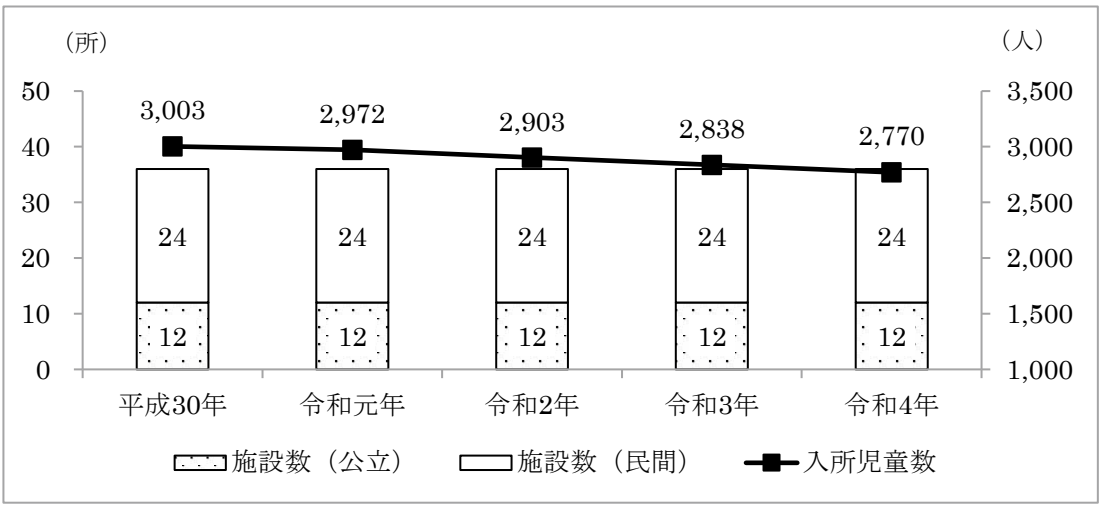
【資料：熊谷市統計書(出生数)(各年１月～12月)】

【資料：埼玉県人口動態概況(合計特殊出生率)】

※合計特殊出生率　１人の女性が15歳～49歳を経過する間に生むと考えられる子どもの数

（２）保育所入所状況

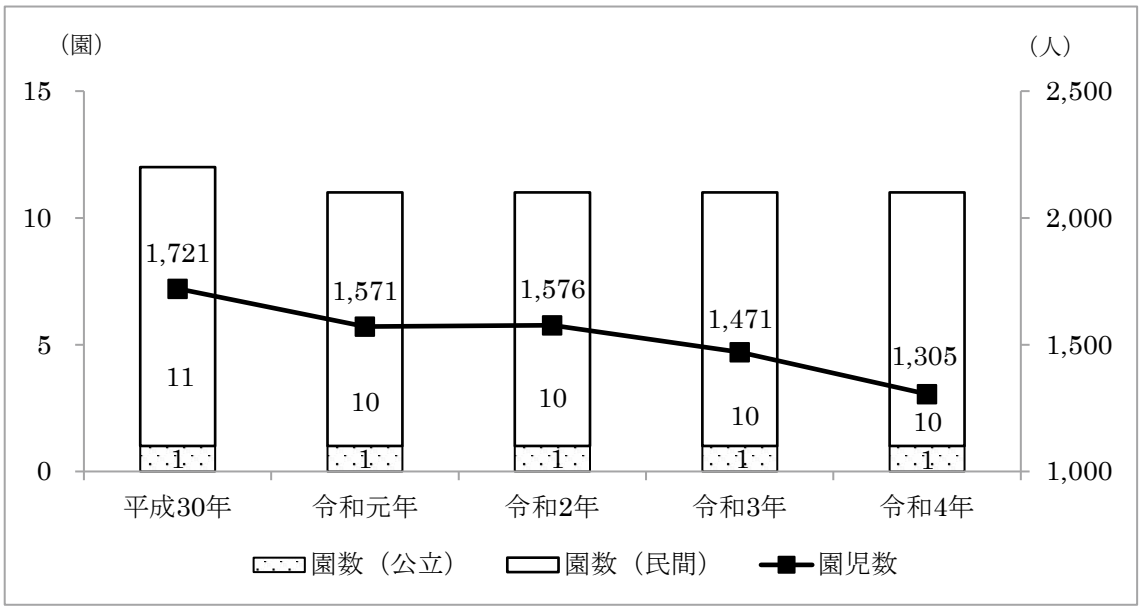
過去５年での入所児童数は、年々減少傾向にあります。



【資料：熊谷市統計書(各年４月１日現在)】

（３）幼稚園入園状況

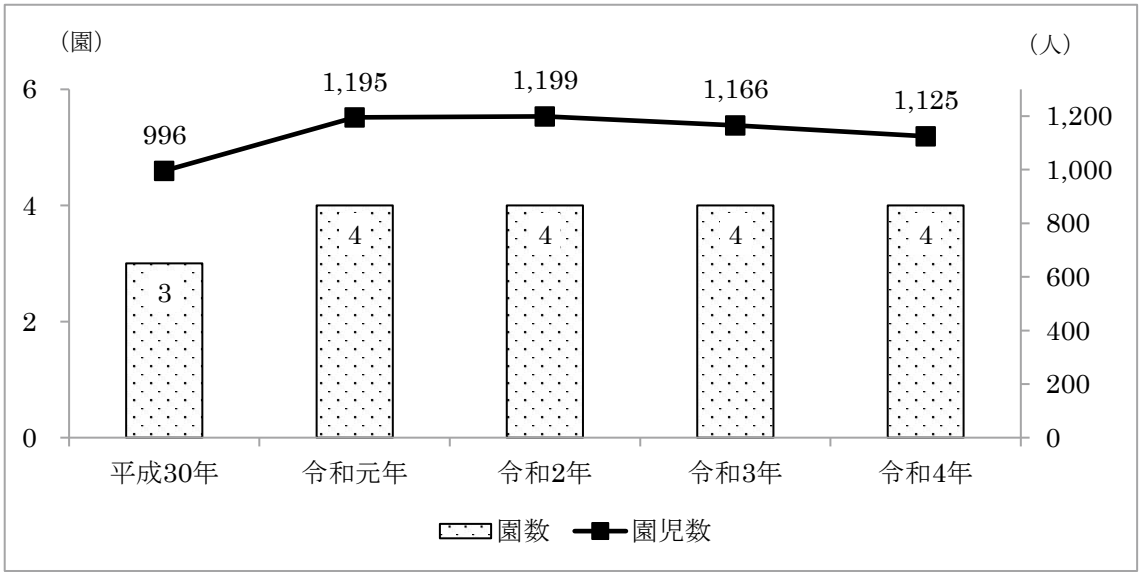
幼稚園の園児数は、令和２年には微増となったものの、年々減少傾向にあります。



【資料：熊谷市統計書(各年５月１日現在)】

（４）幼保連携型認定こども園※入園状況

幼保連携型認定こども園の入園児数は、令和２年以降減少傾向にあります。

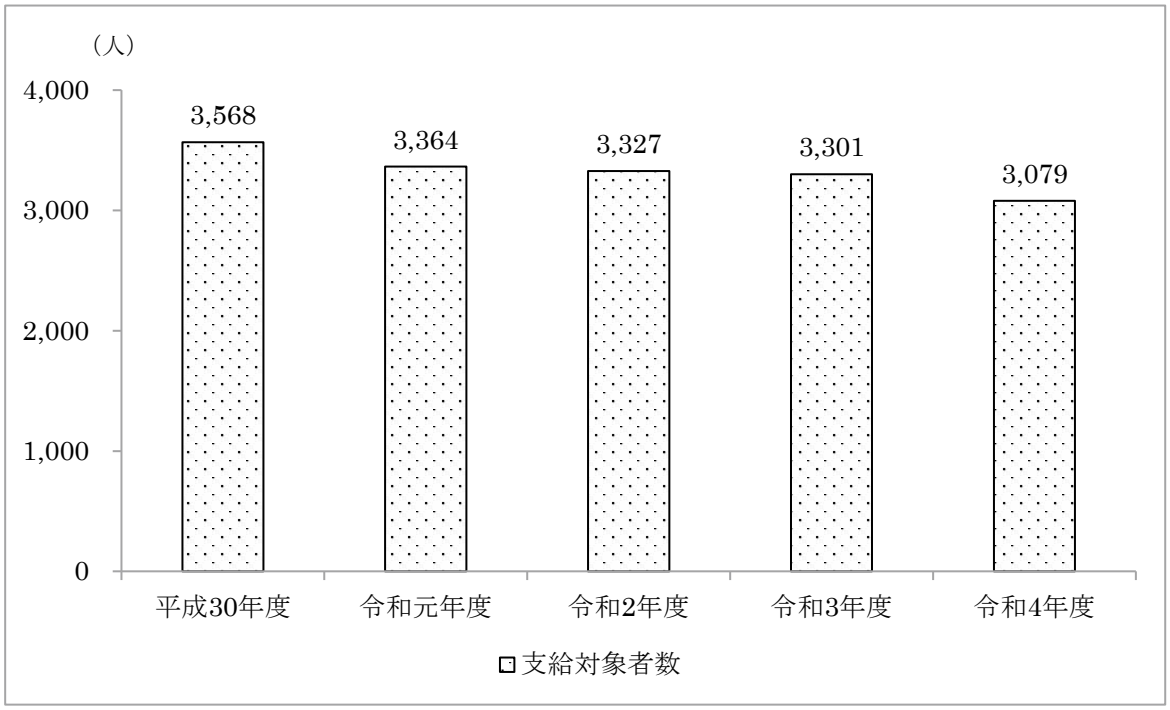


【資料：熊谷市統計書(各年５月１日現在)】

※幼保連携型認定こども園　幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に行う埼玉県知事の認可を受けた施設

（５）ひとり親家庭等医療費支給対象者数の推移

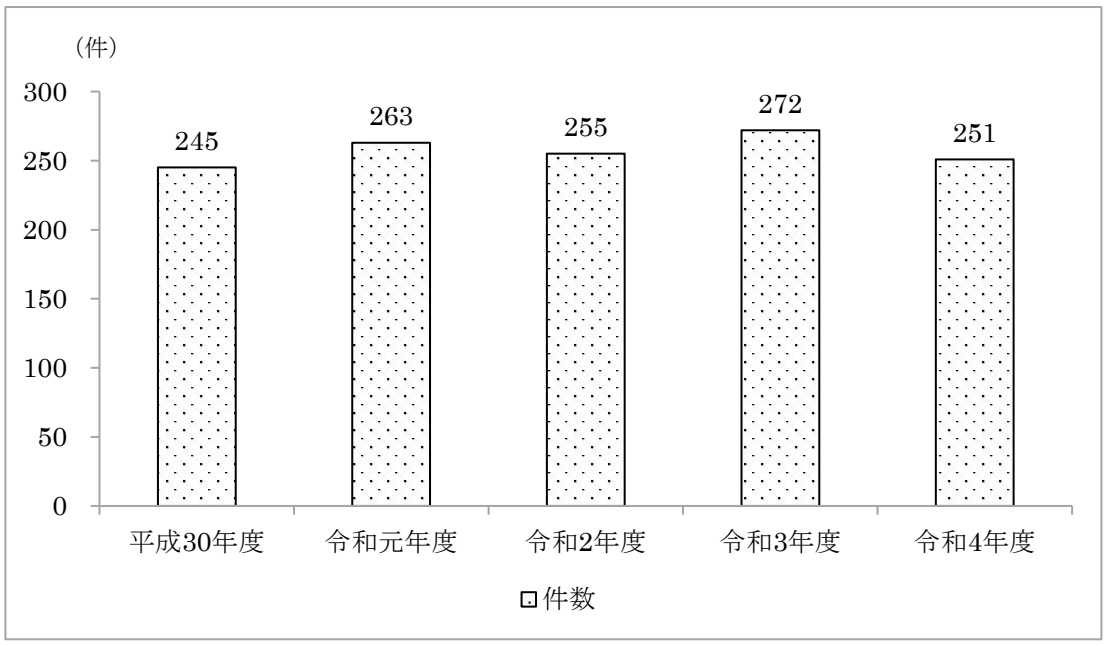
平成 30 年から、年々減少傾向にあります。



【資料：熊谷市統計書(各年度末現在)】

（６）児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、ほぼ横ばいとなっています。

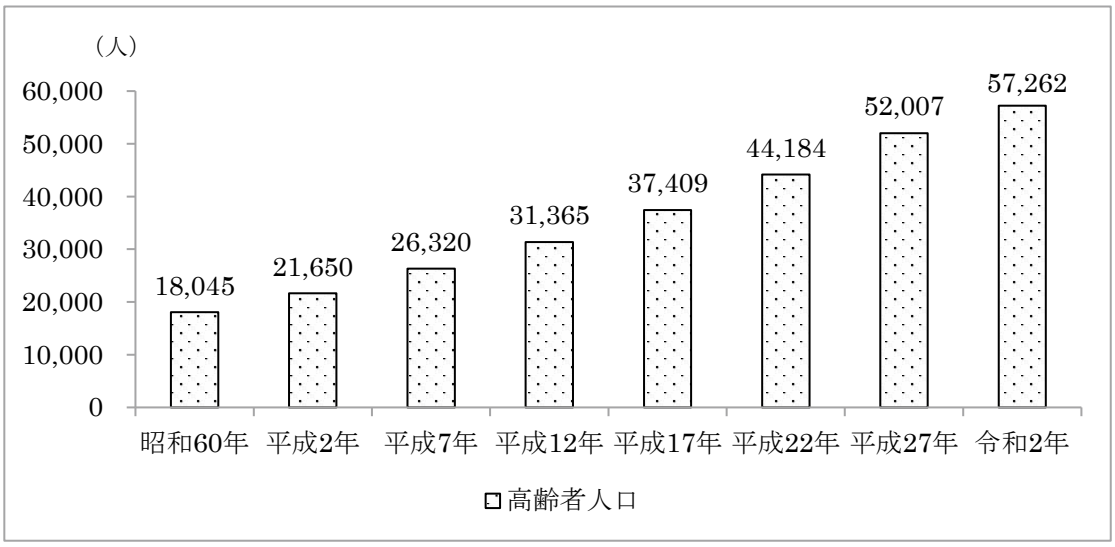


【資料：こども課(各年度末現在)】

４　高齢者を取り巻く現状　（ここでの「高齢者」は 65 歳以上とします）

（１）高齢者人口の推移

高齢者人口は、昭和 60 年の 18,045 人から令和２年の 57,262 人へ 35 年間で約 3.2 倍に増加しています。

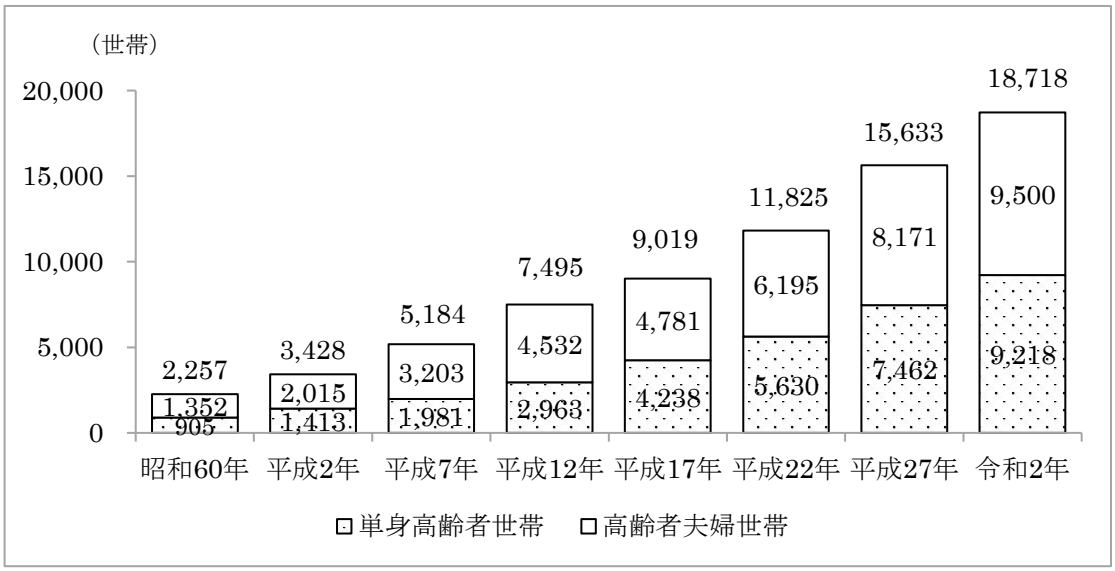


【資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)】

※合併以前については、旧市町の合算による。

（２）高齢者世帯数の推移

昭和 60 年から令和２年までの 35 年間で、単身高齢者世帯は約 10 倍、高齢者夫婦世帯は約７倍に増加しています。

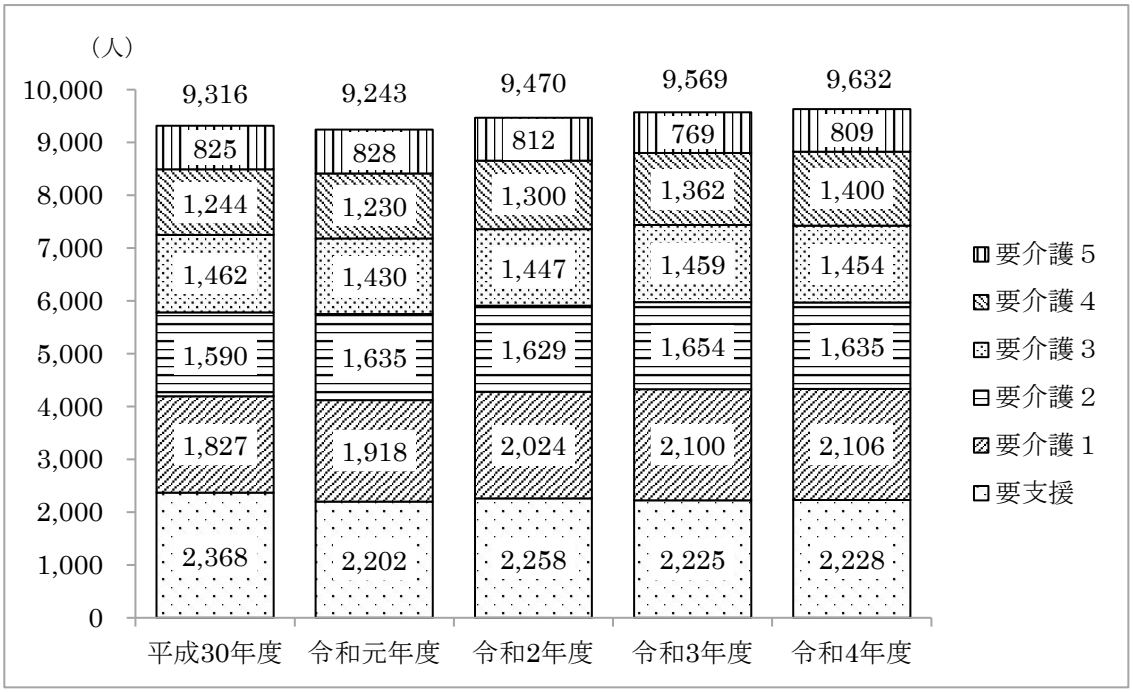


【資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)】

※合併以前については、旧市町の合算による。

（３）要介護認定者数の推移

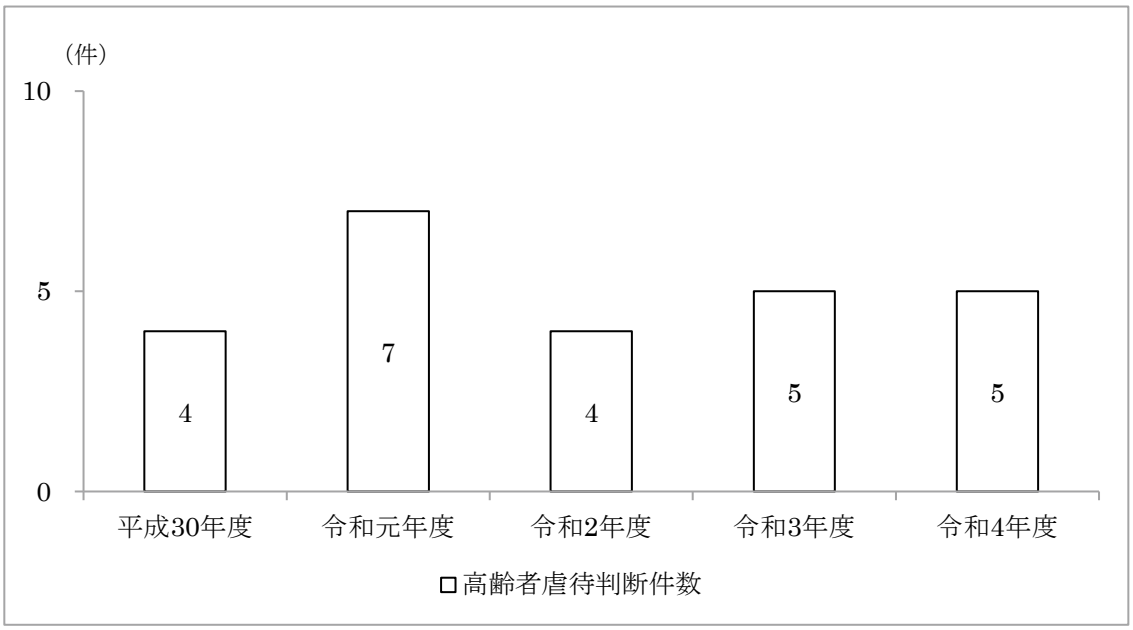
要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。



【資料：熊谷市統計書(各年度末現在)】

（４）高齢者虐待判断件数の推移

高齢者虐待判断件数は、ほぼ横ばいとなっています。

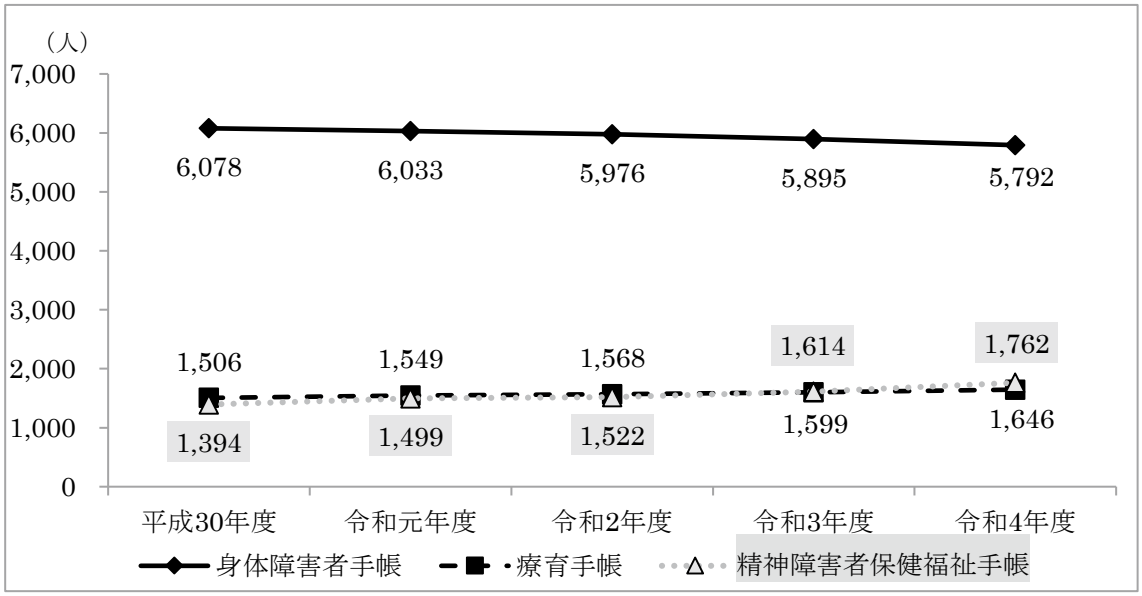


【資料：長寿いきがい課(各年度末現在)】

5　障害者を取り巻く現状

（１）各障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、減少傾向にありますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。

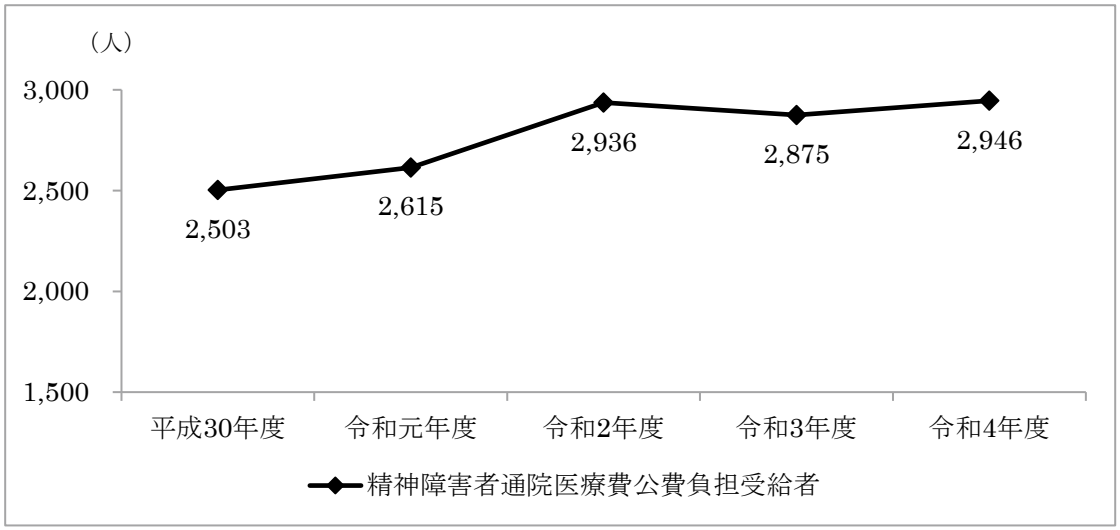


【資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター(各年度末現在)】

【資料：埼玉県立精神保健福祉センター(各年度末現在)】

（２）精神障害者通院医療費公費負担受給者数の推移

公費負担受給者数は、増加傾向にあります。

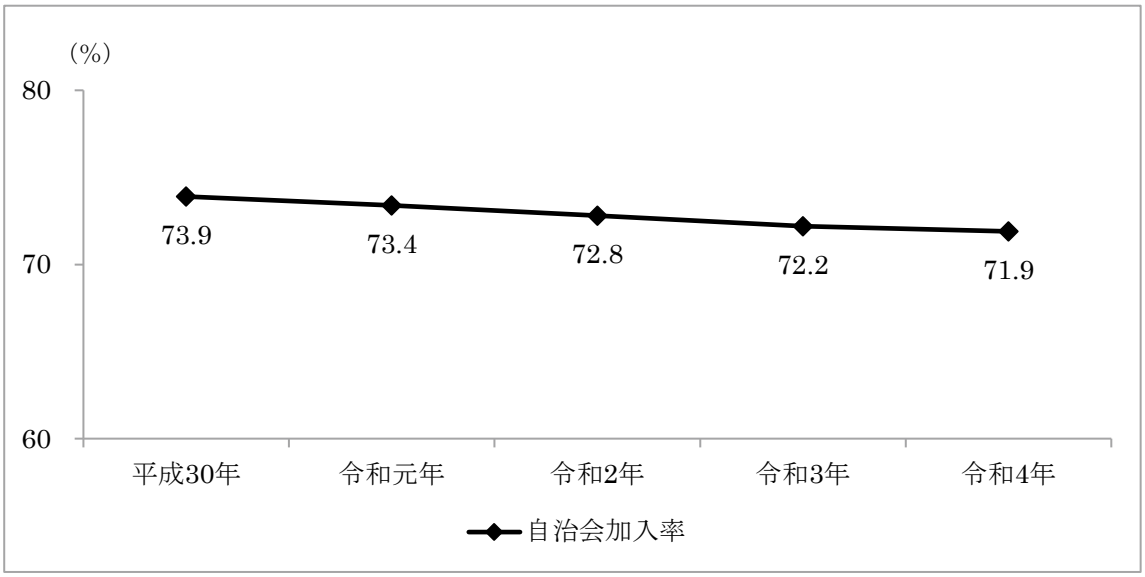


【資料：埼玉県立精神保健福祉センター(各年度末現在)】

6　地域を取り巻く現状

（１）自治会加入率の推移

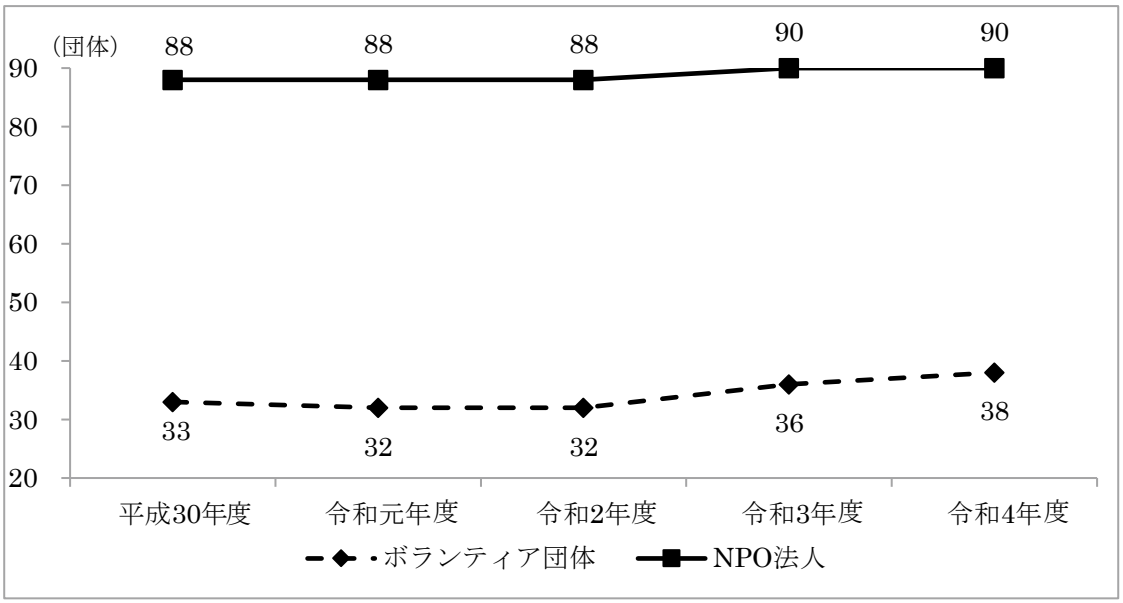
自治会加入率は、年々減少傾向にあります。



【資料：市民活動推進課(各年４月１日現在)】

（２）ボランティア団体・NPO 法人数の推移

熊谷市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数、NPO 法人数ともに、ほぼ横ばいとなっています。



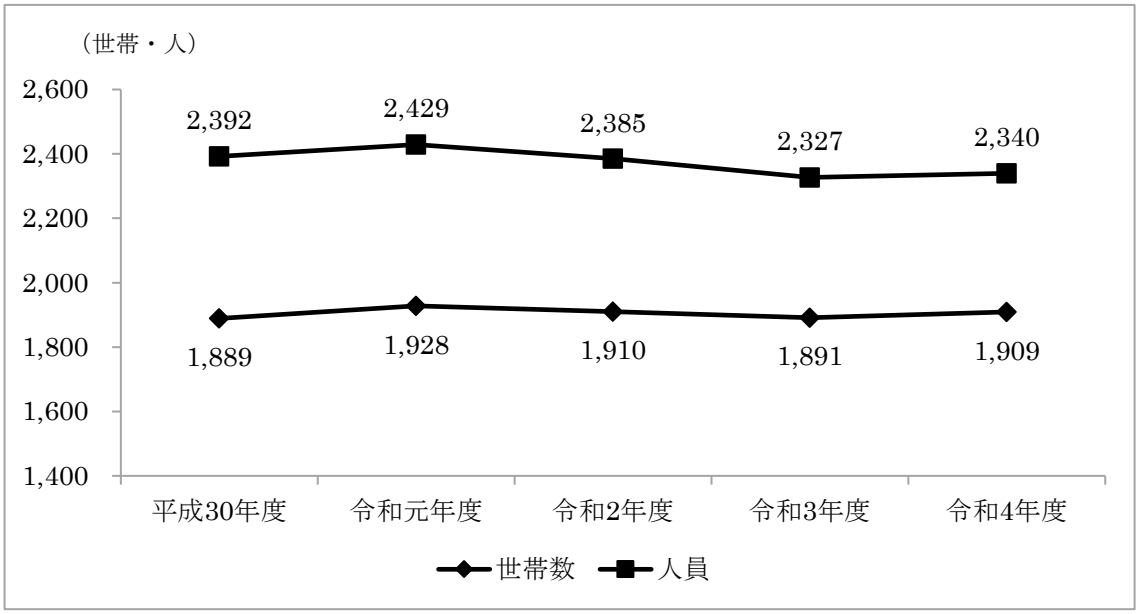
【資料：熊谷市社会福祉協議会ボランティアセンター(各年度末現在)】

【資料：市民活動推進課(各年度末現在)】

7　生活保護の現状

（１）生活保護世帯数･人員の推移

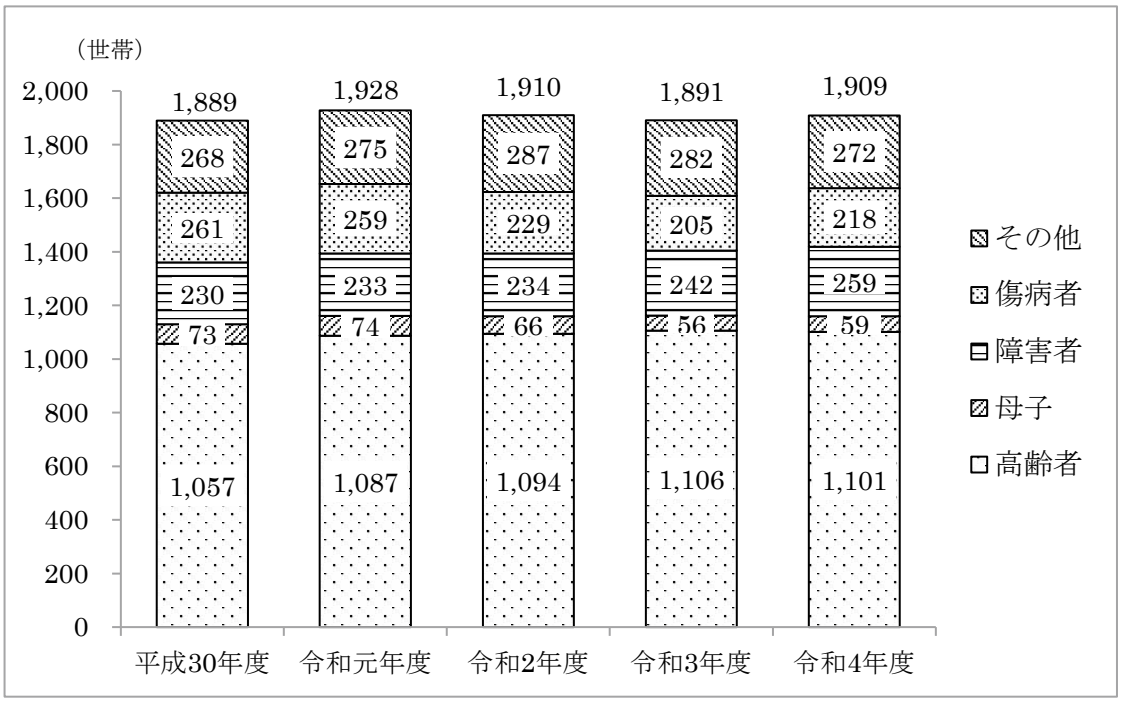
過去５年での生活保護を受給する人員数、世帯数ともに、ほぼ横ばいとなっています。



【資料：生活福祉課(各年度末現在)】

（２）生活保護世帯の類型別状況の推移

令和４年度末では高齢者世帯が全体の 57.7%を占めています。



【資料：生活福祉課(各年度末現在)】

８　市民アンケート調査結果

熊谷市と熊谷市社会福祉協議会が協働して、一体的に策定する本計画の基礎資料として、市民が「地域」や「福祉」に対して、どのように考えているかを広く聴取するため、アンケート調査を実施しました。

○調査方法

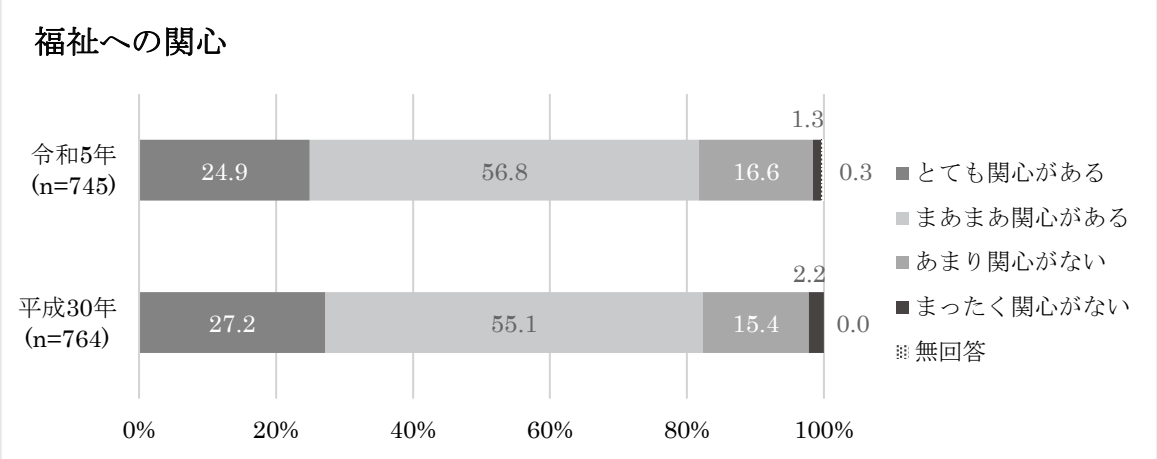
・対 象 者　2,000 人（市内に住所を有する 20 歳以上の方から無作為抽出）
・調査期間　令和５年４月 19 日～令和５年５月９日
　（前回：平成 30 年４月 10 日～平成 30 年４月 24 日）
・回答者数　745 人（前回：764 人）
　（20～30 代：85 人、40～50 代：262 人、60 代以上：396 人、
　不明：２人）
・回 答 率　37.3%（前回：38.2%）

※グラフ中の「ｎ」は、回答者数

（１）福祉への関心・参加状況

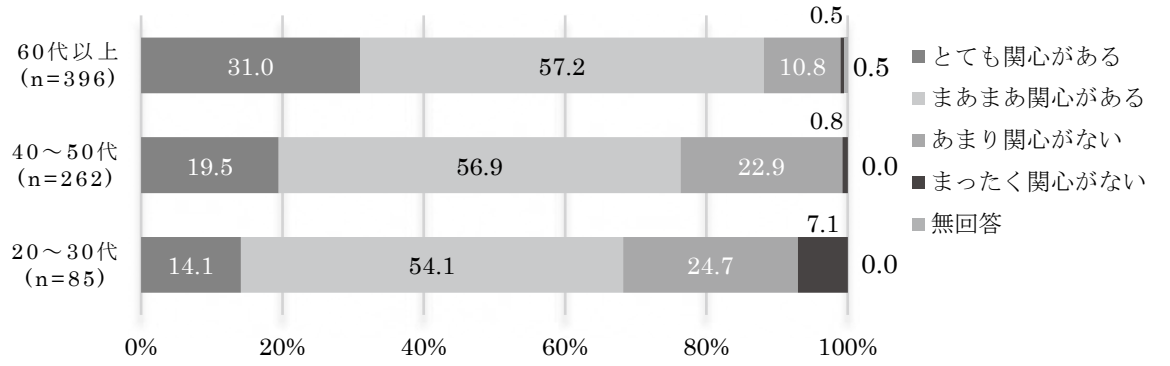
①　福祉への関心

福祉に「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせると 81.7%が「関心がある」と回答しています。前回調査時と比べると 0.6 ポイント減少しています。



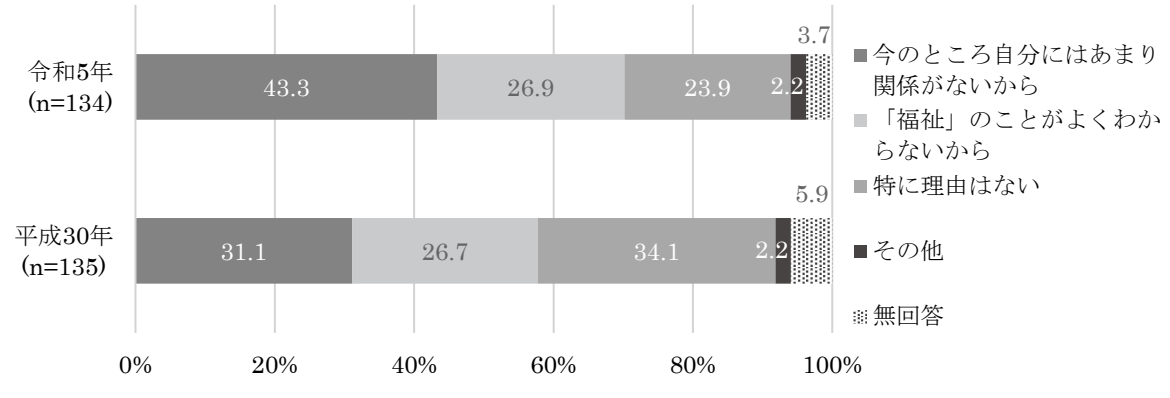
年代別にみると、60 代以上では、「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせると 88.2%となっていますが、若い世代ほど関心が低くなり、20～30 代では 68.2%となっています。

福祉への関心（年代別）



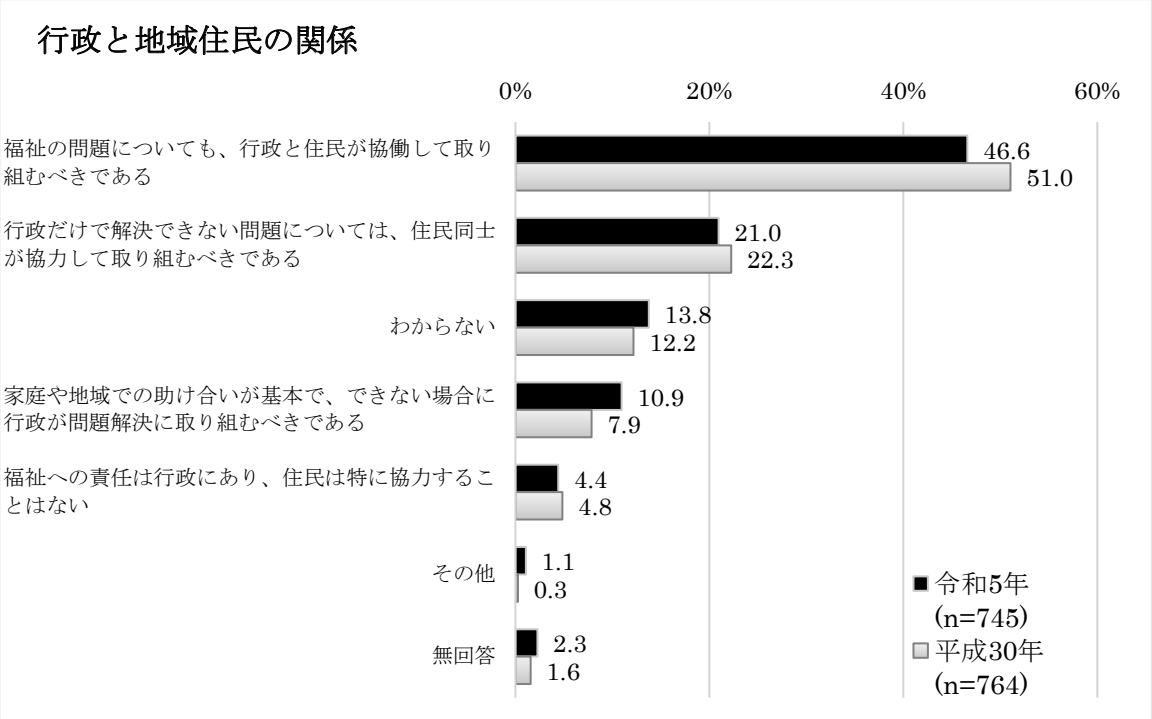
関心のない理由としては、「今のところ自分にはあまり関係がない」が 43.3%で、前回調査時よりも 12.2 ポイント増加しています。

関心のない理由



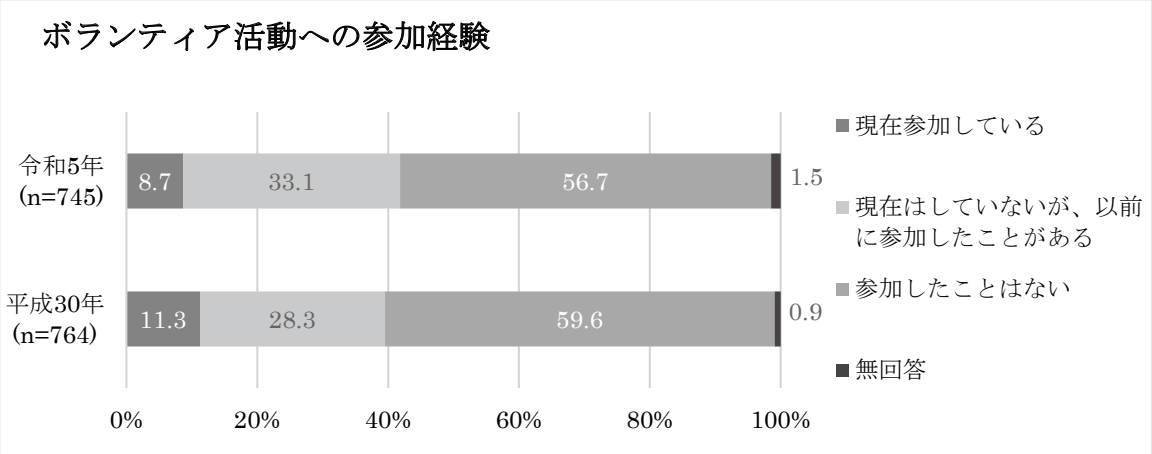
② 福祉のまちづくりに向けた行政と地域住民の関係

福祉のまちづくりに向けた行政と地域住民の関係について、「行政と住民が協働して取り組むべき」が 46.6%で、「行政だけで解決できない問題については、住民同士が協力すべき」、「家庭や地域での助け合いが基本で、できない場合に行政が取り組むべき」を合わせると、78.5%が福祉に関しては住民の参加が必要と考えています。



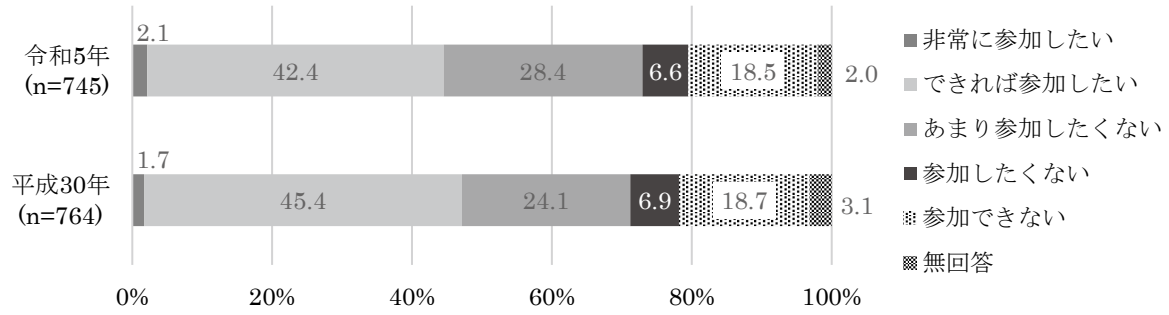
③ ボランティア活動への参加

ボランティア活動への参加について、「現在参加している」、「以前に参加したことがある」の合計は 41.8%で、前回調査時から 2.2 ポイント増加しています。



今後のボランティア活動への参加意向については、「非常に参加したい」、「できれば参加したい」の合計が 44.5%で前回調査時から 2.6 ポイント減少しているものの、半数近くの方は今後ボランティア活動に「参加したい」と考えています。一方、「あまり参加したくない」、「参加したくない」の合計は 35%で前回調査時から 4 ポイント増加しています。

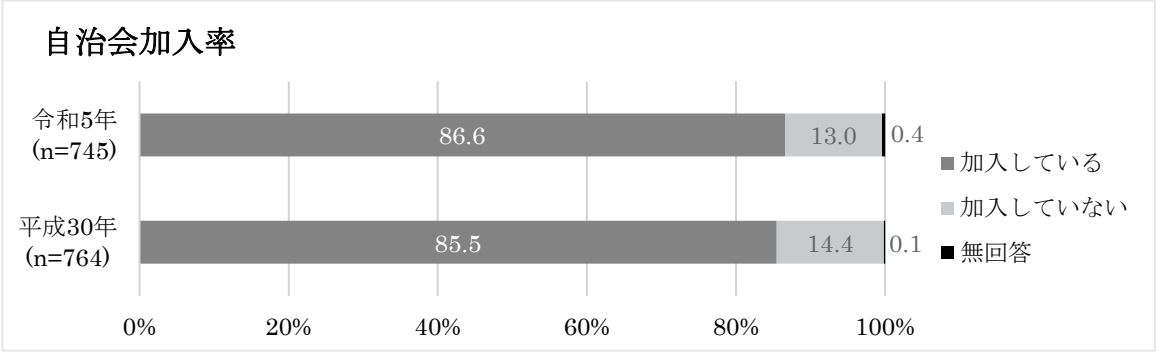
今後のボランティア活動への参加意向



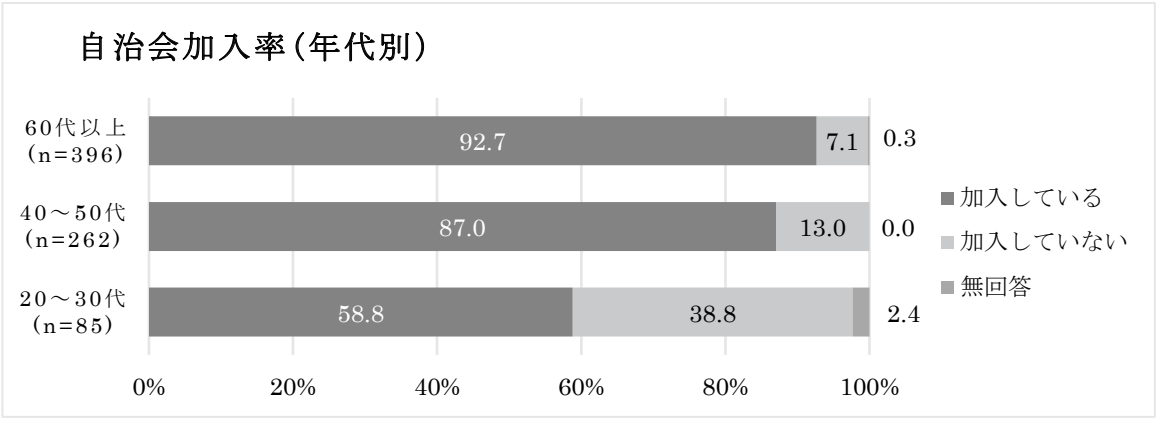
（2）地域との関わり

① 自治会加入率

自治会加入率は、前回調査時からほぼ横ばいとなっています。

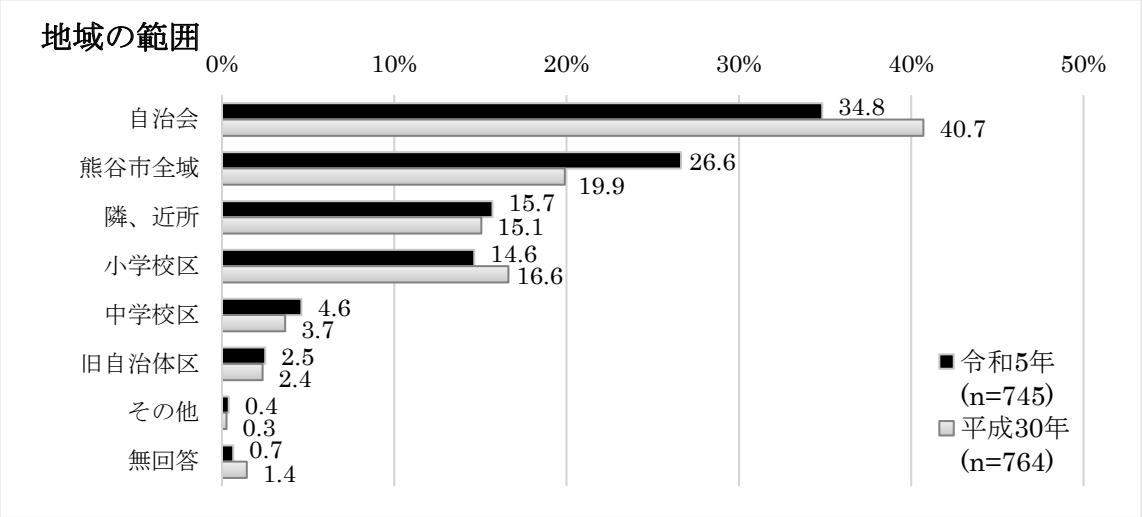


年代別では、60 代以上の 92.7%に対して、20～30 代では 58.8%となり、自治会加入率は低くなっています。



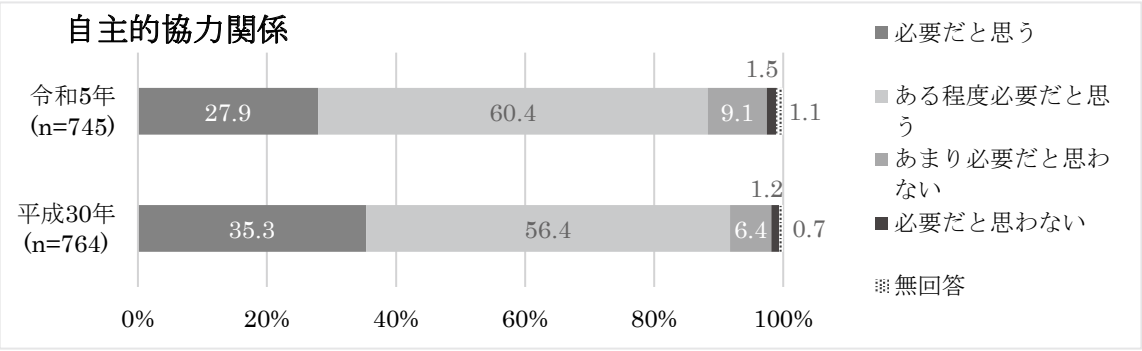
② 地域の範囲

地域の範囲は、「自治会」と考える人が 34.8%と最も多かったが、前回調査時よりも割合が減少し、「熊谷市全域」と考えている人の割合が増加しています。



③ 住民相互の自主的な協力関係

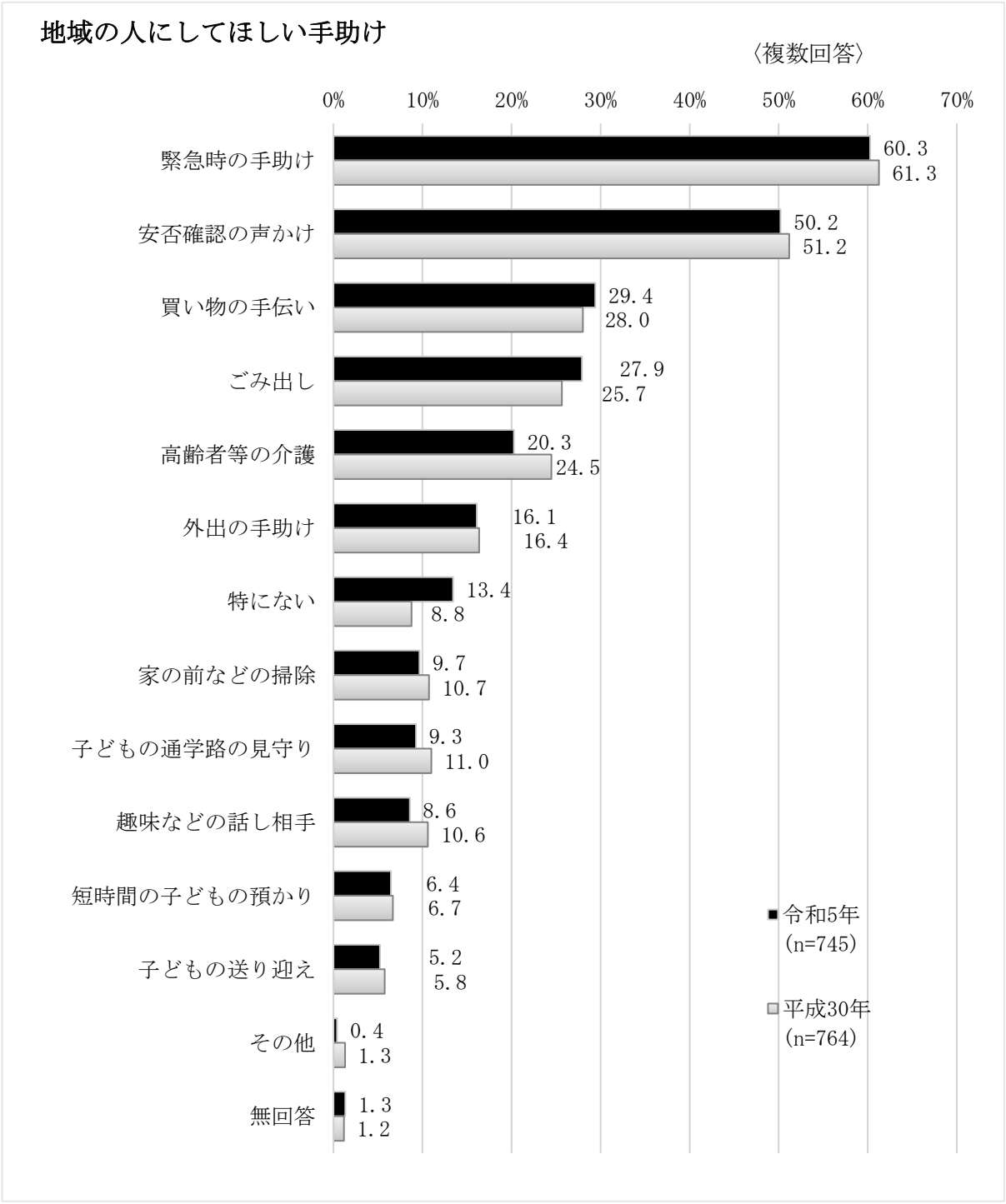
地域社会の生活で起こる問題に対して、「住民相互の自主的な協力が必要か」との質問に対しては、前回調査時と同様に約 9 割の方が必要と考えています。



④ 地域の人にしてほしい手助け

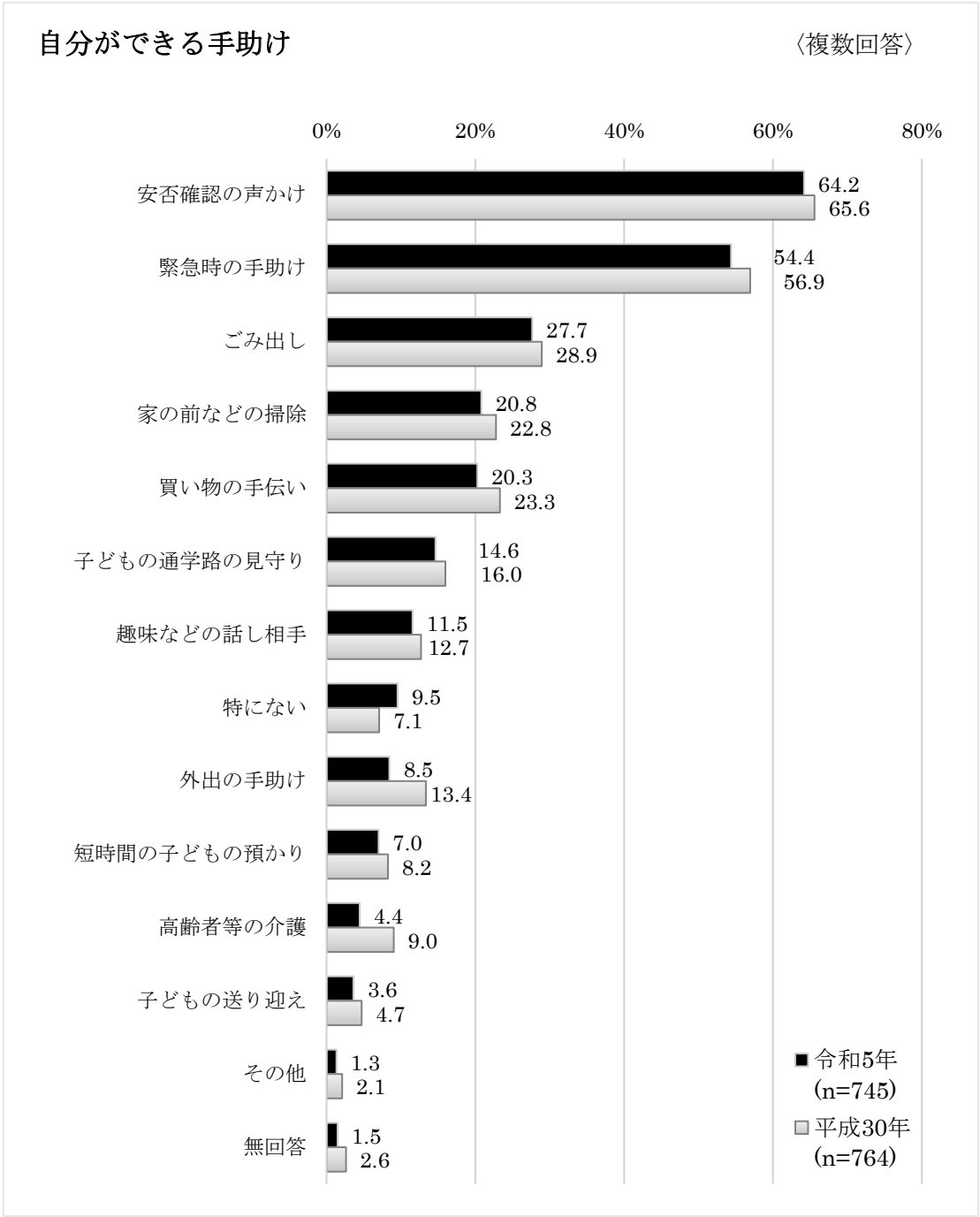
日常生活の中で不自由になったとき、地域の人にしてほしい手助けについては、「緊急時の手助け」、「安否確認の声かけ」が前回調査時と同様に上位を占めています。

地域の人にしてほしい手助け



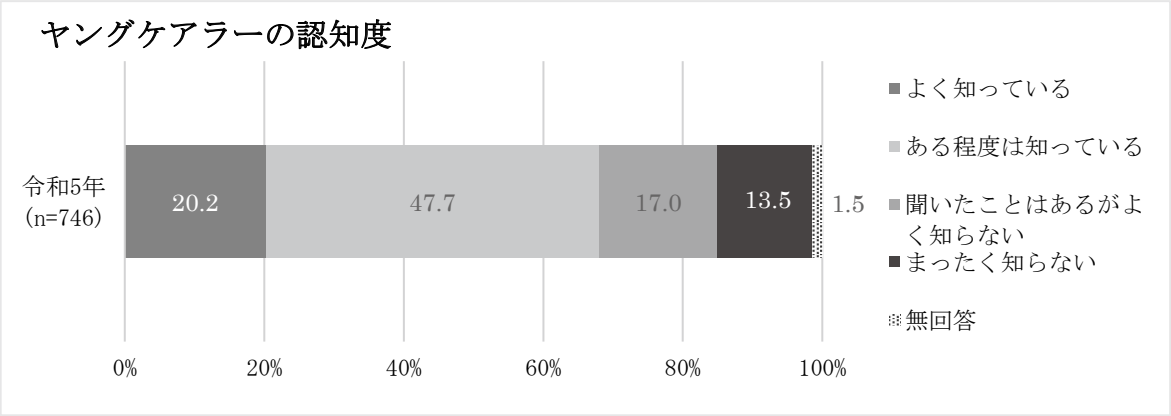
⑤ 自分ができる手助け

隣近所で困っている家族があった場合に自分ができる手助けについては、地域の人にしてほしい手助け同様、「安否確認の声かけ」、「緊急時の手助け」が上位を占めています。



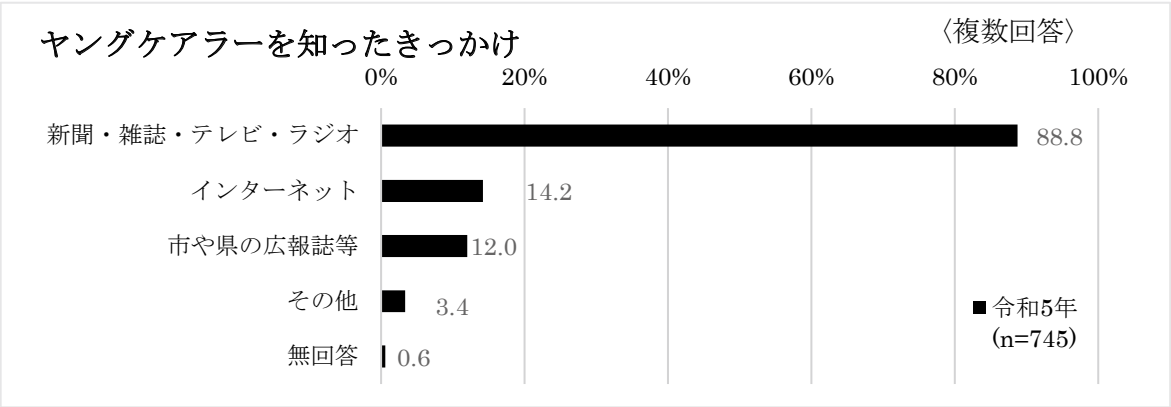
⑥ ヤングケアラーの認知度

「よく知っている」、「ある程度知っている」を合わせると 67.9%が知っていると回答しています。



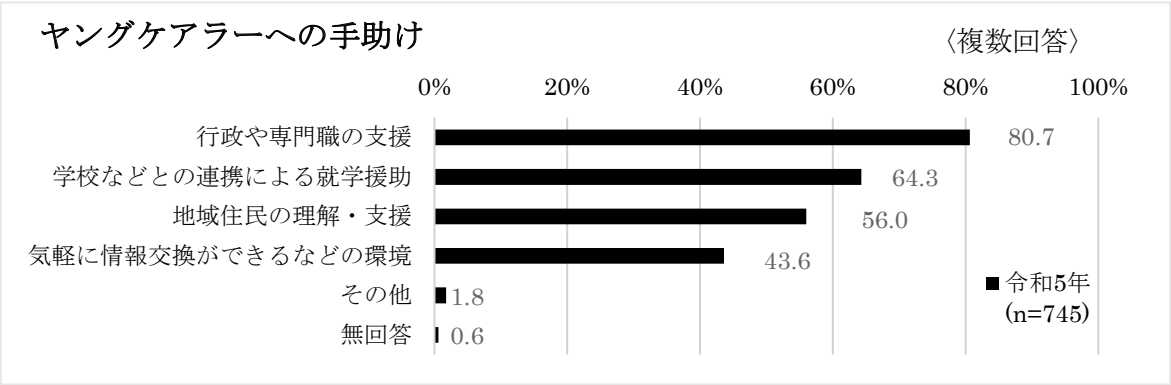
⑦ ヤングケアラーを知ったきっかけ

知ったきっかけは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオによるものが 88.8%と最も多く、社会問題として報道される機会が増えたことによるものと考えられます。



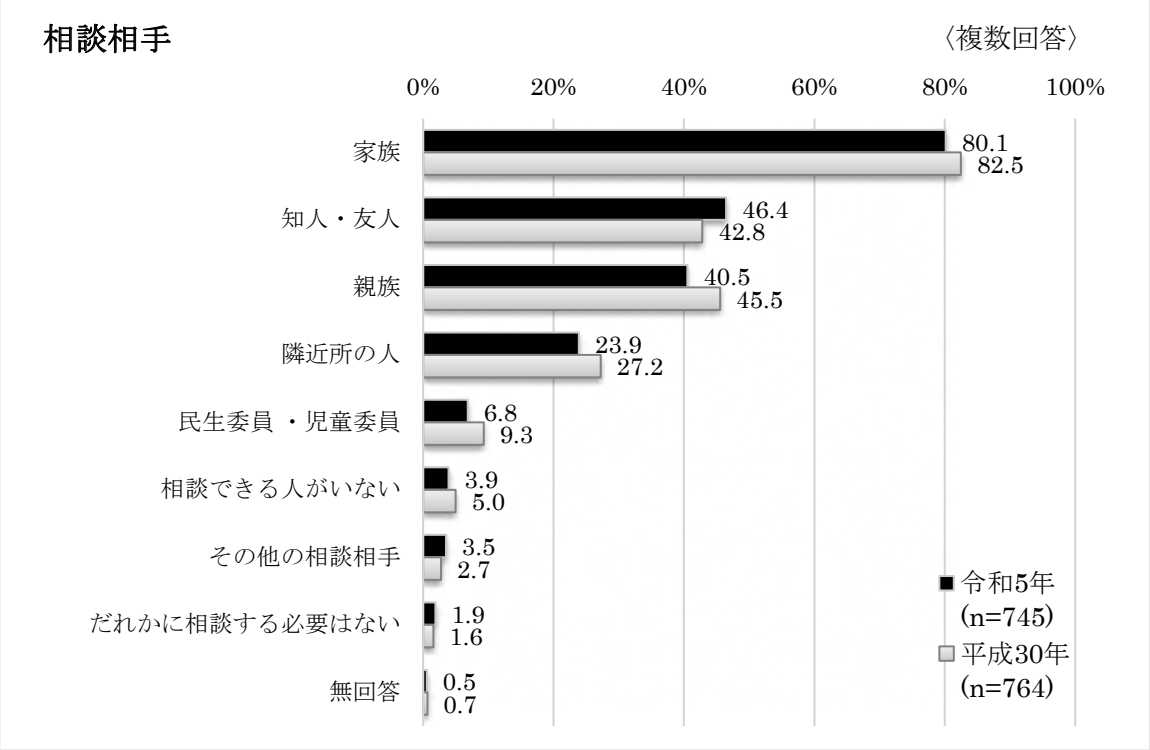
⑧ ヤングケアラーへの手助け

「行政や専門職の支援」、「学校などとの連携による就学援助」の回答が上位を占めています。今後、地域住民への理解促進、支援体制の構築、気軽に情報交換ができるなどの環境整備が求められていくものと考えられます。



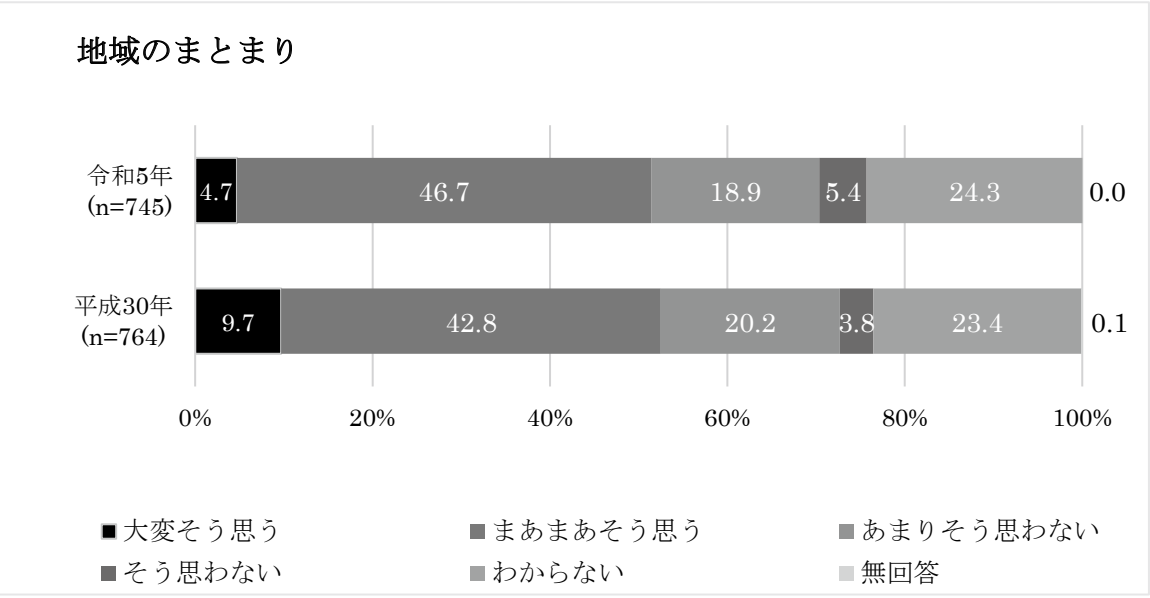
⑨ 相談相手

困った時の相談相手としては、家族、知人・友人が上位を占めています。



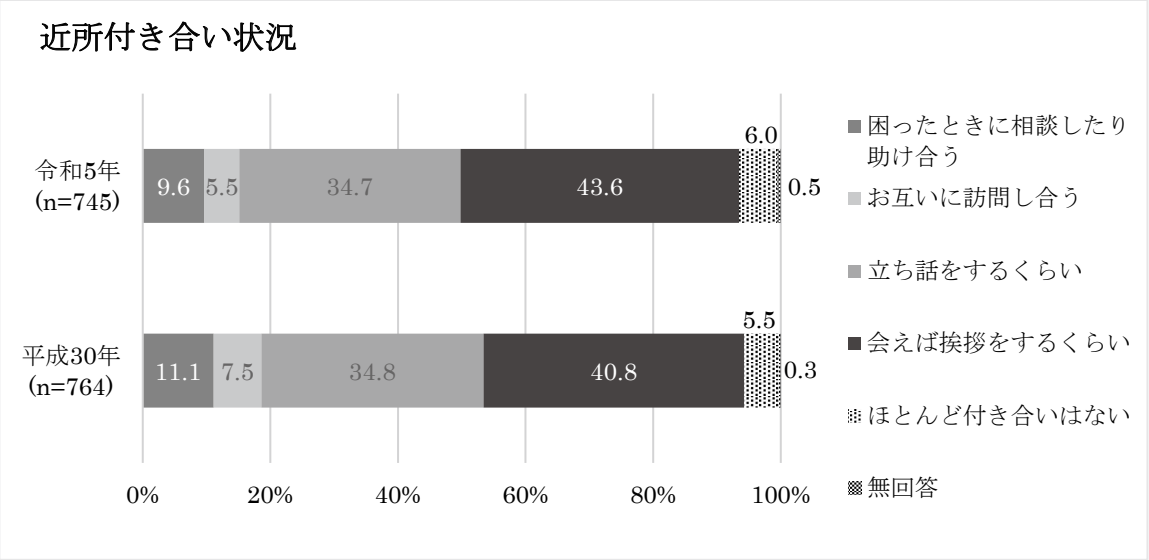
⑩ 地域のまとまり

「身近な地域にまとまりがあるか」について、「大変そう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると５割以上の方が「まとまりがある」と回答しています。

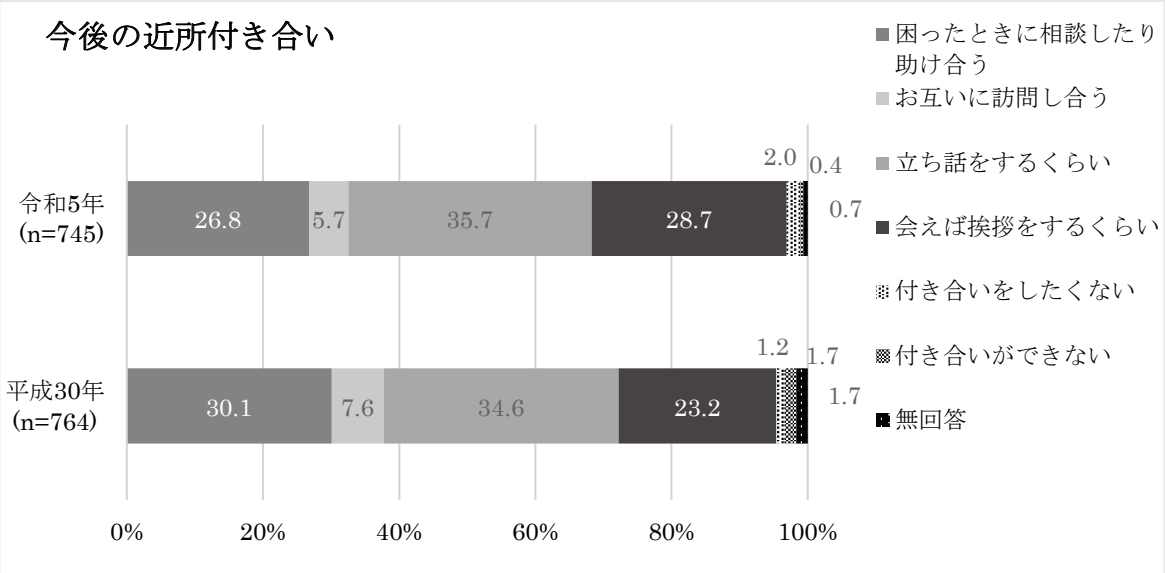


⑪ 近所付き合い

普段の近所付き合いについて、「会えば挨拶をするくらい」、「立ち話をするくらい」という回答が上位を占めています。



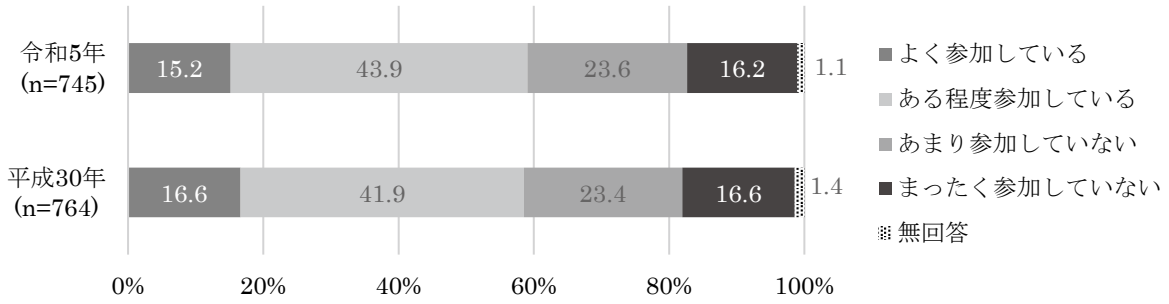
今後の近所付き合いについては、「困ったときに相談をしたり助け合う」は前回調査時よりも 3.3%減少している一方で、「会えば挨拶をするくらい」が 5.5 ポイント増加しています。



⑫ 地域行事・活動

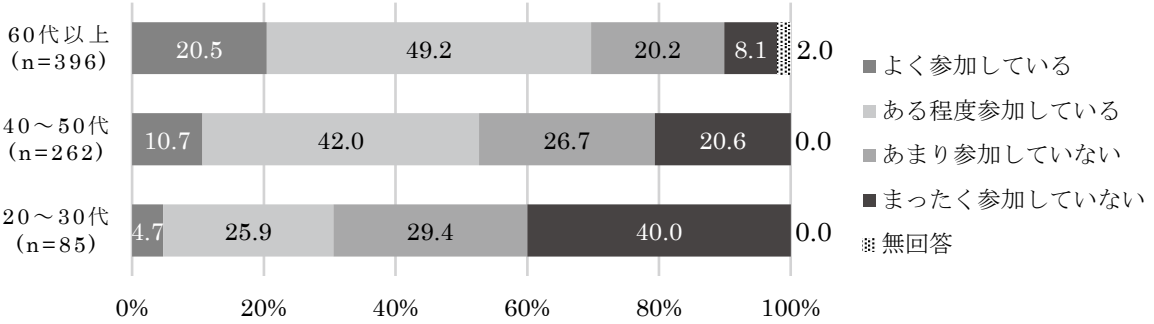
地域の行事や活動などへの参加・協力について、「よく参加している」、「ある程度参加している」を合わせると 59.1%で、前回調査時とほぼ同様です。

行事参加状況



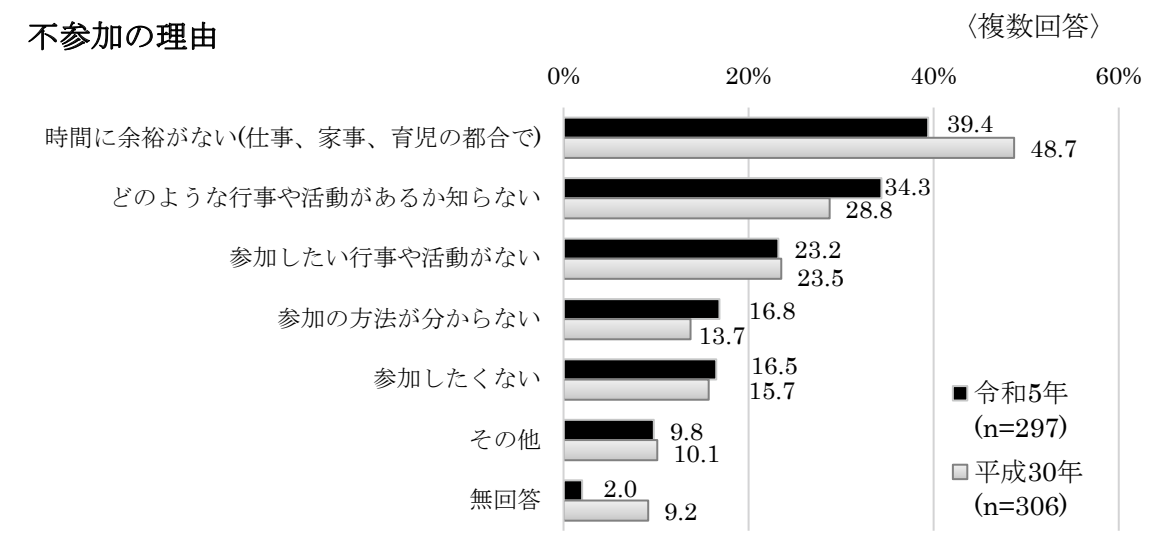
年代別にみると、60 代以上では 69.7%が参加していますが、20～30 代では、30.6%と低くなっています。

行事参加状況（年代別）



不参加の理由は、「時間に余裕がない」が前回調査時同様１位を占めています。

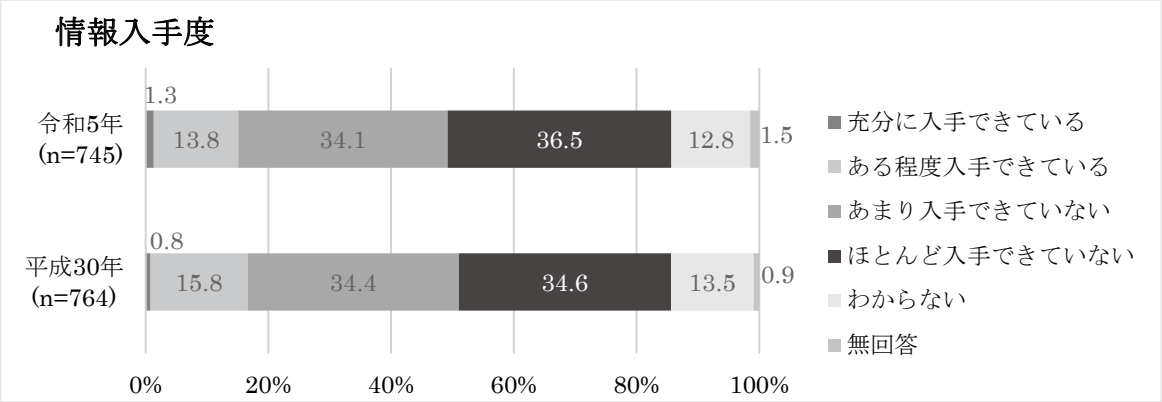
不参加の理由



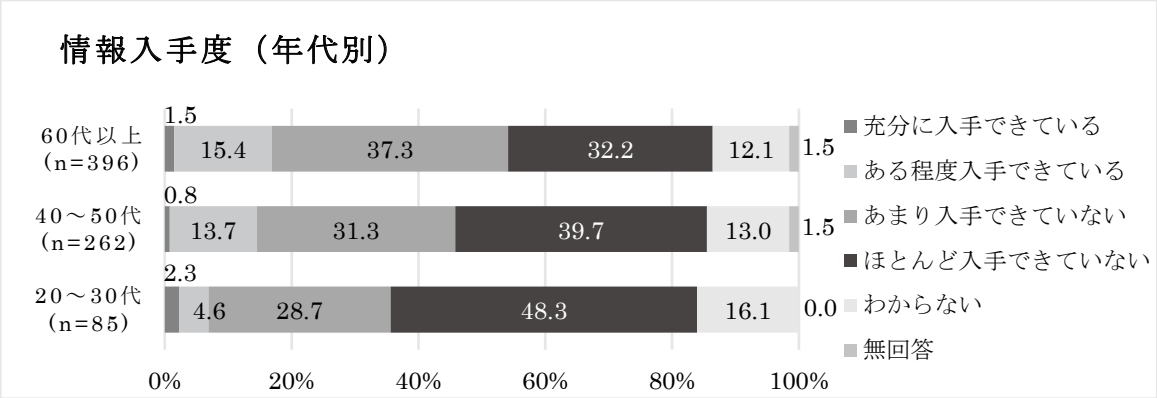
（３）福祉サービスについての情報

① 情報入手度

福祉サービスに関する情報の入手度については、「入手できている方」と「入手できていない方」の割合は、前回調査時からほぼ横ばいとなっています。

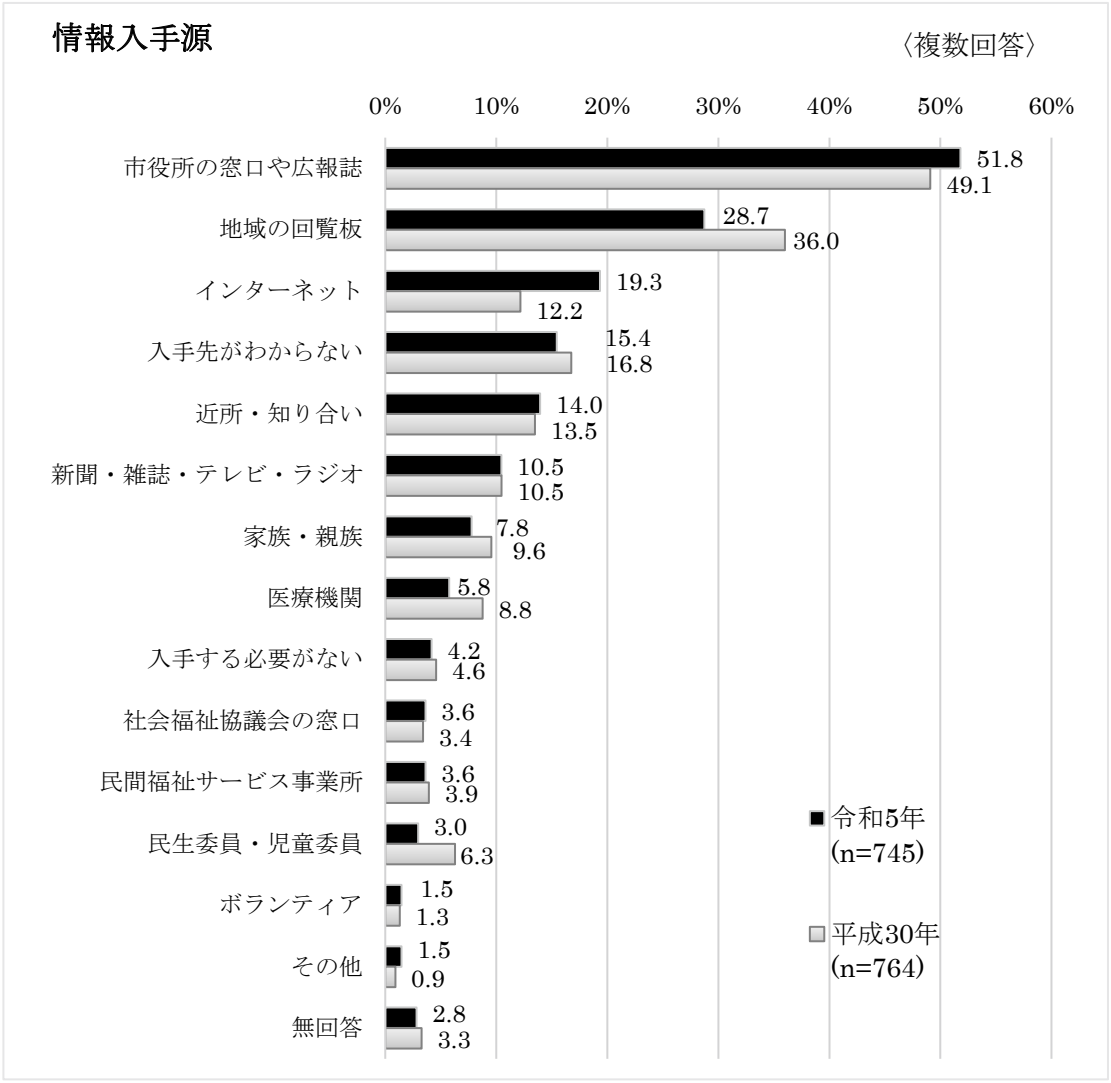


年代別に見ると、若年層ほど「入手ができていない」と回答しています。



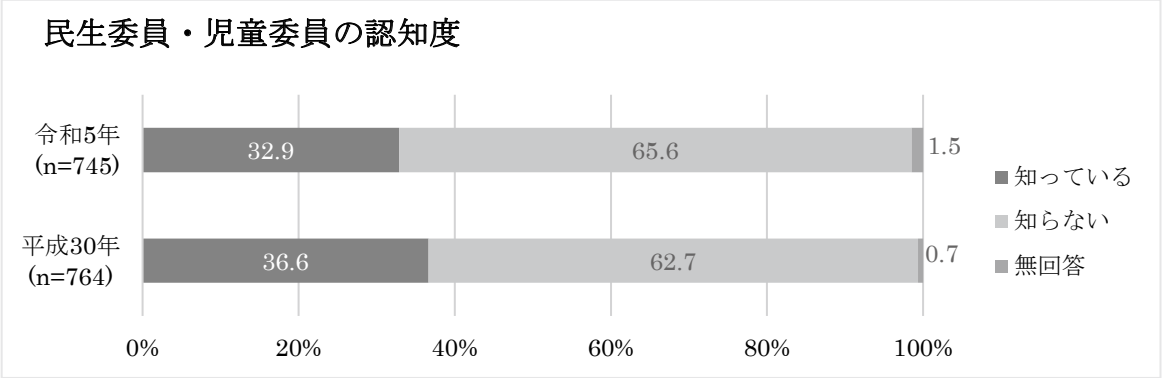
② 情報入手源

福祉サービス情報の入手源では、「市役所の窓口や広報誌」が前回調査時と同様１位を占めています。また、「地域の回覧板」が前回調査時より減少する一方、「インターネット」が増加しています。

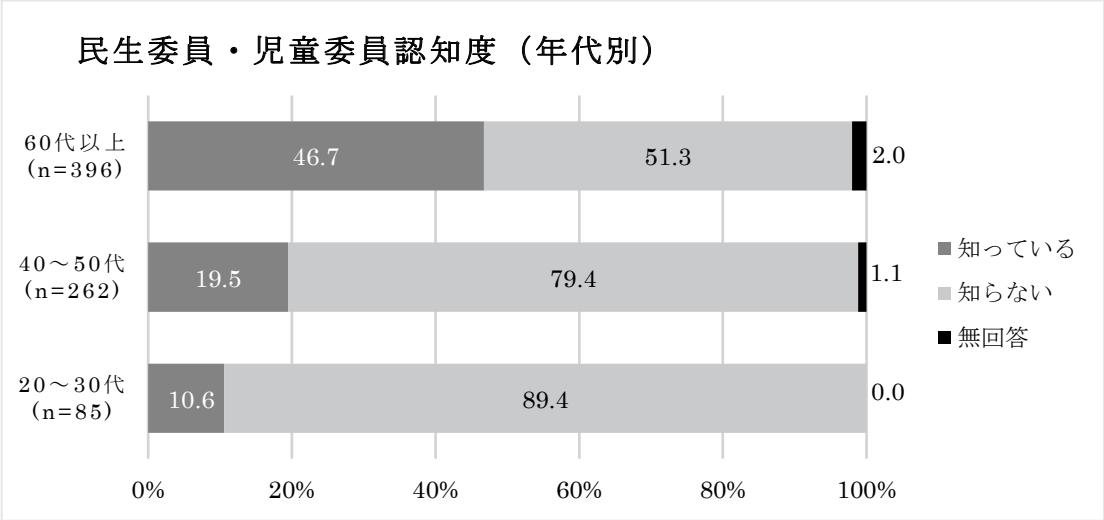


③ 民生委員・児童委員の認知度

自分の地区の民生委員・児童委員を知っている方は 32.9%で、前回調査時よりも 3.7 ポイント減少しています。

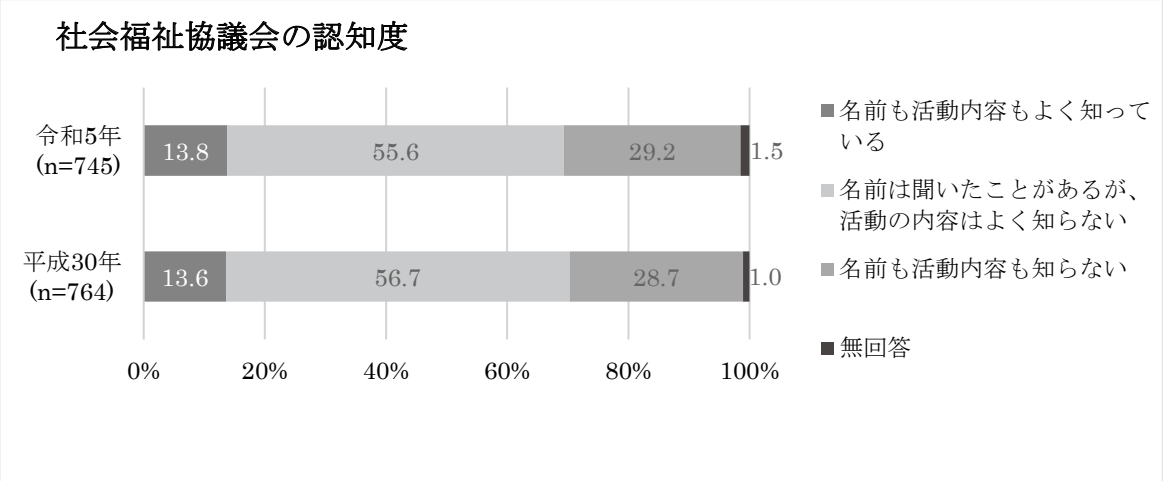


年代別では、60 代以上の 46.7%に対して、20～30 代では 10.6%となり、認知度は極端に低くなっています。

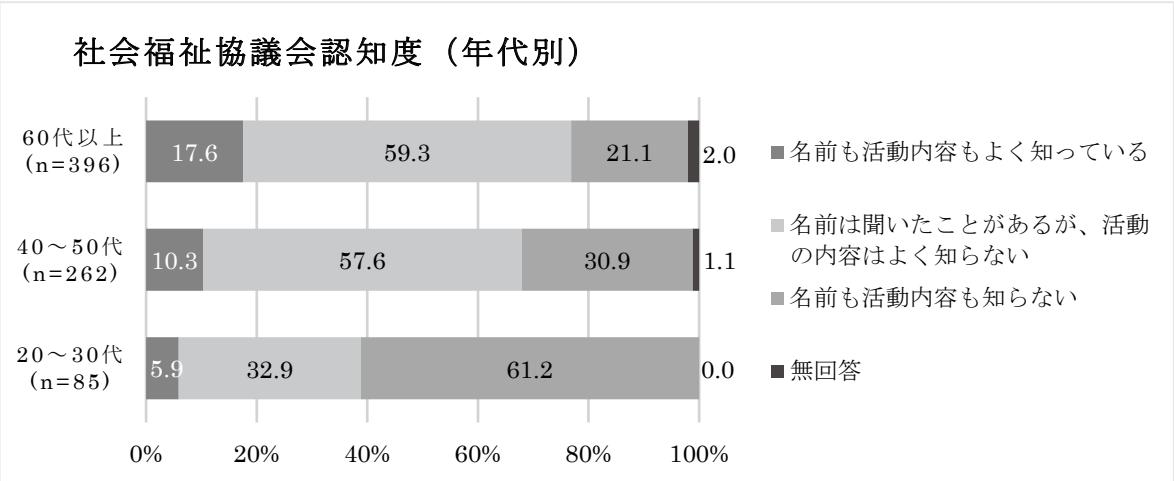


④ 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度については、少なくとも「名前は聞いたことがある」が 69.4%で前回調査時とほぼ同様である一方、「名前も活動内容も知らない」方が 29.2%となっています。

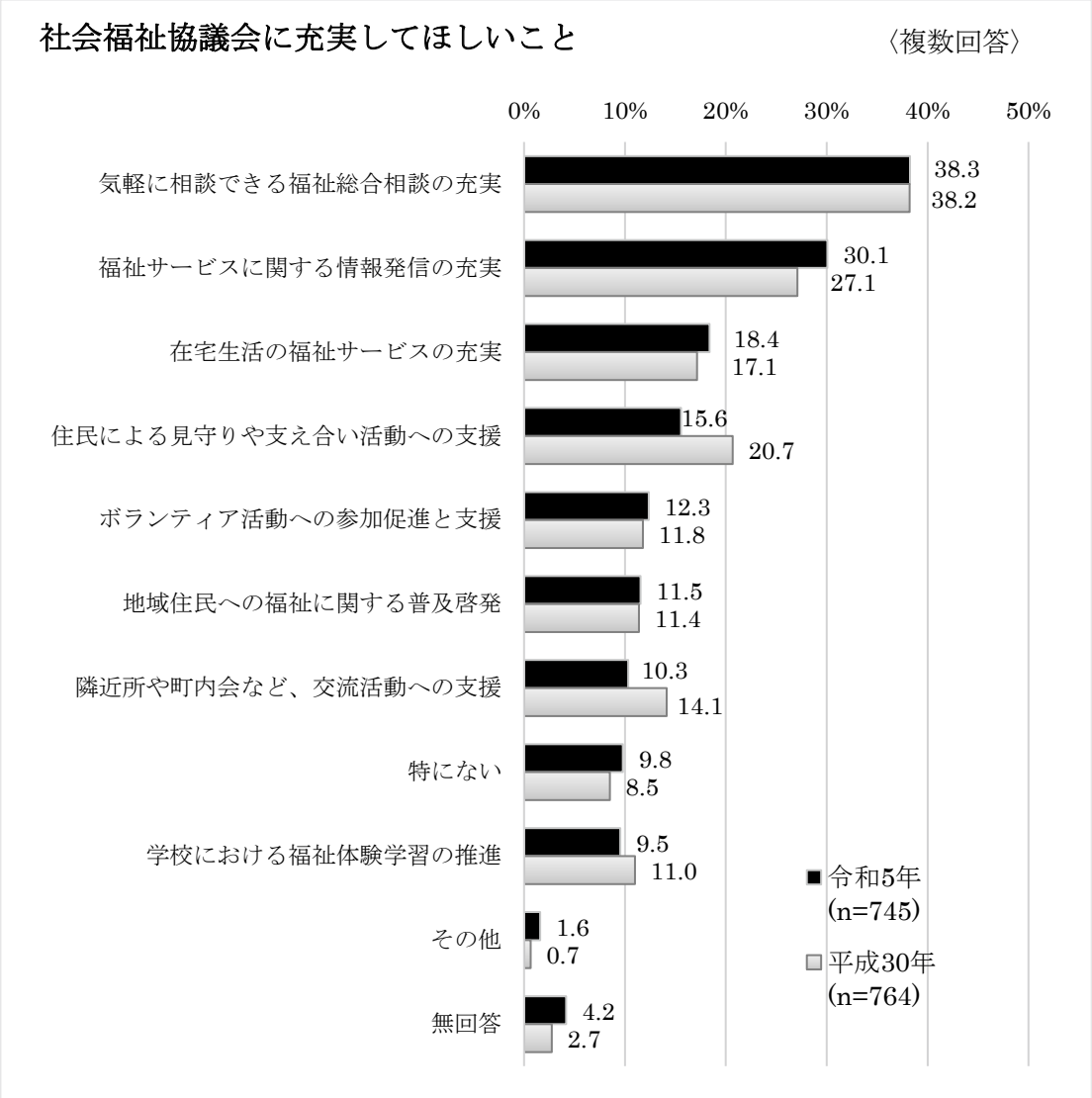


年代別では、60 代以上では 76.9%の方が少なくとも「名前は聞いたことがある」と回答していますが、20～30 代では 38.8%と極端に低くなっています。



⑤ 社会福祉協議会に充実してほしいこと

社会福祉協議会に充実してほしいことは、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が38.3%で前回調査時と同様１位を占めています。また、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が 30.1%と前回調査時から３ポイント増加しています。

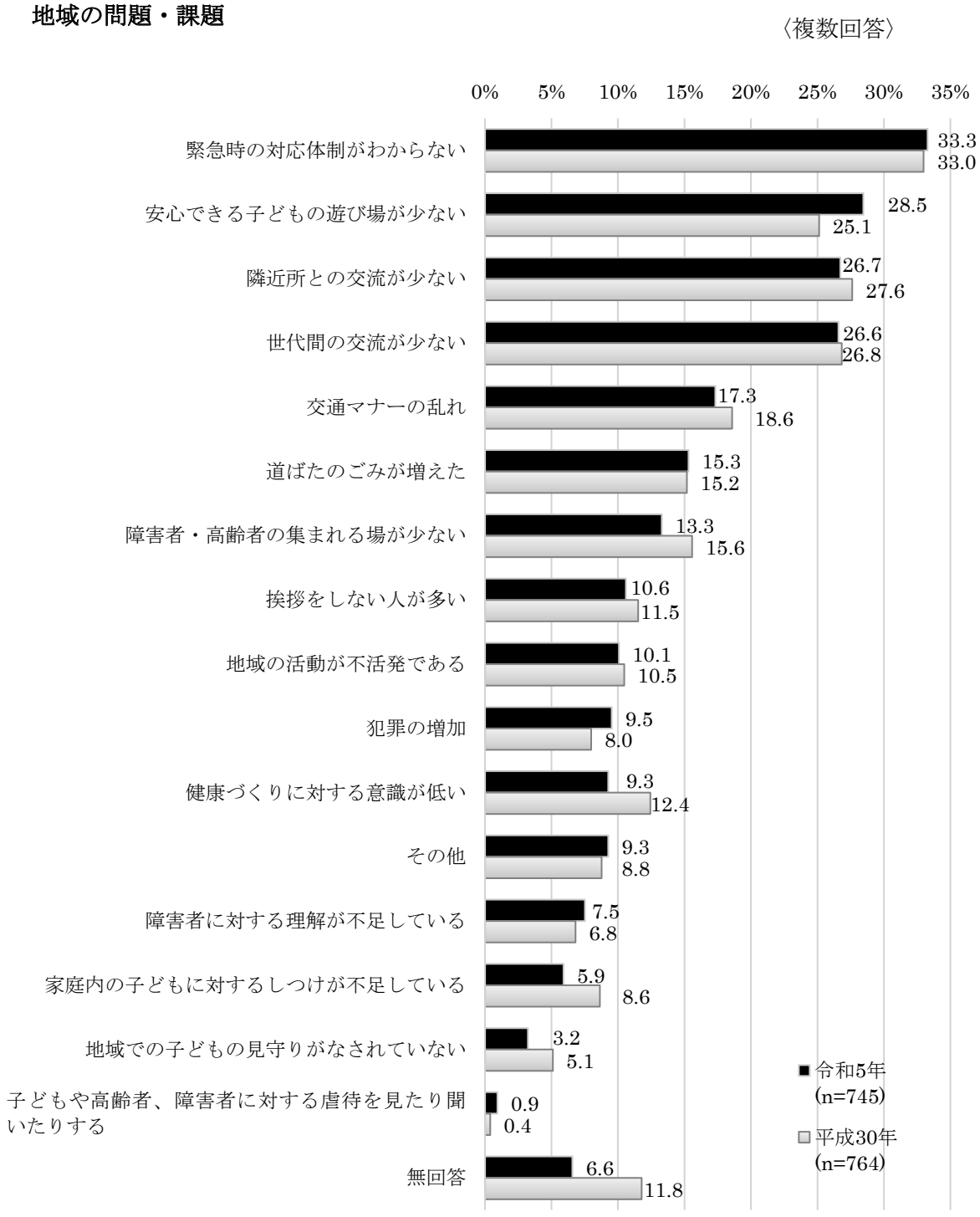


（4）安全･安心について

① 地域の問題･課題

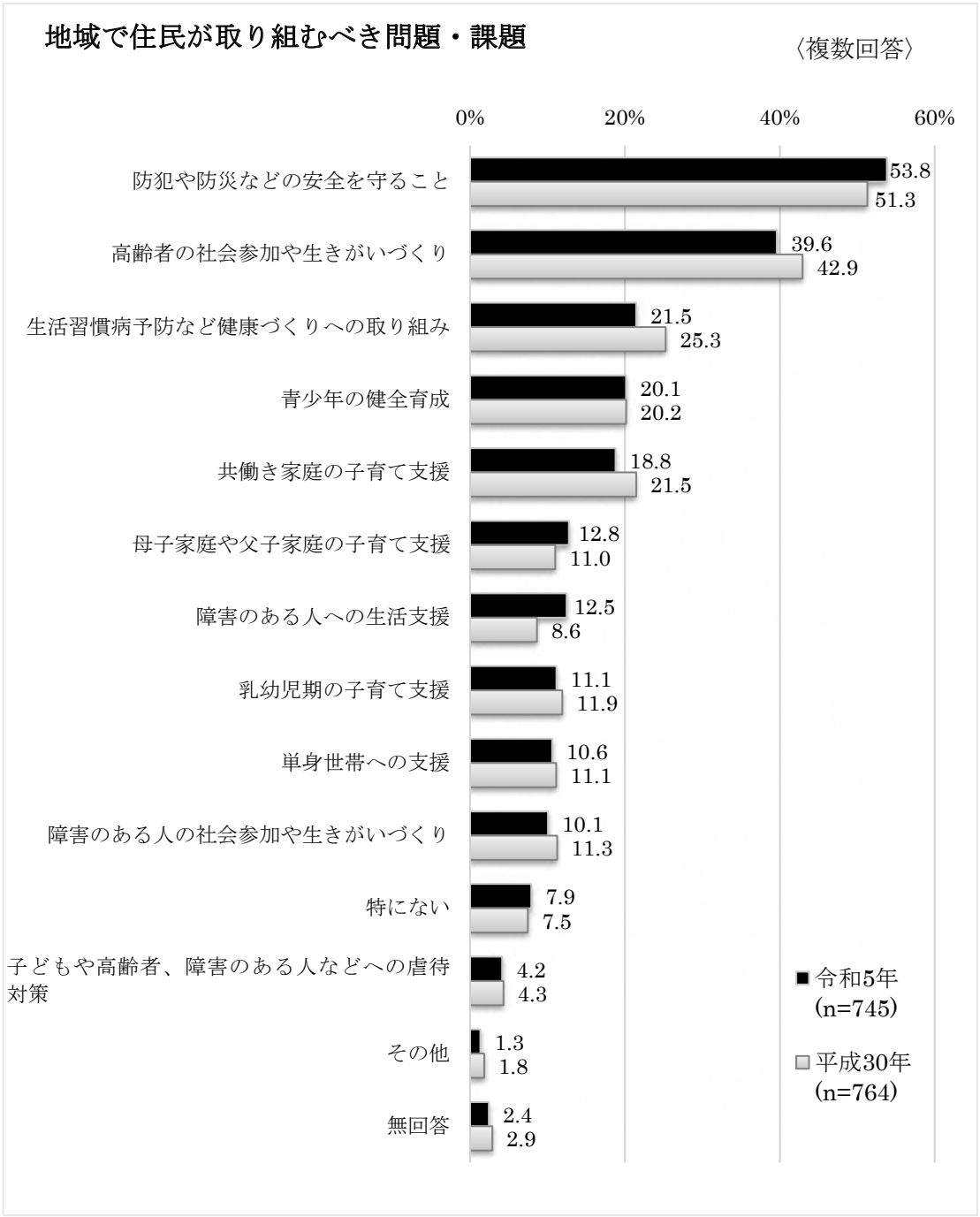
地域の問題･課題について、「緊急時の対応体制がわからない」が 33.3%で前回調査と同様１位を占めています。

地域の問題・課題



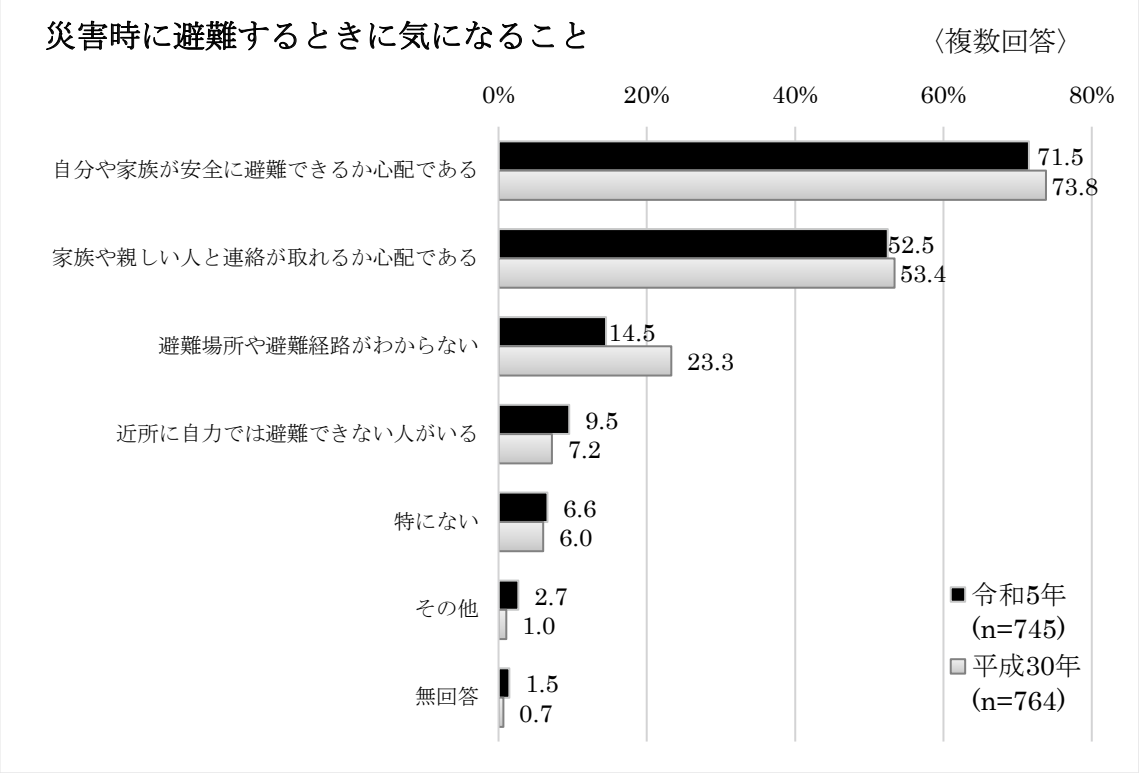
② 地域で住民が取り組むべき問題・課題

地域で住民が取り組むべき問題・課題については、「防犯や防災など安全を守ること」が53.8%で前回調査時と同様１位となり、安全・安心に対する意識が高いことがうかがえます。



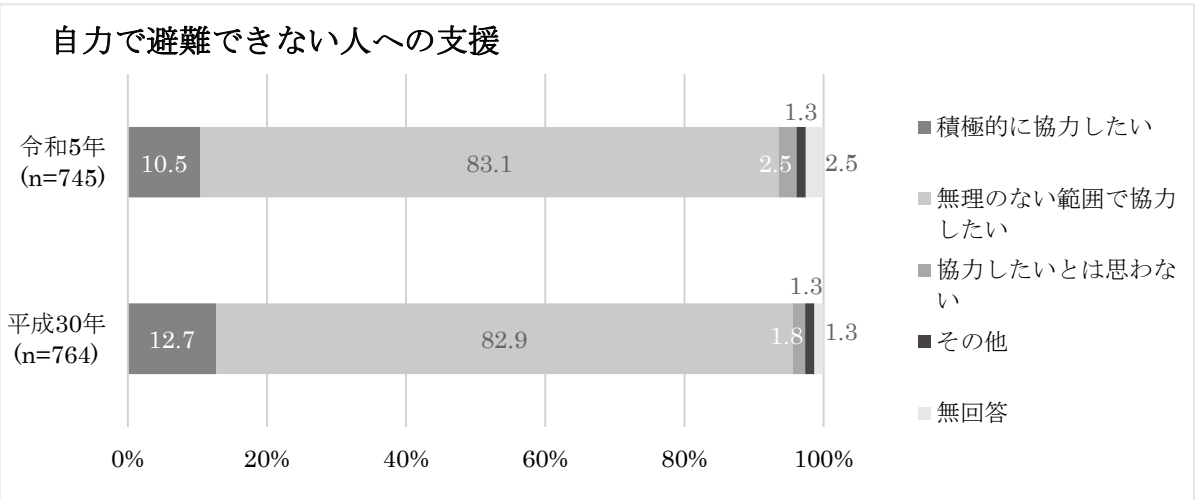
③ 災害時に避難するときに気になること

災害時に避難するとき気になることとしては、「自分や家族が安全に避難できるか心配」、「家族や親しい人と連絡が取れるか心配」が高い割合を占めています。

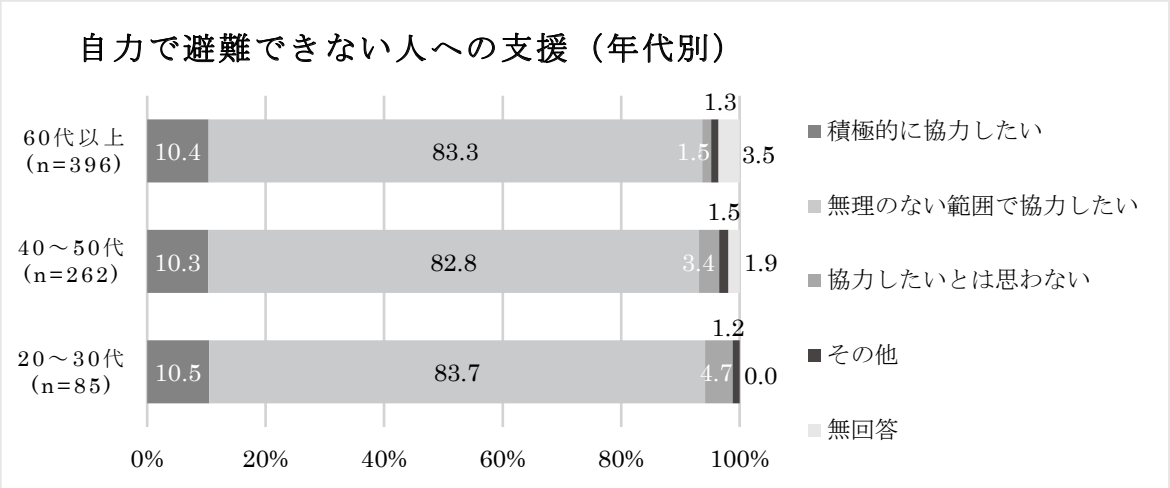


④ 自力で避難できない人への支援

自力で避難できない人への支援については、「無理のない範囲で協力したい」を含めると、前回調査時同様に９割以上の方が「協力したい」と考えています。



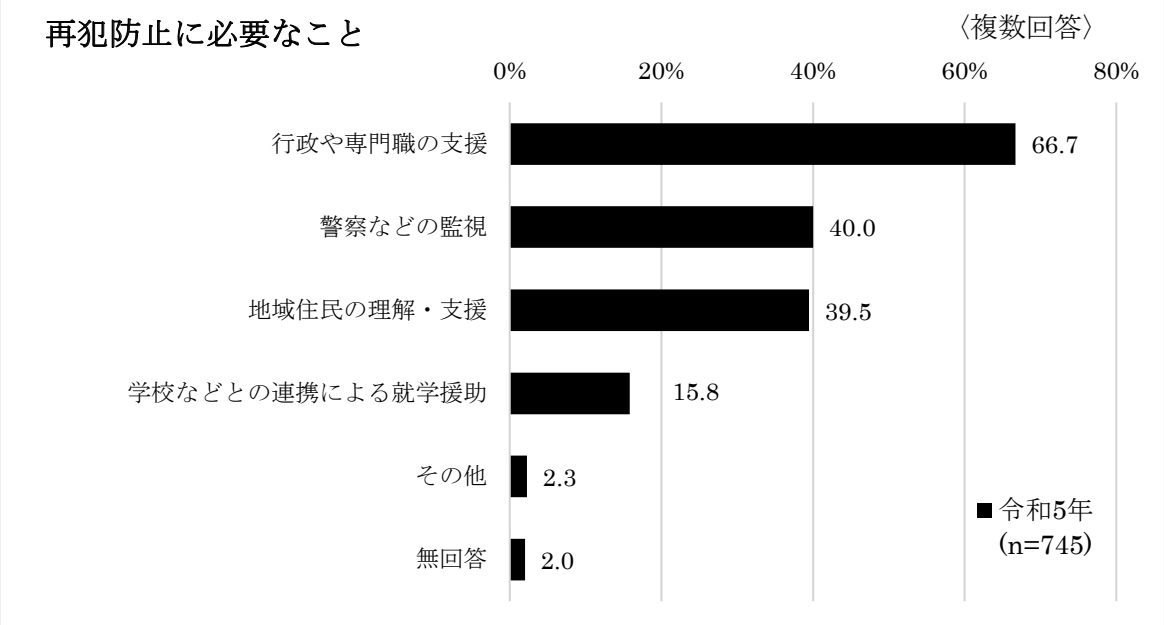
年代別で見ても、全ての年代の方が、高い割合で「協力したい」と考えています。



⑤ 再犯防止※に必要なこと

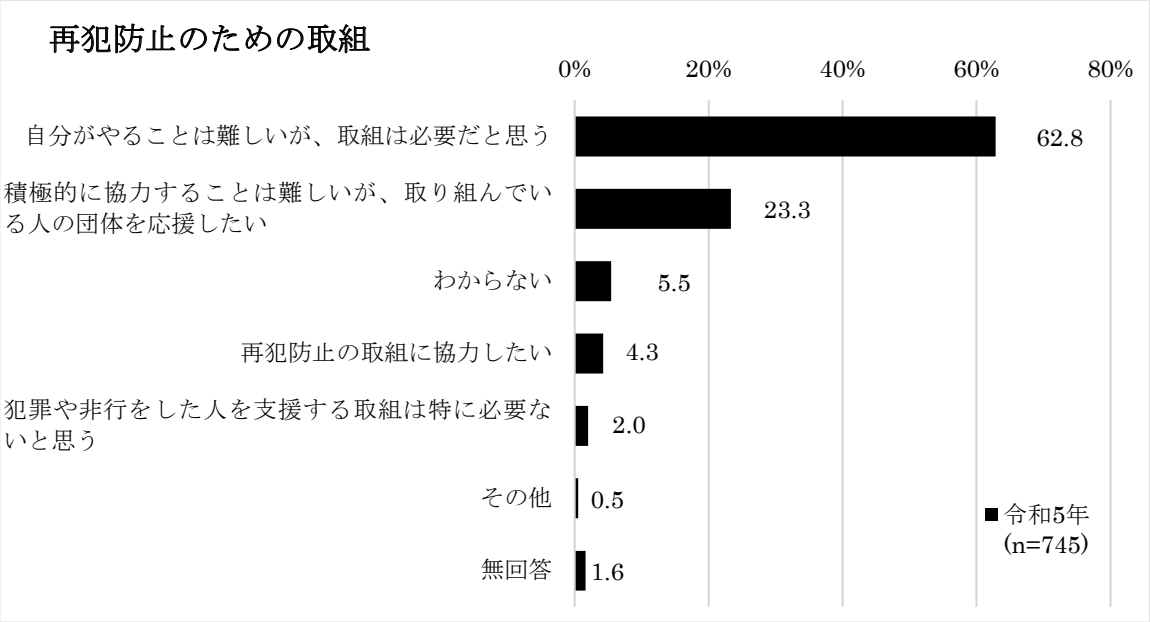
「行政や専門職の支援」、「警察などの監視」の回答が多く占めています。

今後、公的な機関による支援のみならず、地域における理解の促進や支援も必要になるものと考えられます。



⑥ 再犯防止のための取組

「自分がやることは難しいが、取組は必要」の回答が 62.8%となっています。今後は、地域ぐるみで取り組む支援のあり方が求められていくものと考えられます。



※再犯防止　犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年になることを防ぐことを含む）。

９　団体アンケート調査結果

本計画の基礎資料とするため、日頃から市内で活動されている団体の方々が「地域」や「福祉」に対して、どのように考えているのかを広く聴取するため、アンケートを実施しました。

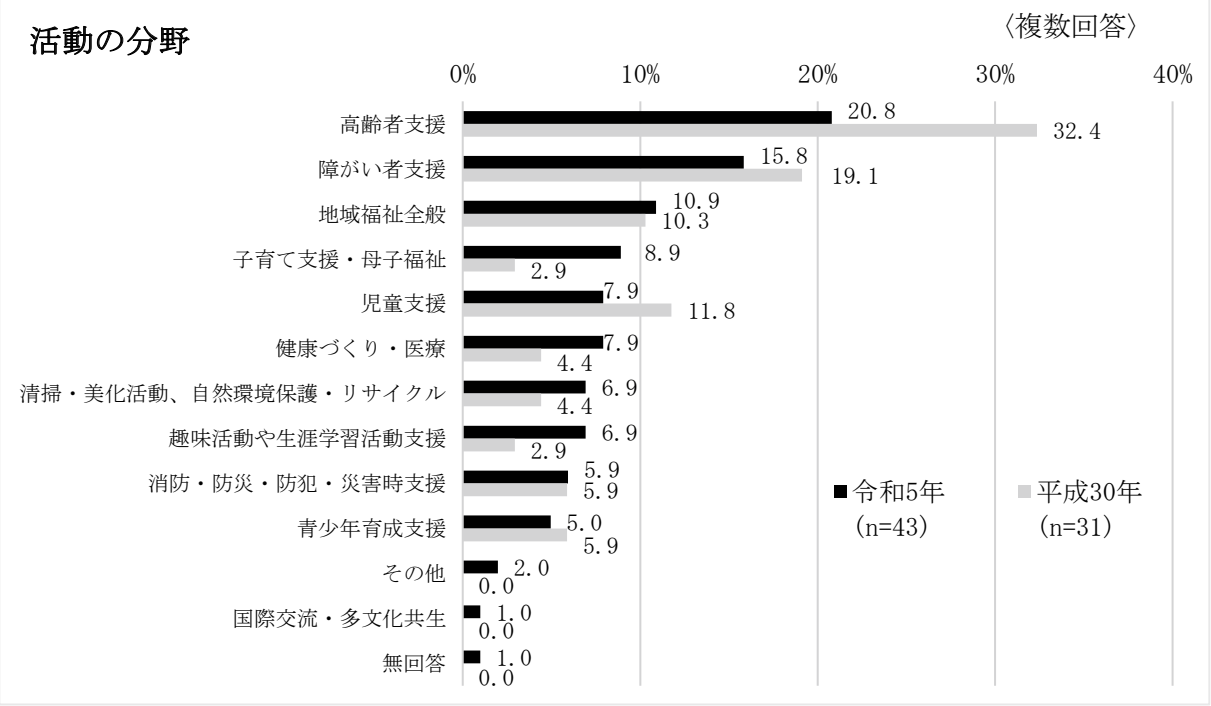
○調査方法

- 対象団体　59 団体（熊谷市ボランティア連絡会登録団体及び熊谷市市民活動情報サイト登録団体から抽出）
- 調査期間　令和５年６月 16 日～令和５年６月 28 日
  （前回：平成 30 年５月 29 日～平成 30 年６月 15 日）
- 回答者数　43 団体（前回：31 団体）
  （ボランティア団体：18 団体、NPO 法人：13 団体、不明 12 団体）
- 回 答 率　72.8%（前回：59.6%）

※グラフ中の「ｎ」は、回答団体数

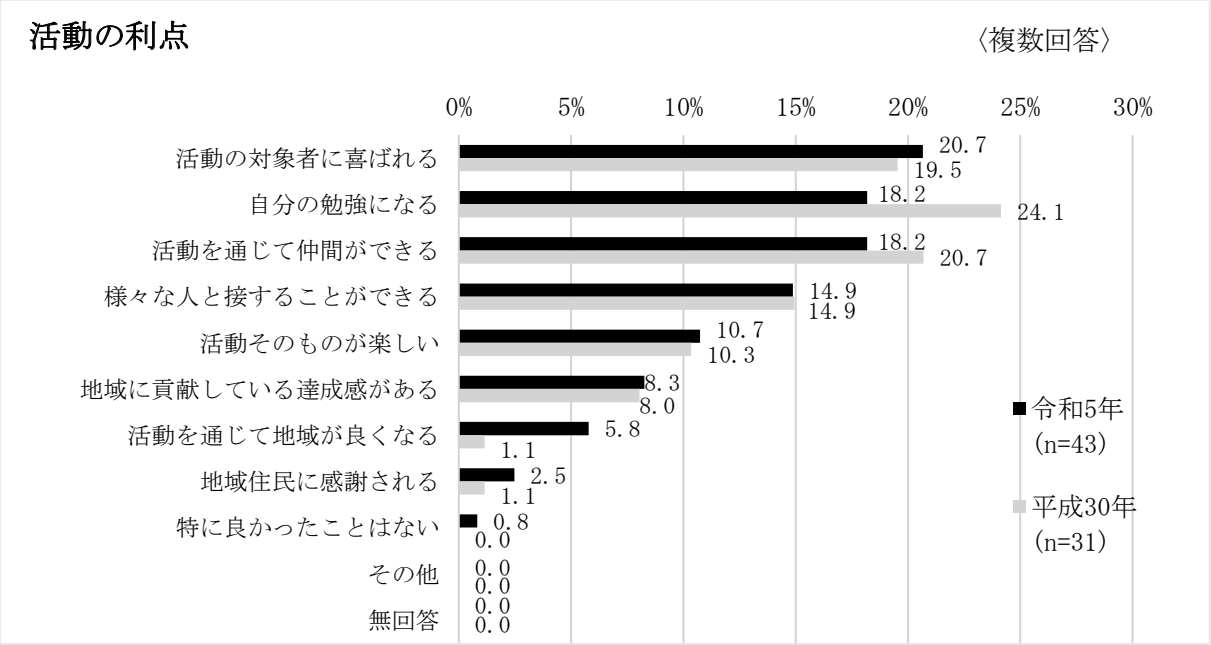
（1）調査の状況

①　活動の分野



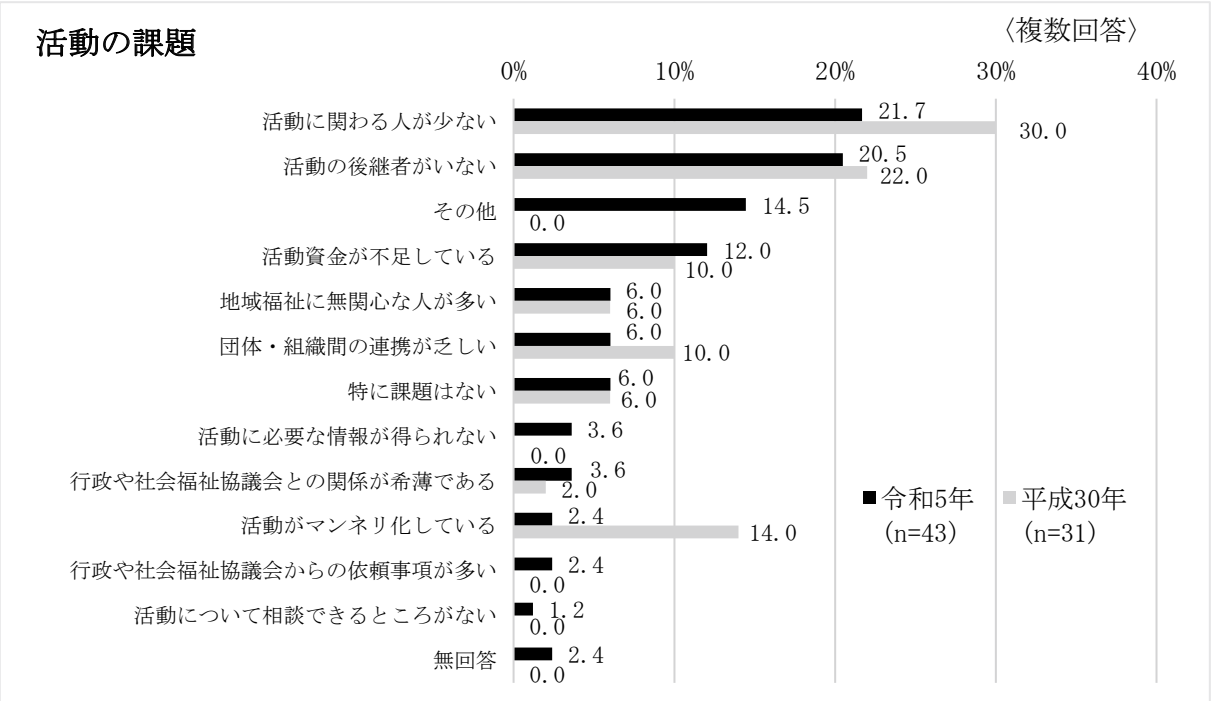
② 活動の利点

「活動の対象者に喜ばれる」が 20.7%、「自分の勉強になる」、「仲間ができる」がそれぞれ 18.2%で上位を占めています。



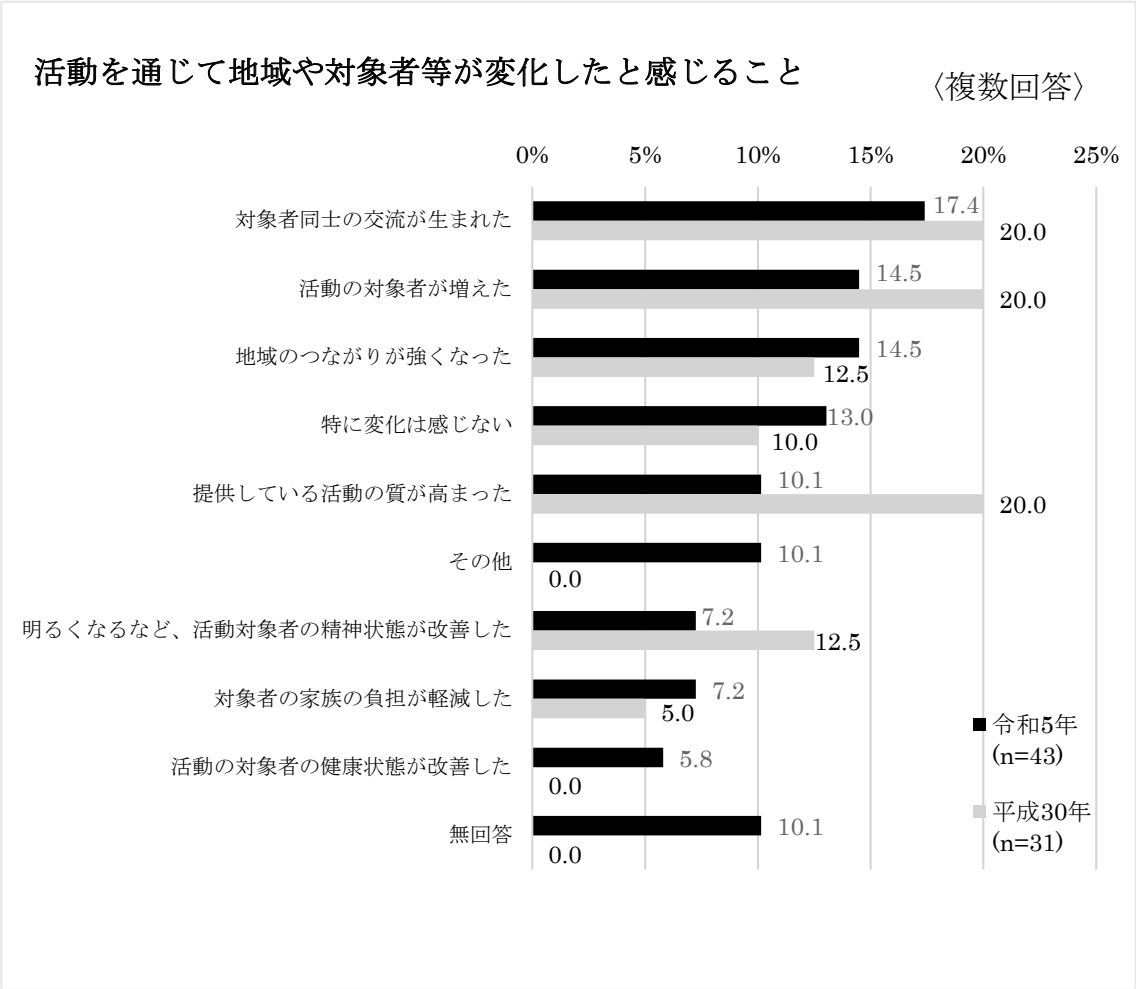
③ 活動の課題

活動の課題としては、「活動に関わる人が少ない」が 21.7%、「後継者がいない」が 20.5%と人的要因によるもの、次いで「資金不足」が 12%で上位を占めています。



④ 活動を通じて地域や対象者等が変化したと感じること

「対象者同士の交流が生まれた」が 17.4%、「活動の対象者が増えた」、「地域のつながりが強くなった」がそれぞれ 14.5%で上位を占めています。



（２）地域福祉の状況

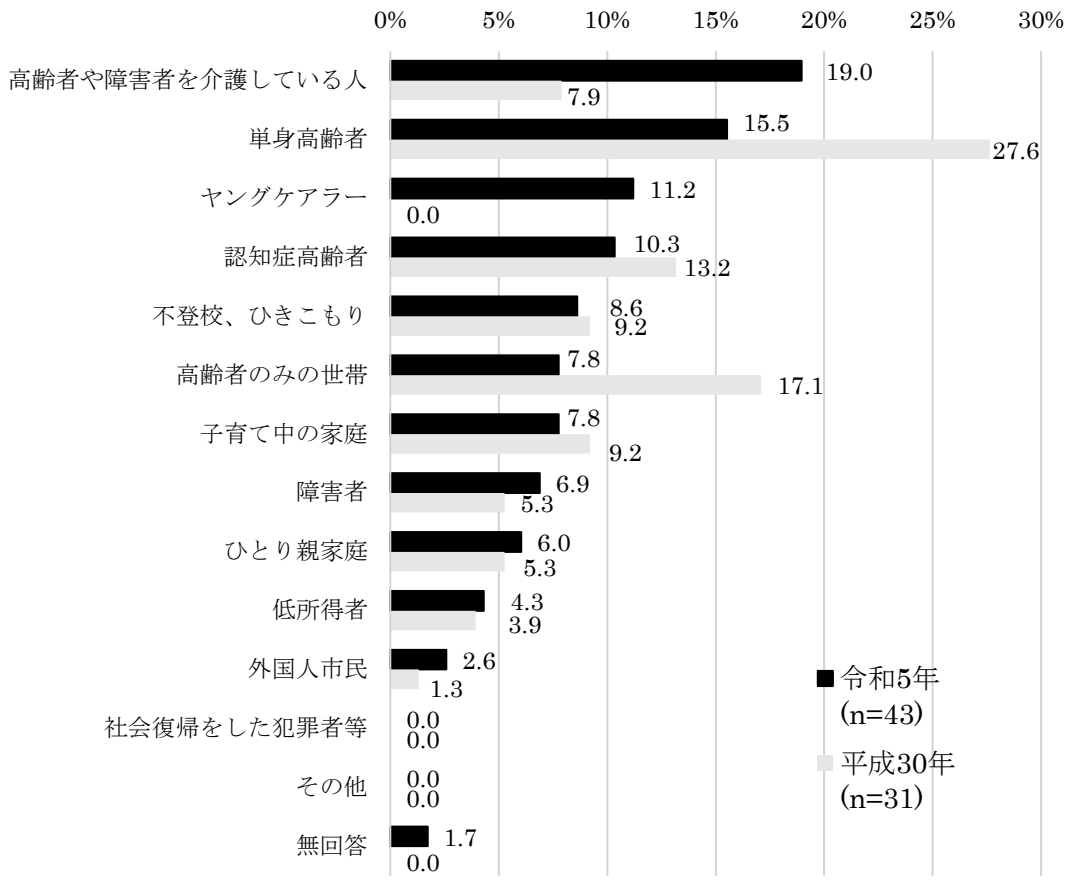
① 地域でこれから特に支援が必要な方

「高齢者や障害者を介護している人」が 19%、「単身高齢者」が 15.5%、「ヤングケアラー」が 11.2%、「認知症高齢者」が 10.3%となっています。

前回調査時に上位を占めていた「単身高齢者」、「認知症高齢者」など「支援を受ける側の人」に代わり、今回の調査では特に「高齢者や障害者を介護している人」や「ヤングケアラー」など「支援をする側の人」への回答が増加しています。

地域における支援が必要な方

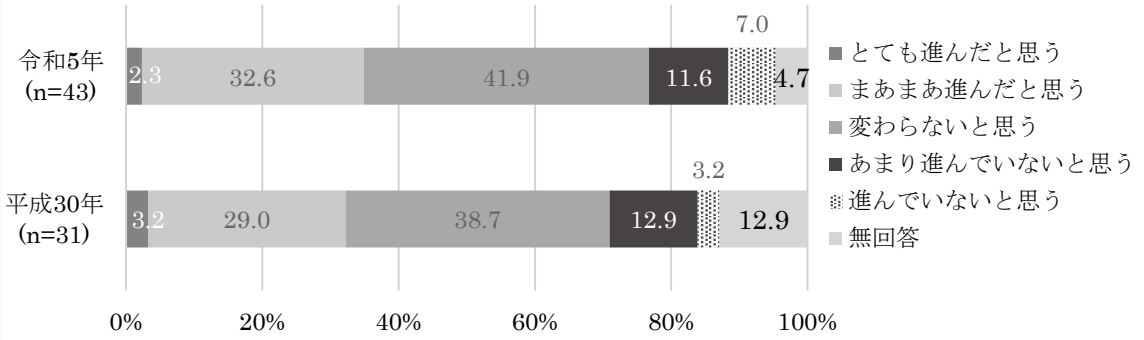
〈複数回答〉



② 地域福祉の進行状況

「変わらない」が 41.9%で、「とても進んだ」2.3%、「まあまあ進んだ」32.6%を合わせた34.9%が、「進んだ」と回答しています。

地域福祉の進行状況

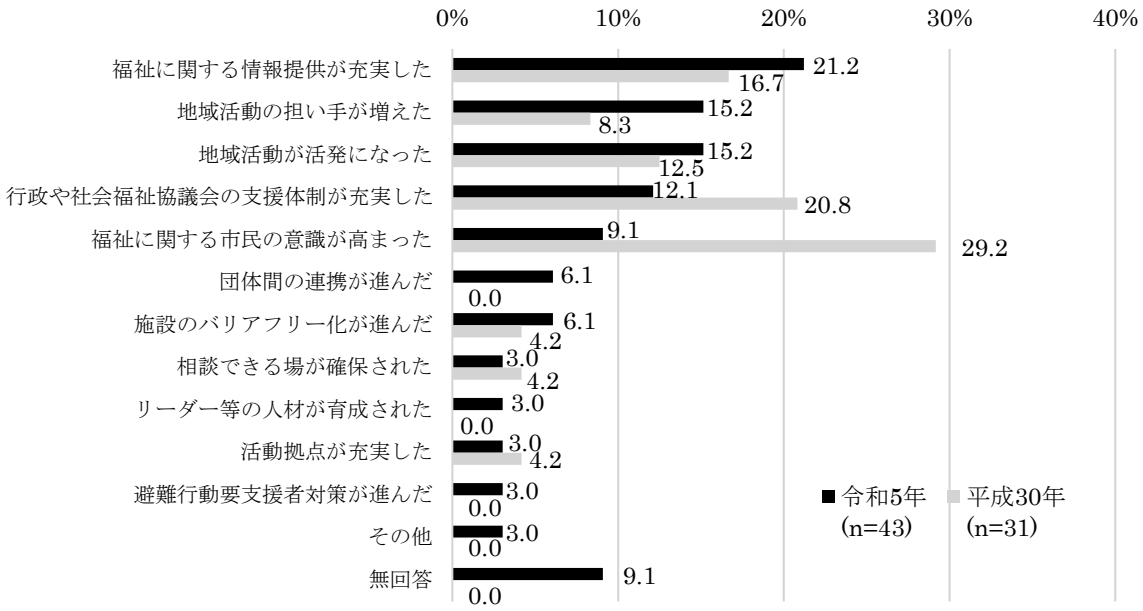


③ 地域福祉の進行理由

進んだと思う具体的な理由としては、「福祉に関する情報が充実した」が 21.2%、次いで「地域活動の担い手が増えた」、「地域活動が活発になった」が上位を占めています。

一方、「福祉に対する市民の意識が高まった」が大きく減少しています。

地域福祉の進行理由　〈複数回答〉

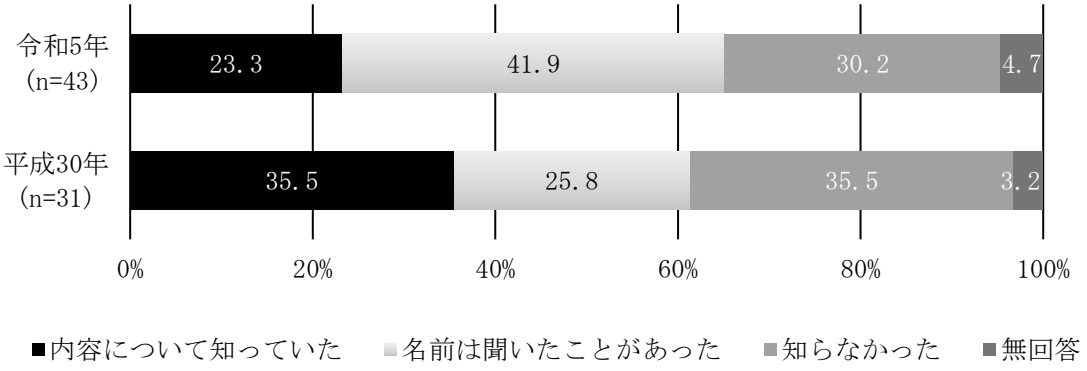


（3）市や社会福祉協議会の取組

①「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」の認知度

「内容について知っていた」、「名前は聞いたことがあった」を合わせると、約６割の団体が「知っている」と回答しています。

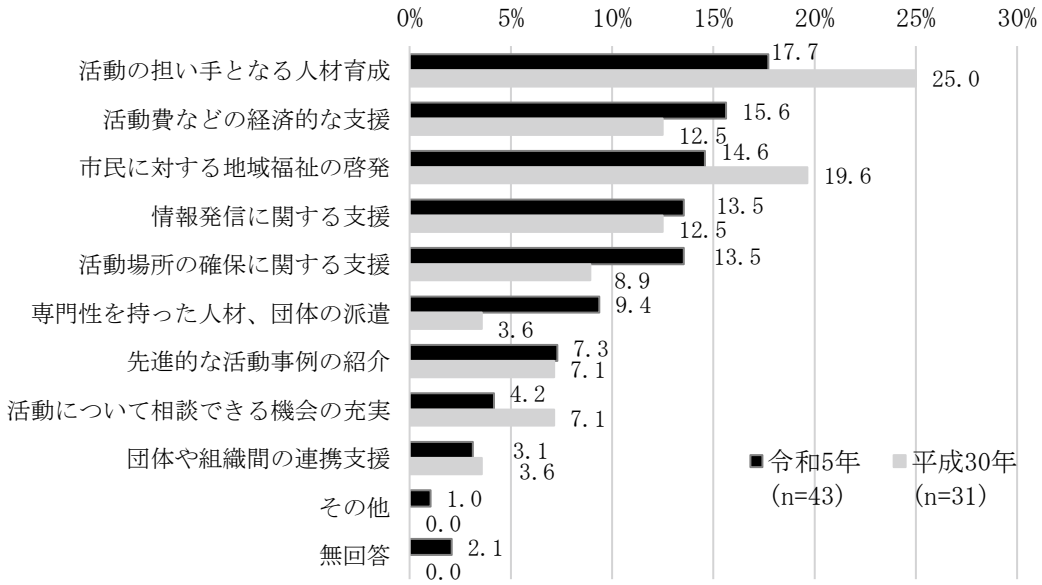
「熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」の認知度



② 行政又は社会福祉協議会に望む支援

「活動の担い手となる人材の育成」が 17.7%、「活動費などの経済的な支援」、「市民に対する地域福祉の啓発」が上位を占めています。

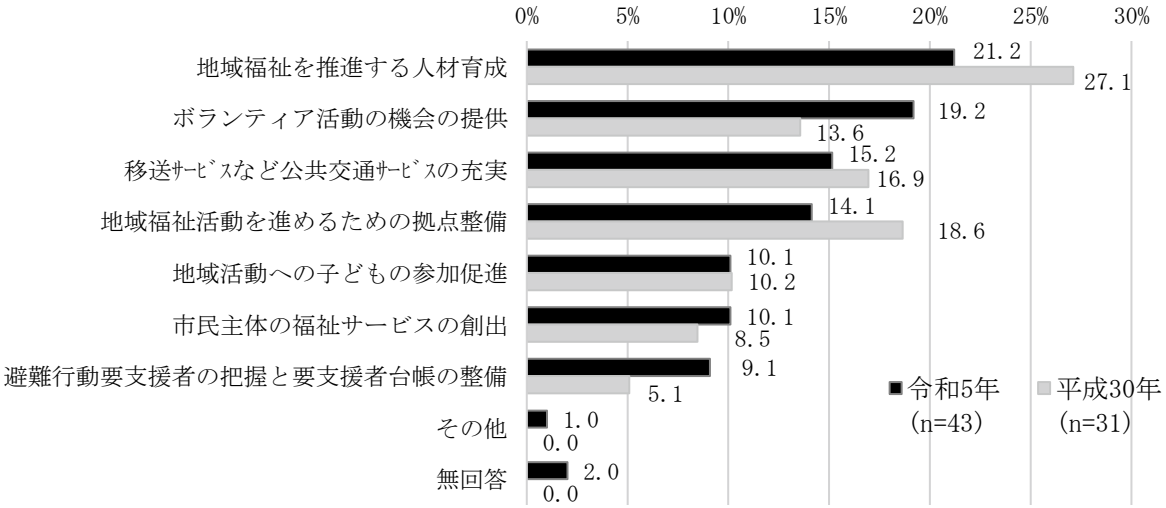
行政・社会福祉協議会に望む支援　〈複数回答〉



③ 行政又は社会福祉協議会で重点的に進めるべきだと思うもの

「地域福祉を推進する人材育成」が 21.2%と一番多く、次いで「ボランティア活動の機会の提供」が 19.2%、「移送サービスなどの公共交通サービスの充実」が 15.2%と上位を占めています。

行政・社会福祉協議会で重点的に進めるべきだと思うもの　〈複数回答〉



（４）他団体との連携

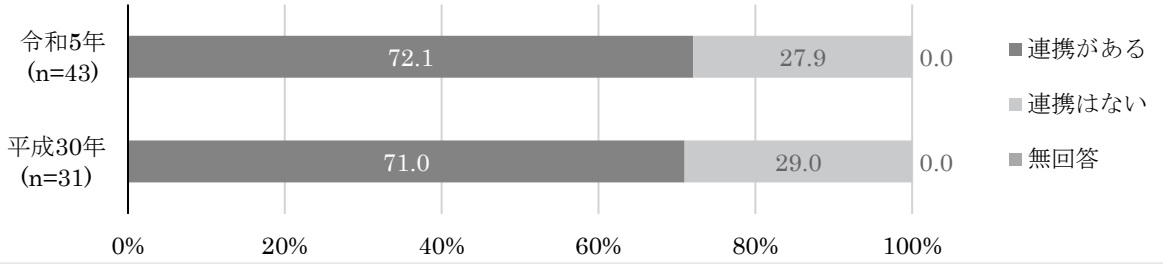
①　他団体との連携状況

約７割の団体が他団体と連携があると回答しています。

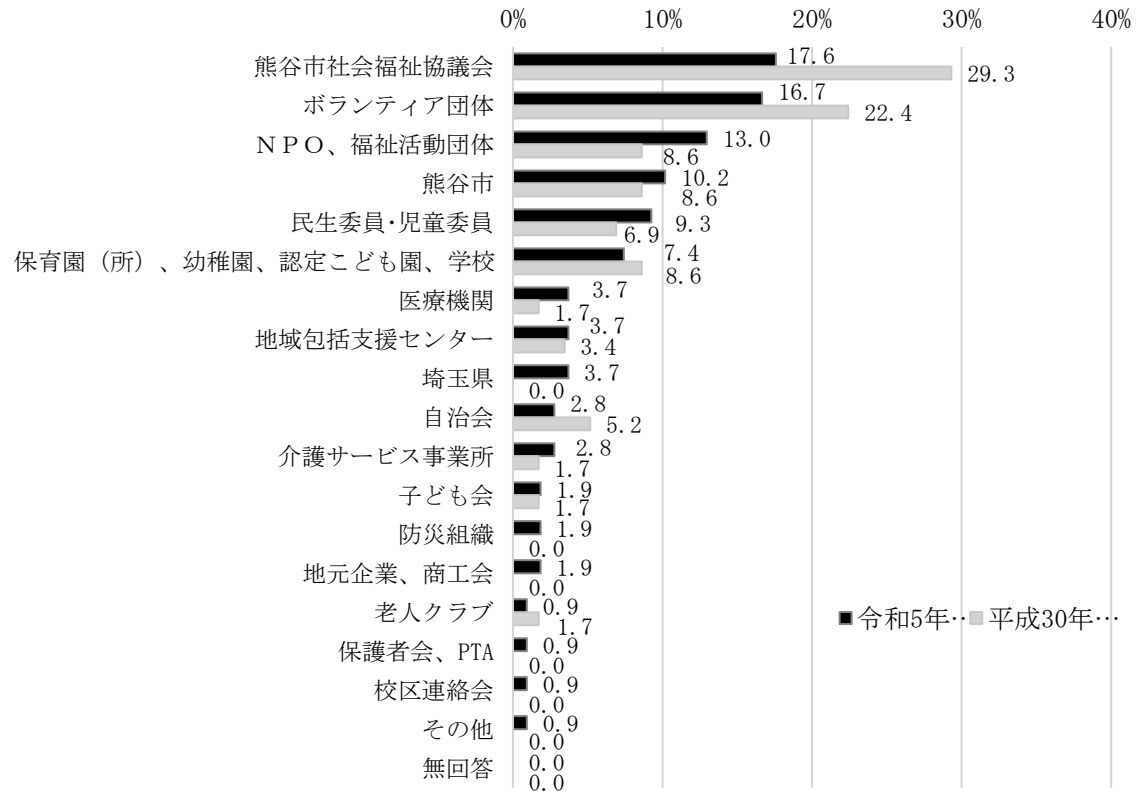
連携がある組織・団体については、「社会福祉協議会」、「ボランティア団体」が上位を占めていますが、前回より割合が減少しており、代わりに福祉活動団体や地域包括支援センターなど、より専門性の高い組織や団体との連携が増えてきていることがうかがえます。

また、「自治会」や「長寿クラブ」、「子ども会」などとの連携は少数であり、身近な地域の団体との連携の難しさがうかがえます。

連携状況



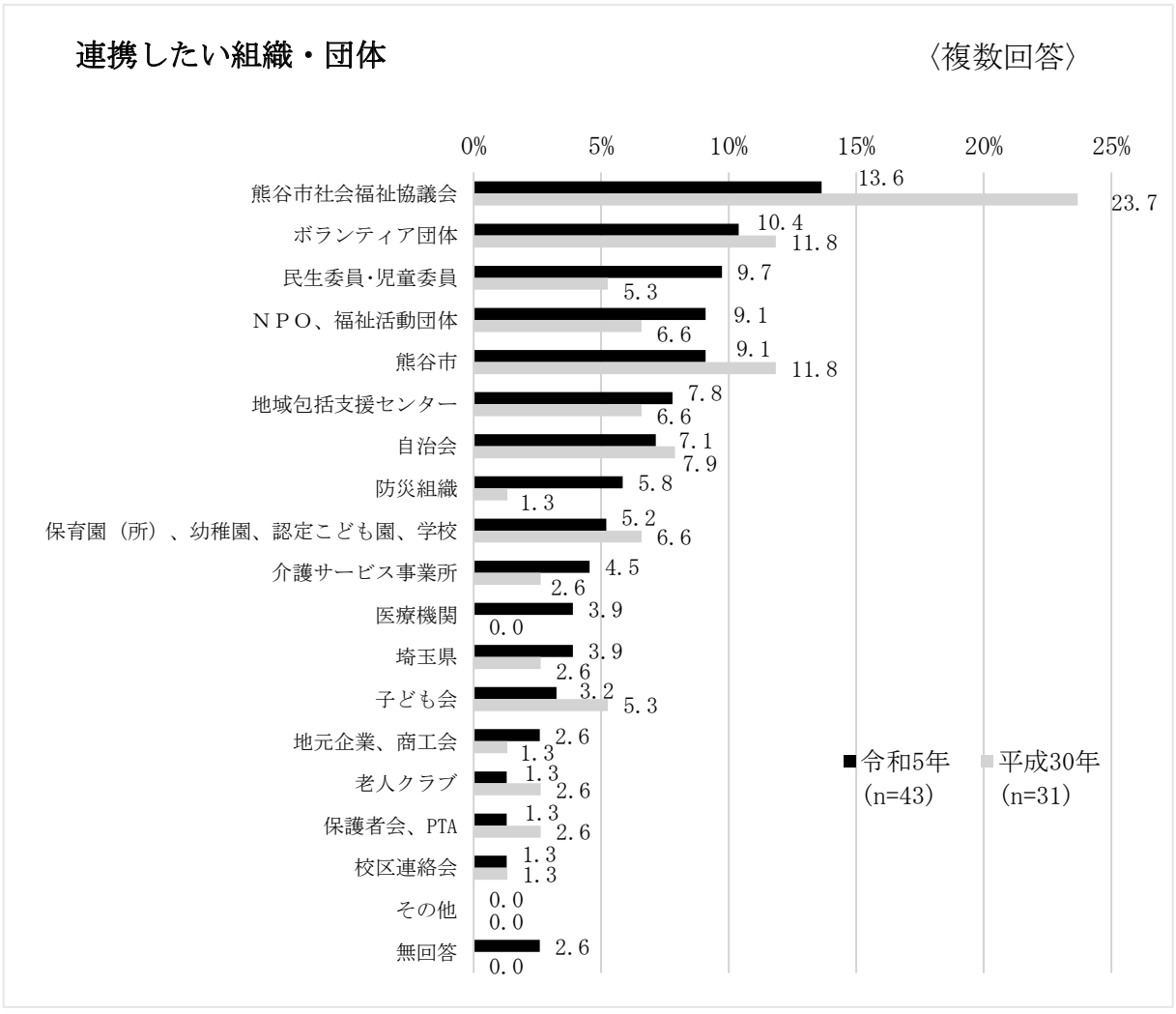
連携がある組織・団体　〈複数回答〉



② 連携したい組織・団体

「熊谷市社会福祉協議会」が 13.6%、次いで「ボランティア団体」が 10.4%、「民生委員・児童委員」が 9.7%と回答しています。

また、福祉活動団体、防災組織、地域包括支援センター等との連携を必要としている回答も多く、専門的な知識を持つ団体等との連携を希望していることがうかがえます。



第３章　計画の基本理念と目標

１　計画の基本理念

基本理念は、本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第１次計画から第３次計画までを承継し、本計画の基本理念を次のように定めます。

人から人へ　心つながる共生都市　くまがや

～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～

令和５年３月に策定した「第２次熊谷市総合振興計画　後期基本計画」では、本市の将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指しています。

また、将来都市像を実現するため、「人にやさしい思いやりのあるまち」を８つの政策のうちの一つに定め、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が暮らしやすい環境、障害者が暮らしやすい環境とともに、地域福祉の考え方の下、地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境づくりを推進することとしています。

第１次計画から第３次計画までの基本理念である「人から人へ　心つながる共生都市　くまがや　～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～」は、「第２次熊谷市総合振興計画」が目指す「まちづくり」にも通じる理念であることから、本計画においても、この基本理念を承継し、地域福祉を推進することとします。

人と人が共生する地域づくりを実現するためには、市民一人一人が取り組む「自助」、地域での支え合いによる「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政等が取り組む「公助」が適切に役割を担うとともに、関係機関を含め、それぞれが連携・協働し、分野を超えて横断的に地域全体で取り組むことが重要となります。市及び社会福祉協議会では、全ての市民が地域福祉の担い手として、お互いが支え合い、助け合い、幸せを感じながら安心して暮らせる、心つながるまちづくり（共生都市）を目指します。

なお、市及び社会福祉協議会の目指すまちづくりは、国が実現を目指す「地域共生社会」と共通の理念に基づくものです。

２　計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、第３次計画に引き続き、次に掲げる４つの視点を基本目標と定め、社会福祉法で定める地域福祉を推進します。

○「社会福祉法」抜粋

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

基本目標１　市民参加によって地域福祉を推進します

全ての市民が、地域福祉に関心を持てるよう、必要な情報を正確にわかりやすく伝える仕組みを強化するとともに、福祉教育や情報の提供を充実させ、地域福祉に触れる機会を増やす取組を推進します。

また、地域福祉の担い手の育成や確保に努めるとともに、満足度の高い協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進します。

そして、自治会やサロン、地域のボランティア、サークル活動などを通じて、地域福祉の根幹となる人と人とのつながり・交流が盛んなまちづくりを推進します。

さらに、今後、定年退職を迎える方などの社会参加を促進するため、生涯学習や生きがいづくりによる地域交流の機会を充実させる取組を進めます。

重点的に取り組むこと

・「地域課題の解決には、自主的に協力をしたい」との市民の思いを具体的な行動につなぐことができるよう、有効な情報発信と更なる啓発を推進します。

・高齢者や様々な生活課題のある方が、地域で孤立しないよう、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

・世代間交流や地域住民相互の交流を促進します。

基本目標２　地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、市民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

そして、地域の中で支援を必要としている人が、円滑に福祉サービスを利用することができるよう、市、社会福祉協議会、関係団体のネットワーク化を進め、福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービス利用へと結び付ける仕組みづくりを推進します。

重点的に取り組むこと

・包括的な総合相談支援体制の整備を見据えたネットワークづくりに努めます。

・ボランティア・市民活動団体等が活動を継続できるよう、「活動資金の助成」や「担い手不足解消」に向けた取組を推進します。

基本目標３　福祉サービスの適切な利用を促進します

高齢者や障害者、子育て世帯等が地域の中で、必要なときに支援が受けられるよう、福祉サービスの充実に努めるとともに、成年後見制度などの権利擁護に関する制度や仕組みについて、周知を図ることで、市民一人一人の人権がお互いに尊重され、自分らしく生き生きと生活できる社会を目指します。

さらに、生活困窮者や社会的孤立状態にある方などに対し、関係機関等と連携した支援を行います。

重点的に取り組むこと

・認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の権利を守るため、「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、総合的な支援体制を整備します。

・障害者が、地域の一員として生活できるよう、地域移行や地域定着等を目指した適切なサービスの利用と、関係機関と連携した支援を充実させます。

・ケアラーへの支援を推進します。

・犯罪をした人等の社会復帰を支援するため、新たに「熊谷市再犯防止推進計画」を策定し、地域社会での自立の促進を図ります。

基本目標４　誰もが安全で安心できる生活環境を実現します

市民の誰もが安心して暮らすことができるよう、交通安全や防災・防犯体制を強化するとともに、支援を必要とする人を孤立させないよう、地域の見守り、支援体制の充実を図ります。

また、全ての人が自由に外に出て活動ができるよう、快適で住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

重点的に取り組むこと

・避難行動要支援者には、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、平常時から避難支援者へ名簿情報を提供することへの同意を促します。また、避難優先度の高い方には、個別計画の策定を促すため、関係機関と連携した取組を強化します。

3　計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	取組内容
人から人へ　心つながる共生都市　くまがや ～一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる福祉のまち～	1　市民参加によって地域福祉を推進します	(1)地域福祉への意識高揚と担い手の育成・確保	①地域福祉の担い手の育成・確保
			②福祉情報の効果的な提供
			③地域の市民活動の推進
		(2)地域の居場所と社会参加の場の創造	①地域交流の促進
			②社会参加の促進
	2　地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します	(1)地域ぐるみの支援体制の構築	①隣近所の支え合い
			②自治会の活動支援
			③コミュニティづくりの推進
		(2)包括的な支援体制の構築	①地域包括ケアシステムの整備
			②総合相談支援体制の整備
		(3)福祉関係組織の充実・連携	①民生委員・児童委員活動への理解と協力の促進
			②市と社会福祉協議会との連携強化
			③ボランティア団体やNPO法人との連携
	3　福祉サービスの適切な利用を促進します	(1)権利擁護体制の構築	①相談支援体制の充実
			②権利擁護体制の充実
		(2)成年後見制度の利用促進（熊谷市成年後見制度利用促進基本計画）	①成年後見制度の利用支援
		(3)福祉サービス利用の促進	①高齢者福祉の推進
			②障害者福祉の推進
			③児童福祉の推進
			④ケアラーへの支援の推進
		(4)生活困窮者対策の推進	①生活困窮者の自立相談支援
			②子どもの学習支援
		(5)再犯防止の推進（熊谷市再犯防止推進計画）	①就労・居住の支援
			②関係機関との連携強化
			③広報・啓発活動による理解促進
	4　誰もが安全で安心できる生活環境を実現します	(1)災害時の対応	①地域防災体制の整備
			②避難行動要支援者への支援
		(2)見守り活動の推進	①地域見守り体制の支援・拡充
			②防犯・交通事故防止対策の充実
			③生活環境整備の支援の充実
		(3)健康づくり	①健康づくり・介護予防の推進
		(4)人にやさしいまちづくり	①外出支援の推進
			②ユニバーサルデザインの普及

第４章　基本施策の展開



基本目標１　市民参加によって地域福祉を推進します

基本施策　（１）地域福祉への意識高揚と担い手の育成・確保

取組内容　①地域福祉の担い手の育成・確保

現状と課題

本市では、平成19年に「熊谷市自治基本条例」を制定し、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、地域の連携や課題の解決に取り組む市民活動団体等の活動を支援しています。アンケート調査によると、「地域社会の生活で起こる問題」に対しては、約９割の方が「自主的な協力関係が必要である」と考えている一方で、「地域の行事や活動への参加・協力」では、「参加している方」が６割に満たない状況になっています。

本計画の推進に当たっては、より多くの市民に地域福祉に関心を持ってもらい、理解を深めてもらう必要があります。

なお、本市では、ふるさと熊谷を応援したい、発展に貢献したい、との思いを形にできる制度として、「ふるさと熊谷応援寄附金（ふるさと納税）」を設け、各種事業のほか、地域福祉活動を推進する貴重な財源として活用しています。こうした寄附についても、一人一人ができる範囲で取り組める社会貢献活動の一つとして、広がりを見せています。

また、同じアンケート調査によると、前回の調査と同様に、約８割の方が福祉に関心を示していますが、若干の減少傾向にあります。また、年代別に見ると、60代以上では、約９割の方が福祉に対して関心を示している一方、40～50 代では約８割、20～30 代では約７割と減少しています。関心度合いは高いものの、依然として若い世代ほど福祉意識が低い傾向が見られます。このことから、特に若い世代の福祉意識を高めていくには、学校や地域において福祉教育を推進していく必要があります。若い世代が広く福祉に関わる機会を得るためにも、様々な手法を用いて情報を発信することも必要となります。

取組の方向性

様々な市民活動の支援や地域コミュニティ活動の推進を図り、幅広い世代の方々に、地域への関心を高めてもらえるよう、地域活動等への参加を呼び掛けます。

また、広報等を通じて、寄附への理解を深め、寄附文化の定着を図ります。

そして、地域福祉を目的としたイベントや市民講座を開催するとともに、関係団体にも開催を推奨し、福祉への理解を深めることができるような啓発の場を設けます。

更に、これらの情報を本市のメール配信サービス「メルくま」をはじめ、ホームページ、SNS 等を活用して広く発信することにより、市民の福祉に関わる機会の増加につなげることが期待できます。

地域においては、身近な困りごとを気軽に語り合える場を設けるなど、継続的に福祉・自治意識を高めることができるよう、世代を超えて、多くの市民が参加しやすい地域交流の機会を創出します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●タウンミーティングの実施　（政策調査課）

市政の情報を発信し、かつ、市民の声を聴く、情報共有及び意見交換の場として、市民と市長が直接対話する「タウンミーティング」を実施します。自治会、校区連絡会又はそれに準ずる地域活動団体や、NPO 法人、福祉団体、教育団体等各種団体のうち、市内で定期的に活動する 10 人以上の団体を対象に申込みを受けて、市長が会場に伺います。



●市民しあわせ基金の活用　（福祉総務課）

ふるさと熊谷応援寄附金（ふるさと納税）やチャリティー募金活動等を通じて、市民や団体から寄せられた善意を、基金として積み立て、高齢者福祉、児童福祉、障害福祉等、社会福祉事業の推進に役立てます。

●社会福祉協力校・協力園（所）指定事業　（社会福祉協議会）

児童・生徒等に実践学習を基礎とした体験の機会を提供する小学校、中学校、高校、保育園（所）、幼稚園及び認定こども園を「社会福祉協力校」として指定し、活動に要する経費の一部として、助成金を交付します。



評価指標	単位	現状値	目標値
指定数	校（園）	76	90

●敬老ポスターコンクール事業　（社会福祉協議会）

小学４年生を対象に、敬老ポスターコンクールを実施し、作品の展示会を開催します。また、会長賞を受賞した作品を題材としたポスターを作成し、社会福祉施設等に掲示します。



評価指標	単位	現状値	目標値
参加者数	人	1,181	1,400

●福祉の心を育む交流事業　（社会福祉協議会）

市内の小・中学校と社会福祉施設をつなぎ、児童・生徒と施設利用者との交流活動や、施設への寄附・寄贈を行います。併せて、施設の社会貢献活動を促進します。



評価指標	単位	現状値	目標値
参加校	校	―	28
参加施設	施設	―	26

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和４年度中止

●夏のボランティア体験プログラム事業　（社会福祉協議会）

夏休み期間の 7･8 月を強化月間とし、子どもから大人まで幅広い世代を対象に、社会福祉施設における現場体験を提供します。また、ボランティア団体や企業が企画した様々なプログラムも提供します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
プログラム数	個	52	90
延べ参加者数	人	740	1,200

●福祉体験備品貸出事業　（社会福祉協議会）

高齢者や障害者の疑似体験を通して、その関わり方や接し方を学ぶために、心のバリアフリー教室やサロン等での地域行事に、備品を無償で貸し出します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
貸出件数	件	44	50

●熊谷ふれあい広場の開催　（社会福祉協議会・福祉総務課）

社会福祉施設・団体と市民の交流を目的として、社会福祉施設・団体、民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団、ボランティア連絡会等の協力により、実行委員会を組織して、熊谷ふれあい広場を開催します。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
参加者数	人	―	2,000
参加団体	団体	―	40

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和４年度中止

●ボランティア養成講座（参照 P71）　（社会福祉協議会）
●ふれあいいきいきサロン事業（参照 P73）　（社会福祉協議会）
●子育てサロン助成事業（参照 P73）　（社会福祉協議会）
●生活支援体制整備事業（参照 P81）　（長寿いきがい課）
●生活支援コーディネーター設置事業（参照 P83）　（社会福祉協議会）
●住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」の推進（参照 P142）　（長寿いきがい課）
●心のバリアフリー教室（参照 P145）　（都市計画課）

取組内容 ②福祉情報の効果的な提供

現状と課題



「市報くまがや」や「社協だより」の発行をはじめ、ホームページ、メール配信サービス、ケーブルテレビ、各種 SNS 等により、情報提供を行っています。

「市報くまがや」は、テープ版、デイジー版※、点字版を作成しています。また、ホームページは、音声読み上げツールを利用して、視覚に障害がある方に効果的な情報発信を行うとともに、誰もが使いやすいものとなるよう、表記の修正等アクセシビリティ面での改善や、使用する端末の種類を問わずに最適な表示で読むことができるよう、レスポンシブデザイン※を取り入れるなどしています。メール配信サービス「メルくま」では、25 種類ある項目を登録者に対して適宜配信しており、このほか SNS 等も活用して、情報発信を行っています。

アンケート調査における「福祉サービスに関する情報の入手度」については、入手できている方の割合が約 15%と低い状況です。また、情報の入手源では、「市役所の窓口や広報誌」「地域の回覧板」との回答が多くありますが、前回調査時よりも、「インターネット」を活用して情報を得る割合が増加しています。誰もが同じ情報、必要な情報を得ることができるよう、従来からの広報誌や回覧板等による提供方法をより一層充実させるとともに、ホームページ等への情報掲載も欠かさず行う必要があります。

※デイジー版　デイジーは、視覚障害者や印刷された図書などを読むのが困難な人に開発された電子図書の国際的な規格のこと

※レスポンシブデザイン　使用者の端末の画面サイズに応じて、表示を最適化するデザインのこと

取組の方向性

年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが同じ情報、必要な情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインを心掛けた誌面、ホームページづくりを行うとともに、X （旧 Twitter） や Facebook、Instagram 等、様々な広報手段の検討と内容の充実に努め、情報を分かりやすく提供します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●効果的な広報と情報バリアフリーの実現　（広報広聴課）

「市報くまがや」では、点字・音声版を毎月作成し、視覚に障害がある方に対し、市政に関する情報をお届けします。また、「ホームページ」では、音声読み上げツールを利用し、視覚に障害がある方に効果的な情報発信を行っています。メール配信サービス「メルくま」では、防災情報のほか、市内のイベント情報等、登録者が選択した項目の情報をお届けします。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
メール配信登録者数	人	30,139	35,000

●広報誌「社協だより」の発行　（社会福祉協議会）

事業の PR、イベントや講座の募集、各種福祉情報を掲載し、社会福祉協議会の活動を周知するとともに、地域福祉について理解を深め、地域活動への参加のきっかけになることを目的として、年４回発行します。



●社会福祉協議会ホームページの運営　（社会福祉協議会）

事業の PR、イベントや講座の募集、ボランティアの紹介等、各種福祉情報をホームページに掲載します。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
ホームページアクセス数	件	20,893	25,000

●視覚障害者音訳事業　（社会福祉協議会）

社協だより、その他公的な広報誌を音訳録音したCD を視覚障害者に配布します。また、年１回、利用者とボランティアの交流会を開催します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用者数（月平均）	人	22	25
年間利用件数	件	245	280

●熊谷市ボランティアセンターLINE 公式アカウントによる情報配信　（社会福祉協議会）

令和２年９月に、熊谷市ボランティアセンターのLINE 公式アカウントを立ち上げました。熊谷市近郊のボランティア情報や社協のイベント情報等を、LINE公式アカウントにより発信します。また、災害ボランティアセンター運営時における情報発信ツールの一つとなります。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
熊谷市ボランティアセンターLINE公式アカウント登録者数	人	548	1,000

取組内容　③地域の市民活動の推進

現状と課題



社会的課題や市民のニーズが多様化、複雑化する中で、これらの課題やニーズに行政だけで対応していくことは、公平性や平等性を原則とする行政サービスの限界や財政面、組織面から困難な状況となっています。

また、市民（市民活動団体、自治会等）が主体となり、社会貢献活動や地域密着のサービスの提供が行われ、「公益」の担い手としての存在意義が高まっている中で、市民と行政がお互いの特性を生かせるように、積極的に協働を進めていくことが重要です。

今回のアンケート調査では、ボランティアの参加経験は前回より若干増加した一方、今後のボランティア活動への参加意向は前回より若干減少しました。

取組の方向性

公益的市民活動を行う団体を支援し、育成するため、市民活動の拠点である市民活動支援センターの機能を充実します。また、それぞれの地域や生活の場に密着した活動の充実を図ります。

多くの市民にボランティア（市民活動）団体の紹介や活動内容等の情報を発信し、参加意欲を高め、各団体の活動が長く継続して行うことができるよう支援します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●市民活動推進事業　（市民活動推進課）

市民活動の促進と協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体への助成金交付や市民活動補償制度の運営、市民活動情報の発信等を行います。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
市民活動補償制度登録団体数	団体	1,227	1,250
市民活動情報サイト登録団体数	団体	88	100
「協働事業」提案制度提案数	件	5	5

●市民活動支援センター管理運営　（市民活動推進課）

市民の公益活動の支援や各種市民活動団体の活動拠点として、熊谷市市民活動支援センターを運営します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
支援センター登録団体数	団体	285	300

●ボランティアセンター運営事業　（社会福祉協議会）

ボランティアセンターにおいて、ボランティアに関する相談やグループの立ち上げ及び運営上の相談、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人をつなげる仲介役として、ボランティア登録やコーディネートを行います。また、ボランティア活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続を行います。

●ボランティア養成講座　（社会福祉協議会）

社会情勢のニーズを反映し、時代に合わせたテーマで、社会参加のきっかけづくり、居場所づくりとなるようなボランティア講座を開催します。また、既にボランティア活動をしている方を対象に、スキルアップ講座等を開催します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
講座開催数	回	8	8
講座参加者数	人	224	240

●住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」の推進（参照 P142）　（長寿いきがい課）

基本施策 （２）地域の居場所と社会参加の場の創造

取組内容 ①地域交流の促進

現状と課題

アンケート調査では、「地域のまとまりがある」との回答が５割を超えている一方、地域の問題・課題として、「緊急時の対応体制がわからない」、「近隣や世代間の交流が少ない」との回答が上位を占めています。

地域での交流や顔の見える関係づくりは、有事の際でも非常に有効なネットワークであり、日頃から気軽に地域の方々とつながることが大切となります。人と人とのつながりや地域の支え合いを深めていくには、身近な地域で気軽に交流できる拠点づくりや、生活課題の解決に向けて地域の方々が主体となって取り組めるような仕組みづくりが必要となります。

取組の方向性

様々な世代が、身近に参加できる交流の場や居場所づくり、生きがいづくりを目的に、地域で自主的に運営するサロンや座談会の開催を支援します。地域の生活課題の解決に向けて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、民生委員児童委員協議会、自治会、長寿クラブ、ボランティア団体等と連携しながら、地域交流の環境づくりにも取り組みます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●公園サポーター制度 （公園緑地課）

地元の自治会や利用団体等と協定を結び、面積に応じた報奨金、緑化活動に必要な物資を提供し、公園、緑地の維持管理、運営を協働で行うことにより、市民が利用しやすい魅力的な公園を創出します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
公園サポーター制度（協定締結率）	%	75	90

●ふれあいいきいきサロン事業　（社会福祉協議会）

高齢者や障害者を中心とした地域住民同士の親睦を深め、仲間づくりができる場となる「ふれあいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等に助成及び運営支援を行います。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
実施団体数	団体	54	78

●子育てサロン助成事業　（社会福祉協議会）

子育て中の親子が、気軽に集まり親睦を深め、仲間づくりができる場としての「子育てサロン」を開催する地域住民グループ等に助成します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
実施団体数	団体	8	10

●生活支援体制整備事業（参照 P81）　（長寿いきがい課）

●生活支援コーディネーター設置事業（参照 P83）　（社会福祉協議会）

●住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」の推進（参照 P142）　（長寿いきがい課）

取組内容　②社会参加の促進

現状と課題

公民館では、学びの場として多種多様な事業に取り組んでいますが、令和４年度の学級講座開設数は 403 講座（総合講座を含む。）、総参加者数は、24,230 人となっており、新型コロナウイルス感染症拡大以前の数値を下回っています。

また、公民館学習グループは 688 団体を数えますが、令和元年度から年々減少傾向となっています。公民館の運用を推進していく上で、誰でも気軽に学習・活動の場所となるよう、更なる学級講座の内容や充実が必要であり、また、施設の維持管理についても、利用者が安心・安全に利用できるよう努めていく必要があります。

取組の方向性

文化芸術やスポーツ、レクリエーション等、多種多様で幅広い分野・多世代への生涯学習運営を実施するとともに、学習グループ等の自主的な活動への支援及び誰もが人や地域とのつながりを持ち、生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組んでいきます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●公民館事業～豊かな生き方創造～　（中央公民館）

文化芸術やレクリエーション等、多種多様で幅広い学級講座を開設するとともに、総合講座として、毎年「直実市民大学」「けやき大学」を開講します。また、学習グループ等の自主的な活動への支援及び誰もが人や地域とのつながりを持ち、生きがいを持って生活できる環境づくりを行います。





評　価　指　標	単位	現状値	目標値
市民1人当たりの公民館利用回数	回	1	3

●教育普及事業（各種講座・講演会）　（熊谷図書館）

郷土熊谷に関する美術、歴史、民俗、自然に関する講演会・講座・体験学習会等を実施します。また、企画展事業に合わせた記念講演会等を実施します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
教育普及事業参加者数（１回）	人	40	60

●ボランティアセンター運営事業（参照 P71）　（社会福祉協議会）

●ふれあいいきいきサロン事業（参照 P73）　（社会福祉協議会）



基本目標２　地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します

基本施策　（１）地域ぐるみの支援体制の構築

取組内容　①隣近所の支え合い

現状と課題

アンケート調査では、前回と同様に約９割の方が、地域社会での生活で起こる問題に対して、「住民相互の自主的な協力関係が必要」と回答しています。その一方、現状の近所付き合いについては、「会えば挨拶をするぐらい」と「立ち話をするくらい」が７割強あるものの、「困ったときに相談したり助け合う」と回答した人は約１割にとどまっています。

今後、高齢化の進展と社会構造の変化により、単身高齢者や高齢者世帯の更なる増加が見込まれ、隣近所による支え合いは不可欠となることから、地域の重要性がますます高まることが予測されます。価値観の多様化や地域における連帯意識が希薄化する中、隣近所の支え合いの関係を再構築するためには、日頃から挨拶や声かけを心掛けるなど、顔見知りの関係づくりはもちろんのこと、平時からの見守りや緊急時の手助けができる関係をつくることが大切です。

取組の方向性

高齢化が進む中、支える側と支えられる側という立場を超えて、地域住民がボランティア等と連携し、地域で自主的に支え合える環境づくりを目指します。地域活動に意欲のある市民を実際の活動につなげるため、ボランティア活動に関する情報提供や地域のサロン活動を支援します。

また、多世代が支え合いながら生活する家族の形成を推進し、シニア世代の孤立防止のための見守りや子育て世代に対する支援を行うなど、家族のつながりの再生を図ります。

■市及び社会福祉協議会の取組

●三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業　（長寿いきがい課）

親世帯と子世帯が同居又は近隣に居住するための住宅の新築、購入又は増改築工事に要する費用の一部を補助します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
補助金交付決定件数	件	176	―

※事業の実施要綱は、令和６年度末まで

●地域ネットワーク友愛事業　（社会福祉協議会）

民生委員・児童委員やボランティアと協働して、友愛訪問・友愛電話・友愛通信の３事業を実施します。ボランティアによる月１回程度の訪問や架電により、安否確認や話し相手となることで、単身高齢者の孤立解消を図ります。



また、暑中見舞いと寒中見舞いのハガキを年２回発送して安否確認を行います。安否を確認できない場合には、該当地区の民生委員・児童委員と連絡を取り合い、情報共有を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
友愛訪問・訪問回数	回	236	300
友愛電話・架電回数	回	3,468	3,500
友愛通信・発送通数	通	1,931	1,950

●ボランティアセンター運営事業（参照 P71）　（社会福祉協議会）

●ボランティア養成講座（参照 P71）　（社会福祉協議会）

●ふれあいいきいきサロン事業（参照 P73）　（社会福祉協議会）

●子育てサロン助成事業（参照 P73）　（社会福祉協議会）

●孤独・孤立対策（参照 P84）　（福祉総務課）

●避難行動要支援者名簿の作成（参照 P130）　（福祉総務課・長寿いきがい課・障害福祉課）

●民生委員・児童委員による見守り活動（参照 P132）　（福祉総務課）

●住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」の推進（参照 P142）　（長寿いきがい課）

取組内容　②自治会の活動支援

現状と課題

日常生活の中で最も身近なコミュニティ組織が自治会です。自治会の活動があってこそ地域の環境が保たれているということを、地域の方々に理解してもらい、加入促進に取り組んでいるのが自治会長ですが、加入率は年々減少しているのが現状です。

新しく市民になった方だけではなく、「何も協力できないから」という理由で退会する高齢者もいます。また、自治会長の仕事も負担が多いため、交代制等で短期間の会長が増え、地域課題を抱えたまま、任期が訪れてしまうことが多くなっています。

取組の方向性

各自治会長に「自治会長の役割」「自治会の機能」等、研修を通じて理解を深めてもらうため、研修を主催する自治会連合会に対し支援を行い、自治会活動の活性化につなげます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●自治会活動推進事業　（市民活動推進課）

熊谷市自治会連合会へ交付金を交付し、連合会の主催する自治会長を対象とした各種研修会等を支援します。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
自治会加入率	%	71	71

●地区社会福祉協議会活動費助成事業　（社会福祉協議会）

地区社会福祉協議会又は自治会に、活動費の一部として助成金を交付し、地域の福祉活動を支援します。

●地域支え合い・見守り活動支援助成事業　（社会福祉協議会）

　買い物支援や見守り活動等、高齢者の地域課題に取り組む地区社会福祉協議会又は自治会に対し、立ち上げ経費として、助成金を交付します。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
交付自治会又は地区社協	か所	20	70

取組内容　③コミュニティづくりの推進

現状と課題

地域コミュニティが再認識される中、子どもから高齢者まで多世代の地域住民が、地域活動に参画し、地域の課題解決や地域おこしに自主的、組織的に取り組んでいます。こうした活動を支援し、地域コミュニティづくりを推進する必要があります。

取組の方向性

地域の課題解決や地域おこし、連帯感や信頼感を育む事業等、自主的、組織的な活動に対し、引き続き支援します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●くまがや市民まごころ運動推進事業　（市民活動推進課）

校区連絡会は、小学校区ごとに組織されています。自治会をはじめ、長寿クラブ、PTA、子ども会等の各種団体で構成され、地域の課題解決や地域おこしのための活動に自主的に取り組む校区連絡会に対して、奨励金を交付します。

基本施策 （２）包括的な支援体制の構築

取組内容 ①地域包括ケアシステムの整備

現状と課題

団塊の世代がそろって後期高齢者になる令和７年度までに、要介護状態になっても自分らしい暮らしを、住み慣れた地域で、最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築が必要です。高齢になるほど、医療や介護支援の必要性が高まります。今後増加が予想される在宅療養の高齢者には、医療と介護が連携し、安定したサービスを提供する体制が必要となります。

また、多様な地域の関係者や住民同士が、地域全体で高齢者を支え合う地域づくりが必要とされます。特に、支援が必要な認知症高齢者数も大きく増加が見込まれ、こうした方々を地域全体で支え合う体制の構築が必要です。

取組の方向性

医療や介護の関係者との協議により、それぞれの連携を深め、医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進します。生活支援コーディネーターが、地域において、既存の支援者や支援の取組を把握したり、生活支援体制整備協議会で、こうした支援関係者と情報交換をしたりしながら支援の輪を広げていきます。

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等の事業を推進するとともに、認知症サポーター養成講座を今後も継続し、広く認知症に関する正しい理解を広め、地域で認知症患者を支えます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●生活支援体制整備事業 （長寿いきがい課）

高齢者の生活支援等サービスの提供体制整備を推進する役割を担った生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。その補完チームとして協議会を設置し、住み慣れた地域で安心して生活できる住民主体の地域づくりを目標に活動しています。

地域ごとに抱えている課題が異なるため、熊谷市全体（第１層）とは別に、介護保険事業計画で設定した８つの日常生活圏域（大里広域地域包括支援センターの管轄圏域）ごとに生活支援コーディネーター及び協議会を設置することで（第２層）、それぞれの地域の事情に適した活動体制を構築します。

●在宅医療・介護連携推進事業　（長寿いきがい課）

厚生労働省が策定した「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」に示された PDCA サイクルに沿った取組について、関係機関による検討会議（「熊谷市医療・介護連携及び認知症施策推進会議」及び検討部会）を設置して検討します。

内容は、医療や介護の地域資源の把握や、連携についての課題の抽出、関係者の情報共有支援、在宅医療・介護に関する相談支援、関係者の研修の実施、地域住民への普及啓発等です。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
検討会議の開催	回	4	10
ACP※普及啓発講座の開催	回	16	24

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）　本人が望む医療やケアを事前に考え、家族や医療介護専門職と繰り返し話し合い共有すること

●地域ケア会議推進事業　（長寿いきがい課）

地域包括支援センターが、地域ケア個別会議を主催し、医療、介護の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。

また、市主催の地域ケア推進会議では、個別ケースの検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に反映させます。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
地域ケア個別会議（事例件数）	件	77	150

●認知症施策推進事業　（長寿いきがい課）

認知症初期集中支援チームを配置し、複数の専門職が家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら、支援体制の拡充に努めます。

また、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、相談業務等を行うため、認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター養成講座」を実施します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
認知症初期集中支援受付件数	件	4	12
認知症サポーター数	人	27,520	42,000

●生活支援コーディネーター設置事業　（社会福祉協議会）

高齢者の生活支援等、サービスの体制整備を推進する生活支援コーディネーターとして、 熊谷市全体でコーディネートを行う第１層生活支援コーディネーターを配置します。 日常生活圏域である地域包括支援センター８か所にそれぞれ配置された第２層生活支援コーディネーターと連携し、地域住民と一緒に地域課題の解決に向けて取り組みます。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
高齢者買い物支援	か所	60	80
地域づくり勉強会・座談会	回	2	25
コミュニケーション・集いの場（サロン・体操ほか）	か所	131	180

●地域包括支援センターとの連携強化（介護サービス・日常生活等）（参照 P95）

（長寿いきがい課）

取組内容　②総合相談支援体制の整備

現状と課題

公的な福祉サービスでは、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の各分野において、それぞれの相談機関等により支援の充実を図っています。高齢者分野では地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアシステムの構築、障害者分野では障害者による障害者の相談体制（ピア・カウンセリング）を取り入れた障害者相談支援センターや障害者虐待防止センターの設置による相談体制の充実、児童分野では地域子育て支援拠点やこども家庭センター（くまっこるーむ）による妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートする体制の整備、生活困窮者分野では生活困窮者自立相談窓口による就労などの支援等、各分野で相談支援体制を整備しています。

しかし、高齢の親と無職の子が同一世帯にいるケース、介護と子育ての両方に課題を抱えているケース等、複合課題を抱えている場合には、分野ごとに相談窓口を変えなければならず、また、制度の狭間にあるケースの場合には、どこにも相談できない状況が生じるおそれもあります。

このような複合課題を抱えた相談者へ対応するため、各相談窓口や関係機関の連携を強化し、縦割りの支援ではなく総合的に支援を行う体制づくりが必要となっています。

取組の方向性

様々な複合課題への対応として、市民からのあらゆる相談を受け止めるワンストップ型の総合型窓口を設置し、関係各課との連携を維持、発展させながら、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等といった対象者ごとの支援体制ではない、包括的な総合支援体制を整備します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●福祉総合相談窓口の設置　（福祉総務課）

複合課題を抱える世帯への支援を行うため、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の各福祉分野に捉われない、包括的な総合支援体制づくりとして、福祉総合相談窓口を設置し、課題解決に向けた支援を行います。

●孤独・孤立対策　（福祉総務課）

孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族の立場に立ち、当事者の属性や生活環境、配慮すべき事項等を理解した上で、官民、NPO 法人等の連携を取りながら、ひきこもり状態に陥ることがないよう包括的な相談支援体制、環境づくりを推進します。

●地域生活支援拠点等の整備　（障害福祉課）

熊谷市障害者基幹相談支援センターを中核として、障害者支援施設との連携強化を図るとともに、保健、医療分野とも連携して、地域生活支援拠点の整備を行います。

●くまっこるーむ運営事業　（母子健康センター・こども課）



助産師（母子保健型）と保育士等（基本型）の専門資格を有するコーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するための総合相談窓口において、子育て支援に関する情報を提供し、関係機関との連携を図ることなどで適切な支援につなげています。令和３年１月からは外出が難しい相談者のために、オンライン相談事業を、令和５年４月からは出産・育児の見通しを立てるための子育てガイドを用いた面談や、相談者に寄り添い、きめ細かな対応を行う「伴走型相談支援事業」を開始しています。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
母子保健型（延べ相談支援件数）	件	3,241	4,000
基本型（延べ相談支援件数）	件	844	1,000

●地域子育て支援拠点の充実（参照 P112）　（こども課）

●熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備・運営（参照 P113）

（こども課・保育課・健康づくり課・熊谷保健センター・母子健康センター）

●ケアラーの支援（参照 P116）　（長寿いきがい課・障害福祉課）

●ヤングケアラーの支援（参照 P117）　（こども課・学校教育課）

●生活困窮者自立相談支援事業（参照 P118）　（福祉総務課）

基本施策 （３）福祉関係組織の充実・連携

取組内容 ①民生委員・児童委員の機能充実と活動への理解と協力の促進

現状と課題

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために、高齢者、障害者、生活困窮者等への相談、日常的な見守り、行政や社会福祉協議会の関係機関への協力など、社会奉仕の精神に基づく活動を行っています。

少子高齢化の進行や社会構造の変化により、福祉課題の多様化や支援を必要とする世帯が増加する中、地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員に期待される役割はますます大きくなっています。一方で、業務の負担の大きさなどから民生委員・児童委員のなり手不足が大きな課題となっています。また、民生委員・児童委員に地域福祉推進の担い手としての役割が期待されているにもかかわらず、アンケート調査においては、前回の調査と同様、地域での認知度が上がらない状況にあります。

民生委員・児童委員活動を更に推進するためには、委員制度やその活動内容を広く市民に周知するとともに、関係機関との連携により適切な地域の情報を得ることができるようなネットワークを構築するなど、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

取組の方向性

市や社会福祉協議会等の関係機関と民生委員・児童委員の連携を強化し、その活動が円滑に行われるよう支援するとともに、地域住民をはじめ、関係機関・団体等に民生委員制度や民生委員活動を理解し、協力していただくために、広報啓発活動を行います。

また、複雑化・複合化する地域課題に対応するため、研修会等への参加を促進し、民生委員・児童委員として必要な知識や技術の習得を支援します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●民生委員・児童委員活動の機能充実　（福祉総務課）

民生委員・児童委員活動が円滑に行われるよう、講演会や定例会等を通じた制度の情報提供や研修等の充実に努めるとともに、委員の役割や活動について、地域住民に対し積極的に広報活動を行います。





評 価 指 標	単位	現状値	目標値
研修会等の開催回数	回	91	100

●民生委員・児童委員への活動支援　（福祉総務課・社会福祉協議会）

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の身近な相談相手として必要な支援を行い、また、支援を必要とする住民を行政等必要な機関につなぐ「パイプ役」を務めています。民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に福祉制度等に関する研修会を実施するとともに、研修参加に係る参加費等の活動費を助成することにより、その活動を支援します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
研修会等への参加人数	人	328	360

取組内容　②市と社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉を推進する団体」として位置付けられ、従来から地域活動や福祉活動への支援、生活困窮等による生活相談や低所得世帯への資金貸付、共同募金などのほか、高齢者や障害者、子育て、ボランティア等に対する各種事業を積極的に展開しています。

地域福祉の推進に当たっては、地域住民やボランティア、NPO 法人、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉関係機関等、様々な活動主体が協力し、地域の生活課題の解決に向けた取組を行っていくことが重要であり、社会福祉協議会は、その長年にわたる活動実績を生かして、地域生活課題を「丸ごと」受け止める場として、中心的な役割が期待されています。

このため、社会福祉協議会が中心となり、地域包括支援センターや地域子育て支援拠点等の関係機関をつなげ、地域生活課題を「丸ごと」受け止める場としての地域福祉のネットワークづくりを、市と連携して取り組む必要があります。

また、社会福祉協議会の活動内容については、前回の調査と同様、アンケート調査においても市民への認知度が低い状況にあります。市や社会福祉協議会では、広報誌やホームページ等を通じて福祉サービスの情報を発信していますが、更に地域福祉への理解を深め、活動参加につながるような情報の充実と提供方法の工夫が必要です。

取組の方向性

地域福祉のネットワークづくりを推進するため、活動の中心となる社会福祉協議会の事業・運営へ支援を行うとともに、市と社会福祉協議会による連絡調整会議を定期的に開催し、情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会の活動の趣旨、事業内容の紹介や成果・報告を通じて、会員や支援者の拡大に努めます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●社会福祉協議会の活動支援　（福祉総務課）

地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会の安定的な運営に資するため、運営費を補助します。

●連絡調整会議の開催　（福祉総務課・社会福祉協議会）

市の福祉関係部署と社会福祉協議会による連絡調整会議を定期的に開催し、各種事業における連携強化・情報共有を図ります。

●社会福祉協議会会員の拡大　（社会福祉協議会）

市民の参加と相互扶助による地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の趣旨や事業内容等の周知を行い、会員を募集します。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
普通会員	件	44,589	44,700
賛助会員	件	110	120
特別会員	件	233	240

取組内容　③ボランティア団体やNPO法人との連携

現状と課題

人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りの制度やサービスの対象にならない生活課題を抱え、制度の狭間にある人や様々な分野にまたがる複合的な課題を抱える人に対する支援が求められています。

こうした公的サービスの対象とならない人を支援するには、地域福祉の中核的な推進団体として位置付けられ、ボランティアセンターを運営している社会福祉協議会が中心となり、多様なニーズへの柔軟な対応が必要とされます。それには、福祉サービスの大きな担い手として活躍している福祉サービス提供事業所、ボランティア・市民活動団体、NPO 法人等との連携を更に充実させていく必要もあります。

団体アンケート調査では、今後、連携したい組織・団体として、「熊谷市社会福祉協議会」、「ボランティア団体」、「民生委員・児童委員」との回答が上位を占めていますが、その他の回答も僅差であり、他団体との連携の必要性を感じていることがうかがえます。また、活動の課題としては、「関わる人が少ない」、「後継者がいない」、「資金不足」など、活動を継続していく難しさも見られます。

取組の方向性

市と社会福祉協議会が中心となり、関係機関・団体との連携の更なる強化を図ります。また、ボランティア・市民活動団体等が活動を継続できるように、後継者の育成や新たなボランティアの担い手の発掘、更に活動資金の助成を行うとともに、活動に関する情報の周知を図り、幅広い世代に対し活動への参加を呼び掛けるなど、広報活動を充実します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●地域福祉推進事業　（長寿いきがい課）

本市の地域における社会福祉の増進のため、地域福祉基金を活用し、社会福祉事業に係る民間団体等が行う在宅高齢者福祉の推進等、社会福祉に寄与する事業に対して補助金を交付します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
補助金交付団体数	団体	14	16

●ボランティア団体地域福祉活動費補助金交付事業　（社会福祉協議会）

市内に活動拠点のあるボランティア団体で、熊谷市ボランティア連絡会に所属し、一定の条件を満たしている団体に、補助金を交付します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
ボランティア団体数	団体	38	43

●地域福祉推進事業（社会福祉協議会）　（社会福祉協議会）

社会福祉を目的とした団体の活動に対して補助金を交付します。



●不要入れ歯リサイクル事業　（社会福祉協議会）

市役所、社会福祉協議会に「入れ歯回収ボックス」を設置し、不要な入れ歯を回収します。利益は、日本ユニセフや福祉事業団体へ寄附されます。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
寄附金額	円	92,279	100,000

●思い出のランドセルギフト事業　（社会福祉協議会）

小学校で使用した思い出のランドセルと未使用の学用品を回収します。最終的に、アフガニスタン等の子どもたちに贈られます。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
ランドセル寄附数	個	26	60

●ペットキャップ回収事業　（社会福祉協議会）

ペットボトルのキャップを回収します。これが最終的にワクチン代となり、世界中の子どもたちに贈られます。また、リサイクルを行うことにより、ごみの減量、CO２削減にもつながります。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
ワクチン数	人	260	300
CO2削減量	kg	8,819	10,000
キャップ量	kg	2,951	3,500

●書き損じはがき、古切手の回収　（社会福祉協議会）

書き損じはがきや古切手等を回収し、養護盲老人ホームに寄附します。

●市民活動推進事業（参照 P70）　（市民活動推進課）

●市民活動支援センター管理運営（参照 P71）　（市民活動推進課）

●ボランティアセンター運営事業（参照 P71）　（社会福祉協議会）

●ボランティア養成講座（参照 P71）　（社会福祉協議会）



基本目標３　福祉サービスの適切な利用を促進します

基本施策　（１）権利擁護体制の構築

取組内容　①相談支援体制の充実

現状と課題

アンケート調査によると、日常生活における問題等の相談相手としては、「家族」「親族」「知人・友人」等、個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています。個人的なつながりで解決が難しい福祉分野の課題については、公的機関への相談が必要不可欠です。

近年は相談内容が複雑・多様化しているため、相談機関の専門性向上や窓口の周知を図り、サービスを必要とする方を適切な支援につなげることが必要です。

取組の方向性

誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、それぞれのニーズや状況に適したサービスに関する情報提供、助言等を行うとともに、関係機関とのネットワークを構築し、専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。

■市及び社会福祉協議会の取組

●市民相談業務　（市民活動推進課）

市民相談室では、一般相談のほか、法律相談等の専門相談を実施しています。相談内容に応じて、本市の担当部署や外部の関係機関が実施している専門的な相談窓口を紹介しています。



●地域包括支援センターとの連携強化（介護サービス・日常生活等）　（長寿いきがい課）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
総合相談件数	件	12,090	13,100

●在宅医療支援センターの運営　（長寿いきがい課）

市内の病院に委託して相談員を配置し、訪問診療の可能な医療機関の紹介や、退院時に患者を関係職種につないだり、介護関係者からの医療に関する相談に応じます。

●障害者相談支援事業　（障害福祉課）



基幹相談支援センターを中核とし、障害者相談支援センター等専門的な相談支援機関において、障害者やその家族からの福祉に関する各般の問題の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
総合相談件数	件	3,627	3,500

●保育コンシェルジュによる利用者支援　（保育課）

保育サービスの利用を希望する保護者に対し、それぞれのニーズや状況に適したサービスを利用できるよう、相談、情報提供、助言等を行うとともに、こども家庭センター等に出向くなど、積極的な情報提供を行います。また、認可保育所等の入所保留となった児童の保護者に対し、他の保育サービスを利用できるよう、相談、情報提供、助言等を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
待機児童数	人	0	0

取組内容　②権利擁護体制の充実

現状と課題

高齢者や障害者、児童等への虐待の深刻化を防ぐためには、早期に発見し、支援に結びつける必要があります。認知症や知的・精神障害等で判断能力が十分でない方が不利益を被ることなく安心して地域で暮らすためには、権利擁護に関する体制づくりが必要不可欠です。

高齢化社会の進展により、高齢者自身の権利擁護はもとより、障害者の親など監護者自身が高齢になる中で、親亡き後の身上保護や財産管理などに不安を感じている方も多くいます。

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利を保障するためには、権利擁護支援が必要な方の早期発見と福祉サービス、介護保険制度、成年後見制度等の周知と利用のための支援が必要となります。

また、児童虐待の観点では、通告を受けた家庭状況は多様であり、発達障害や不登校等の児童に関する要因のみならず、経済状況や不安定な家族関係、孤立した子育て等、様々な要因が複合的に起因する場合が少なくありません。児童の心身に重大な影響を与える児童虐待の早期発見と予防に向け、関係機関との相互連携・協力、情報共有を図り、多方面から切れ目のない支援体制を強化し、迅速かつ適切に対応することが求められています。

取組の方向性

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用支援事業の周知を図るとともに、成年後見制度と連携し、支援体制の充実を図ります。

また、虐待の深刻化を防ぐため、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援につなげるとともに、特に、児童虐待のおそれのある養育者への相談、虐待予防の啓発活動に努めるほか、DV 被害者の早期支援や、弁護士、臨床心理士等の専門相談を行い、被害者の心のケアに努めます。

既に、熊谷市障害者相談支援センター内に虐待防止センターを設置し、24 時間体制で相談を受け付け、迅速に対応できるようにしています。また、令和６年４月からこども家庭センターを設置することにより、様々な家庭への児童相談体制の強化を図っています。引き続き、支援体制の充実に取り組みます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●DV相談業務　（男女共同参画室）

配偶者等からの DV を中心とする暴力被害の相談を受け、必要な情報提供、助言、関係機関への連絡その他支援を行い、避難が必要と判断した場合には、施設への一時保護の手続を取るなどの支援を行います。また、定期的に弁護士及び臨床心理士、保健師等の専門相談も行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
新規相談者数	人	76	80

●地域包括支援センターとの連携強化　（長寿いきがい課）

地域包括支援センターは、主たる業務である総合相談の過程で、相談者に必要な介護サービスを提供するほか、成年後見が必要な場合の親族への申請支援、虐待事例を把握した際の状況確認、高齢者の消費者被害防止のための消費者センター等との情報交換を行います。また、必要に応じて、市や民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護職員等に情報提供を行い、連携を図ります。

●障害者虐待防止センターとの連携強化　（障害福祉課）

熊谷市障害者相談支援センター内に熊谷市障害者虐待防止センターを設置。虐待事例を把握した際は、状況確認や関係機関と連携し、対応を行います。

●児童相談事業　（こども課）

子どもの性格・生活習慣や虐待の相談等、様々な悩みを抱える児童や保護者に対して事業を実施します。常設で電話及び面談による相談を受けるほか、保育園等への訪問相談を実施します。児童虐待相談又は通告を受理した際は、関係機関等と連携して調査を行い、児童の実態把握に努め、児童の安全確保や養育困難等により必要と認める場合は、児童相談所に送致します。また、児童虐待予防の市民向け講座を開催するなど、虐待の早期発見や未然防止に努めます。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
相談件数	件	585	目標値無し

●要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営　（こども課）

虐待をはじめとした要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図ります。また、関係機関との連携を強化し、機能の充実に努めます。

●福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）　（社会福祉協議会）

高齢や障害等により一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続や日常生活に必要な金銭管理等の支援を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用契約者数	人	29	44
生活支援員配置数	人	13	20

●障害者相談支援事業（参照P95）　（障害福祉課）

基本施策 （２）成年後見制度の利用促進 **（熊谷市成年後見制度利用促進基本計画）**

計画の趣旨

国では、平成 29 年３月 24 日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）を閣議決定し、市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画の策定に努めることとされています。

このため、認知症高齢者をはじめとした判断能力の不十分な高齢者の権利を守るため、平成 30 年３月に策定した高齢社会対策基本計画に併せ、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

令和３年３月にも高齢社会対策基本計画の見直しに併せ、成年後見制度利用促進基本計画を改訂しましたが、成年後見制度利用に関しては、高齢者だけでなく障害者も対象となるため、成年後見制度利用促進基本計画を高齢社会対策基本計画の上位計画である本計画策定時に、併せて位置付けることとしました。このことにより、本市における総合的な支援体制の整備を進めていきます。

現状と課題

成年後見制度の利用状況については、家庭裁判所によれば、市内の令和２年、令和３年、令和４年それぞれの 12 月末日の法定後見の利用者数は、321 件、318 件、306 件です。そして、後見・保佐・補助と３つの類型がある中で、後見型の利用者が全体の約８割を占めています。

そのような中、令和元年度から社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の普及・啓発や相談受付等を行っており、更に令和４年４月から中核機関に位置付けています。

また、厚生労働省は、65 歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者が占める割合は、平成 24 年の約 15%から令和７年には約 20%になると推計しており、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加に併せ、成年後見制度のニーズは加速度的に拡大が見込まれます。

このため、引き続き、成年後見制度の適切な理解と普及に努め、市民への周知と併せて、市民後見人の育成について支援を行うとともに、制度のニーズの把握に努め、適切な利用を促進していく必要があります。

施策の方向

市では、促進法及び国計画に基づき、総合的かつ計画的に成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

具体的には、協議会等の合議体の設置や、中核機関の運用内容（マッチング及び成年後見人支援等の拡充）について検討、協議していきます。

また、今後、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図り、前計画の「熊谷市高齢社会対策基本計画〔含　熊谷市成年後見制度利用促進基本計画〕（令和３年度～令和５年度）」の期間中から開始された取組を生かしながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

取組内容 ①成年後見制度の利用支援

現状と課題

介護保険制度や障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用など、利用者自らが必要なサービスを選択するという主体性の尊重と自立支援が基本的な考え方になることから、利用者の権利保障のため、市民後見人養成講座を実施しています。

なお、課題としては、市民に成年後見制度が十分に周知されていないことがあります。

取組の方向性

他市町及び関係団体との協議会を設置し、成年後見制度の利用促進に係る課題解決に努めます。

また、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」では、判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活するには不安のある方が安心して生活できるように、一時的な支援として生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用料の支払や日常金銭管理等について支援（あんしんサポートねっと）しています。

今後も、成年後見制度の周知、利用促進はもとより、社会福祉協議会の「福祉サービス利用支援事業（あんしんサポートねっと）」の周知も図り、利用促進と支援に努めます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●埼玉県成年後見制度利用促進協議会地区協議会の設置・運営　（長寿いきがい課）

次の事項について協議します。

- 熊谷地区協議会の区域における関係団体の連携に関すること。
- 制度の同区域の住民への周知及び普及に関すること。
- 制度の利用促進に係る諸課題の検討に関すること。
- その他、制度等に関することで熊谷地区協議会が必要と認めること。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
成年後見制度利用件数	件	309	342

●成年後見利用支援（高齢者）　（長寿いきがい課）

重度の認知症により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者を対象に、成年後見等開始申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
市長申立て件数	件	3	20
報酬助成件数	件	8	24

●成年後見利用支援（障害者）　（障害福祉課）

精神障害又は知的障害により判断能力が不十分で親族が成年後見等開始審判の申立てを行う見込みのない者の権利を擁護するため、市長が成年後見等開始審判の申立人となり、費用負担が困難な場合の利用に係る経費や報酬を助成します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
市長申立て件数	件	3	6
報酬助成件数	件	0	4

●熊谷市成年後見センターの運営　（社会福祉協議会）

一般相談及び専門相談を開催し、成年後見制度の仕組みや利用するための手続に関する相談に応じ、必要な支援及び情報提供を行います。また、市民を対象とした制度を理解するための講演会や福祉従事者等の専門職向けのセミナーを開催し、制度について普及・啓発を推進します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
相談件数	件	69	120

●社会福祉協議会の法人後見　（社会福祉協議会）

社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、身上監護と財産管理、見守りの支援などを行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
法人後見受任件数	件	1	7

●市民後見人の養成

市民後見人として活動する方を養成するための講座を開催します。市民後見人養成講座修了者は、社会福祉協議会で実施する権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業や法人後見）の支援員として活動し、経験を積みます。

（社会福祉協議会）



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
市民後見人養成講座修了者数	人	13	20

基本施策 （３）福祉サービス利用の促進

取組内容 ①高齢者福祉の推進

現状と課題



高齢者を取り巻く社会環境は著しく変化しており、令和４年度末における本市の高齢化率は30.25%で、３人に１人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

このため、高齢者が、生きがいをもって積極的に地域活動へ参加できる環境を整備するため、その中心的組織である長寿クラブの活動を支援しています。また、高齢者が、いかに地域の中で健やかに生活を送ることできるかを求められていることから、様々な生活支援サービスを実施しています。さらに、介護保険制度では、増加する給付費を抑制するため、サービス利用や給付の適正化が求められるとともに、制度の安定的な運営が必要です。加えて、介護を担う人材不足が課題となっています。

今後も、高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティア団体等と連携し、公的なサービスだけに頼らない体制を整備することが必要です。

取組の方向性

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援することにより、高齢者の生きがいづくりと交流を促進します。

また、高齢者が豊富な知識や経験を生かし健やかな毎日を過ごせるよう、効果的な生活支援サービスを実施します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●長寿クラブ活動推進事業 （長寿いきがい課）

地域における高齢者の様々な活動や生きがいづくりに資する組織として、長寿クラブ及び連合会の活動を支援します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
クラブ数	クラブ	115	115
会員数	人	5,829	5,829

●軽度生活援助事業　（長寿いきがい課）

在宅で生活する高齢者に対して、居宅で自立した生活を送ることができるように、買い物や調理、屋内の掃除の支援等、簡易な生活援助サービスを行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
延べ利用者数	人	1,177	1,300
延べ利用時間	時間	3,106	3,400

●在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業　（長寿いきがい課）

65 歳以上でねたきりの状態が 6 か月以上続いている高齢者及び重度の認知症高齢者を在宅で介護している方に対して、手当を支給します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
手当支給者数	人	214	250

●高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業　（長寿いきがい課）

高齢者や障害者が、専用居室への入居や居住環境の改善により、住みやすく安全な生活を送ることができるようにするために、増築、改築又は改造する場合に必要な改修資金の貸し付けを行います。

●配食サービス事業　（長寿いきがい課）

自宅で食事の支度をすることが困難な単身高齢者等に、昼食を配達し、日常の安否確認と栄養改善を図ります。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用者数	人	1,746	3,060
配食数（延べ利用者数）	食	21,899	38,000

●健康入浴事業　（長寿いきがい課）

65 歳以上の方に、健康と衛生の向上のため、市内の公衆浴場の利用券を申請により発行します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用件数	件	5,409	5,500

●敬老マッサージ・鍼灸サービス事業　（長寿いきがい課）

70 歳以上の方に、敬老を主旨として、敬老マッサージ・鍼灸サービス事業利用補助券を申請により発行します。あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術を行い、もって高齢者の健康の増進と福祉の向上を図ります。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用枚数	枚	362	410

●ふとん乾燥サービス事業　（長寿いきがい課）

ねたきり高齢者及び単身高齢者を対象に、ふとん乾燥を行うことにより、保健衛生の向上を図ります。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
登録者数	人	33	35

●紙おむつ給付事業　（社会福祉協議会）

在宅で生活する、介護保険の要介護４又は５の認定者及び身体障害者手帳１級又は２級の障害者（児）で紙おむつを必要としている方に、紙おむつを現物給付します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
延べ利用者数	人	5,994	6,000

●ふれあい弁当サービス事業　（社会福祉協議会）

単身高齢者世帯等の見守り活動の一環として、市民ボランティアの参加と協力により、「ふれあい弁当」を配達します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用者数	人	97	115
配食数（延べ利用者数）	食	3,658	4,070
ボランティア数	人	107	120

●敬老修繕サービス事業　（社会福祉協議会）

民生委員・児童委員の調査による 77 歳以上の単身高齢者世帯を対象に、障子と網戸の張り替えや草取りを行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
実施件数	件	87	150

●歳末ホームクリーニングサービス事業　（社会福祉協議会）

民生委員・児童委員の調査による 77 歳以上の単身高齢者世帯を対象に、台所、換気扇、窓、電球、トイレ、風呂の掃除やふすまの張り替えを行います。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
実施件数	件	65	115

●地域歳末たすけあい慰問金交付事業　（社会福祉協議会）

在宅ねたきり高齢者、遺児手当受給者、里親、在宅障害児、児童扶養手当の受給者である小学校入学児童養育者を対象に、慰問金を交付します。

評価指標	単位	現状値	目標値
交付者数	人	515	530

●くまがや在宅福祉家事援助サービス事業　（社会福祉協議会）

介護保険サービスや障害福祉サービスを受けることができない高齢者や障害者等に、日常生活上の困難を軽減することができるように、市民参加と協力による低額有料の家事援助サービスを提供します。

評価指標	単位	現状値	目標値
利用件数	件	296	444

●ケアラーの支援（参照 P116）　（長寿いきがい課・障害福祉課）
●民生委員・児童委員による見守り活動（参照 P132）　（福祉総務課）
●あんしんコール事業（参照 P132）　（長寿いきがい課）
●救急医療情報キット「あんしんくまがや 119」の配布（参照 P132）　（長寿いきがい課）
●徘徊高齢者探索サービス（参照 P132）　（長寿いきがい課）
●高齢者見守り活動に関する協定の締結（参照 P133）　（長寿いきがい課）
●市営住宅に入居している単身高齢者への熱中症等の安否確認（参照 P133）　（営繕課）
●住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」の推進（参照 P142）　（長寿いきがい課）

取組内容　②障害者福祉の推進

現状と課題

障害者総合支援法では、介護給付、訓練等給付、自立支援医療等の障害福祉サービスで構成される自立支援給付事業と、相談支援、移動支援等のサービスで構成される地域生活支援事業で構成されています。現在それぞれの障害特性に対応したサービスメニューも拡充しており、利用者は増加傾向にあります。

障害者総合支援法の主たる目標である「地域移行」や「地域定着」等、障害者が地域の一員として安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスを利用しつつ、関係機関と連携して支援するなど、地域で支え合うことが不可欠です。障害者が地域で自立した生活をしていく上では、障害の有無にかかわらず、あらゆる住民の理解が必要です。ともに認め合うことができる共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、自立と社会参加が実現されるように、障害福祉サービスの提供体制の整備が必要となります。

取組の方向性

関係機関と連携し、障害者一人一人の成長過程や障害特性に合った障害福祉サービスを利用できるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス、障害児通所支援等の充実を図り、途切れることがないように継続した支援に取り組みます。

また、障害者の社会参加を促すことを目的として、一般就労を望む方は障害者就労支援センターを中心として、福祉施設、教育機関、ハローワークや地域の企業と連携し、一般就労への移行を進めるとともに、一般就労が困難な方は福祉的就労につながるよう支援に努めます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●障害者日中一時支援事業　（障害福祉課）

障害者及び障害者家族が、日中一時支援サービスを利用する際に事業者に支払う費用について、受給者の所得に応じた利用者負担額を除いた額を負担します。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
実利用者数	人	24	35

●手話通訳派遣事業　（社会福祉協議会・障害福祉課）

聴覚障害者、音声又は言語機能障害者の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者の派遣及びメールやタブレット端末等を利用した電話通訳、電話中継、遠隔通訳などを行います。



評価指標	単位	現状値	目標値
登録手話通訳者数	人	16	18

●移動支援事業　（社会福祉協議会・障害福祉課）

屋外での移動が困難な障害者に対し、日常生活及び社会生活上で必要な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

評価指標	単位	現状値	目標値
利用件数	件	60	90

●福祉車両貸出事業　（社会福祉協議会）

歩行が著しく困難で、車いすを使用していることにより、既存の交通機関を利用することが困難な方の社会参加を促すため、福祉車両の貸出を行います。



評価指標	単位	現状値	目標値
利用件数	件	74	100

●視覚障害者音訳事業（参照P69）　（社会福祉協議会）

●地域生活支援拠点等の整備（参照P85）　（障害福祉課）

●障害者相談支援事業（参照P95）　（障害福祉課）

●地域歳末たすけあい慰問金交付事業（参照P108）　（社会福祉協議会）

取組内容　③児童福祉の推進

現状と課題

子どもを取り巻く現状としては、家庭や地域社会とのつながりの希薄化などによる孤立感・不安感を解消するために、出産や子育ての相談、サポート体制が求められています。

そのため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」、親子の交流の場である「地域子育て支援拠点」及び子育ての悩みを相談できる「利用者支援事業」を更に充実させることを目指しています。

また、長期にわたり新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けてきた子育て世代は、経済的にも精神的にも負担が大きく、様々な子育ての不安を抱いているため、地域社会や関係機関との連携、情報共有を行い、経済的な支援や多方面から支援ができる体制強化を図る必要があります。

また、老朽化が進行している保育所や保育施設の再編を進めるとともに、子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目指します。保育所では、待機児童数ゼロの継続を、放課後児童クラブでは、待機児童の解消のため、施設整備を行う必要があります。

取組の方向性

全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指します。ニーズに合った支援策に確実につなげるために、ワンストップ窓口やインターネットを利用した子育て相談等の様々な手法で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、多様な保育・教育の提供及び放課後児童クラブの充実を図ることで、質と量の両面から子どもたちの健やかな成長と子育てを地域社会全体で支えます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●地域子育て支援拠点の充実

（こども課）

おおむね３歳未満の子どもと、その保護者等を対象に、子育て家庭が交流できる場を提供し、悩み相談や情報提供等を行うことで、子育ての不安感を緩和するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図ります。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
地域子育て支援拠点延べ利用者数	人	52,063	95,000
利用者支援事業延べ相談件数	件	2,597	3,600

●病児等緊急サポート事業

（こども課）

病児・病後児等の援助を希望する者（利用会員）と病児・病後児等の育児援助に協力できる看護師、保育士、保健師等の有資格者等（サポート会員）が会員登録を行い、市からの委託を受けた緊急サポートセンター埼玉の事務局が、会員同士を調整し、地域の中で相互に病児・病後児への援助活動を行います。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
会員数（利用会員、サポート会員）	人	434	530

●子ども食堂等の普及啓発

（こども課）

民間が行っている子どもの居場所としての子ども食堂等への支援として、ホームページでの紹介、広報物の配布、国や県等からの情報の周知、寄附の連絡があった際の紹介等を行います。



●熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備・運営

（こども課・保育課・健康づくり課・熊谷保健センター・母子健康センター）

子育て支援の機能の充実を図るため、未就学児から高校生までの子どもの遊びの場・学びの場である「（仮称）こどもセンター」、学童保育を実施する「（仮称）新石原児童クラブ」を整備し、幅広い年代の子どもの居場所となるよう民間事業者等と協力し、運営を行います。

また、保健施設を再編して整備する「（仮称）保健センター」と連携し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に対応できる体制を整え、市民が利用しやすい施設運営を行います。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（保育課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立及び健全な育成を図ります。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
児童クラブ待機児童数	人	116	0

●放課後子供教室の充実

（社会教育課）

各小学校区において「放課後子供教室運営委員会」を設置し、活動の企画・運営や教育活動サポーターのコーディネート等を行います。教育活動サポーターを中心に、放課後や週末に小学校等を利用し、宿泊体験や合宿通学、農業体験、学習、文化・スポーツ体験等、子どもたちの自主性や創造性を育む体験を実施します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
延べ参加児童数	人	9,112	10,000

●子育て応援相談事業　（社会福祉協議会）

子育て中の世帯に、看護師や保育士等の有資格者であるサポーターが家庭訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育てに関する相談に応じます。サポーターの実稼働人数を増やし、相談支援体制を整備します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
サポーター数	人	33	35
うち実稼働人数	人	7	10

●ふれあい里親事業　（社会福祉協議会）

里親運動の趣旨に賛同するボランティアの協力により、児童養護施設で生活する子どもたちに家庭での交流や生活経験の機会を提供します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
里親・里子マッチング数	組	5	6
登録里親	世帯	11	13

●子ども食堂歳末たすけあい助成事業　（社会福祉協議会）

子ども食堂を運営している地域住民グループ等が、歳末から年明けにかけて開催する「特別な行事」に要する経費の一部に対し、助成を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
申請件数	件	2	7

●フードパントリー事業　（社会福祉協議会）

18 歳以下の子どもがいるひとり親世帯で、食にお困りの方に、食料品や日用品を提供します。また、同事業を実施する団体と連携を図り、取り組みます。

●ファミリー・サポート・センター事業　（社会福祉協議会・こども課）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と協力できる人（援助会員）が会員登録を行い、社会福祉協議会のファミリー・サポート・センターがニーズを調整し、地域の中で相互に育児への援助活動を行います。会員登録を増やすことはもとより、特に援助会員の実稼働人数を増やし、支援体制を整備します。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
援助・両方会員（育児の援助を協力できる人）	人	157	200
うち実稼働人数	人	28	40

●くまっこるーむ運営事業（参照 P85）　（母子健康センター・こども課）

●保育コンシェルジュによる利用者支援（参照 P95）　（保育課）

●児童相談事業（参照 P97）　（こども課）

●要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営（参照 P98）　（こども課）

●地域歳末たすけあい慰問金交付事業（参照 P108）　（社会福祉協議会）

●ヤングケアラーの支援（参照 P117）　（こども課・学校教育課）

取組内容　④ケアラーへの支援の推進

現状と課題

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方であり、そのうち 18 歳未満の方がヤングケアラーです。

ケアラーは、身体的、精神的そして経済的にも大きな負担を抱えており、介護を理由に離職を余儀なくされるなど、社会的にも心理的にも孤立を深めているケースも少なくありません。

埼玉県では、令和２年３月に「埼玉県ケアラー支援条例」が制定され、条例の基本理念である「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる」ように、「県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくこと」としています。

アンケート調査では、地域でこれから支援が必要な対象として、これまで単身高齢者や認知症高齢者などの「支援を受ける側の人」から「高齢者や障害者を介護している人」や「ヤングケアラー」など「支援をする側の人」への回答が増えています。

また、ヤングケアラーの認知度は、昨今の報道機会が増加したことなどにより、67.9%の人が知っていると回答しています。そのうち必要な手助けについては、「行政や専門職の支援」、「学校等の連携による就学援助」の回答が上位を占めています。

今後、ケアラーの支援については、公的な支援に加え、地域住民への理解促進や支援体制の構築、気軽に情報交換ができる環境整備等が求められています。

取組の方向性

「支援を受ける側」と「支援をする側の人」がともに、個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、組織全体で介護者を支援する体制を構築していきます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●ケアラーの支援　（長寿いきがい課・障害福祉課）

市民に対しては、ケアラーについて、広報誌を通じた周知を図るとともに、相談があった場合には、適切な関係機関へつなぐようにします。また、ケアラーが孤立しないよう家族介護教室（法人等に委託）を開催するとともに、「自立支援協議会」等で個別の相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、包括的相談支援体制を構築します。

●ヤングケアラーの支援　（こども課・学校教育課）

ヤングケアラーについて、市民の理解を促進するために、ホームページ等への掲載や、国や県などからの広報物の配布等、広報活動を行います。「要保護児童対策地域協議会」や小・中学校とも連携を図りながら、ヤングケアラーが疑われるケースを発見した場合、相談に応じるとともに、適切な支援へつなげます。

●福祉総合相談窓口の設置（P84 参照）　（福祉総務課）

●在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業（P105 参照）　（長寿いきがい課）

基本施策 （４） 生活困窮者対策の推進

取組内容 ①生活困窮者の自立相談支援

現状と課題

経済的に困窮している人は、その背景に失業、疾病、借金、子育て、介護、社会的孤立等の複合的で多様な生活課題を抱えています。それらの生活課題の負の連鎖によって、自立した生活が困難になる前に、包括的・早期的に支援を行うため、平成 27 年に生活困窮者自立支援法が施行されました。本市でも、平成 27 年から生活困窮者自立相談窓口を設置し、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を行っています。具体的には、ハローワークと連携した就労支援や状況に応じて社会福祉協議会の各種貸付事業、フードバンクによる食糧支援につなげるなど、生活困窮者の自立促進を図っています。

また、相談内容では、経済的困窮や就労困難が多いことから、生活困窮者の自立には早期の就労が不可欠である一方、障害や疾病などの生活課題等から就労に結び付かない相談者も多く、課題となっています。

取組の方向性

多様で複合的な生活課題を広く受け止め、既存のどの制度にも対象とならない「制度の狭間」に陥ることがないよう、関係機関と連携し、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援プランを作成します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●生活困窮者自立相談支援事業 （福祉総務課）

生活保護に至る前の段階の自立を支援するため、生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金の支給を行います。また、様々な専門機関と連携し、自立の促進を図ります。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
新規相談件数	件	496	468

●ハローワークとの連携　（福祉総務課・生活福祉課）

生活福祉課内にハローワークの巡回相談窓口を設置し、生活保護受給者の就労支援を行います。また、福祉総務課の生活困窮者自立相談窓口とハローワークが連携することによって、就労支援とともに住居確保給付金や社会福祉協議会の貸付資金等を組み合わせ、相談者の状況に応じた支援調整プランを作成し、自立を促進します。

●熊谷市福祉資金貸付事業　（社会福祉協議会）

低所得者世帯で、臨時的出費等により生活を脅かされ、生活維持のための応急的な資金を必要とする世帯を対象に、関係機関と情報共有した上、貸し付けを行います。

●生活福祉資金貸付事業　（社会福祉協議会）

低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、相談支援を行い、必要に応じて資金の貸し付けを行います。

●熊谷市善意銀行　（社会福祉協議会）

市民から寄せられた善意の金品を受け入れ、支援を必要とする方に配分や貸し付けを行います。

取組内容　②子どもの学習支援

現状と課題

雇用形態の変化や人間関係の希薄化等、子どもを取り巻く家庭環境の変化に伴い、経済的に学ぶ余裕のない家庭や孤立しがちな家庭の子どもたちへ、学習の機会が失われることがないように支援していくことが必要です。

市では、全ての小・中学生を対象に、放課後や休日等を利用して学習支援や体験活動を行う機会を設けています。また、就学援助等の経済的支援を実施し、子どもが学習する機会の確保に努めています。

今後も、全ての子どもが平等に学習機会を得られる環境づくりを充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携し、子どもを育てる取組を支援していく必要があります。

取組の方向性

補充学習充実のための「くまなびスクール」を市内全ての小・中学校で実施するとともに、科学や自然、郷土の歴史等への興味・関心を高める体験学習の機会の充実を図ります。

また、経済的支援については、相談・周知の機会を拡充しながら、引き続き必要な支援を行います。

■市及び社会福祉協議会の取組

●就学援助　（教育総務課）

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学費用（学用品費、給食費等）の一部を援助することで、義務教育の円滑な実施を図ります。

●育英資金　（教育総務課）

高等学校以上の学校へ進学予定の方又は在学する方で、経済的理由により学資支出が困難である方に対し、資金を貸し付ける制度です。

●入学準備金　（教育総務課）

高等学校以上の学校に進学予定の方で、経済的理由により入学準備金の調達が困難である保護者に対し、準備金を貸し付ける制度です。

●くまなびスクール （学校教育課）

市内小・中学生を対象に、各小学校においては、放課後（１時間）を利用して、各中学校においては、土曜日や放課後等（２時間）を利用して、教員経験者や大学生を指導者とする補充学習を実施し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ります。

具体的には、参加児童・生徒の自学自習への支援、参加児童・生徒が持参した学習教材についての質疑応答、参加児童・生徒に対する一部講義を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
小学校 参加人数の全児童数に対する割合	%	23.6	24.0
中学校 参加人数の全生徒数に対する割合	%	7.0	9.0

●子どもセンター事業 （社会教育課）

地域で子どもを育てる環境を整備し、保護者と子どもの活動を促進するため、子ども広報「くまがやキッズ」の発行やウイークエンドサイエンス、夏休み＆秋休みわくわく探検隊等の活動を実施します。子どもたちに自然や科学、文化、社会に触れる様々な活動の場や情報を提供し、心豊かでたくましい子どもを育みます。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
ウイークエンドサイエンス参加者数	人	385	420
わくわく探検隊参加者数	人	152	170

●放課後子供教室の充実（参照P113） （社会教育課）

基本施策 （５）再犯防止の推進 （熊谷市再犯防止推進計画）

計画の趣旨

近年、犯罪をした人の再犯率が高くなっている状況から、犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策に重要であるとして、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。地方公共団体には国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた再犯の防止等に係る施策の展開が求められ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されました。

このため、本市でも国や関係団体等と連携し、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰ができ、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、「第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」の推進を通じて取り組む必要があることから、同計画に再犯防止推進法第８条に基づく「熊谷市再犯防止推進計画」を含めて策定をすることとしました。

現状と課題

近年の全国の刑法犯検挙者数は、平成 16 年以降減少傾向が続いています。そのうち、令和３年の初犯者数は、ピーク時と比べ64.0%減となっている一方、再犯者数はピーク時の 43.0%減と、減少幅が低くなっています。

その結果、再犯者率は増加傾向になり、令和３年では 48.6%と検挙者数のうち約半数が再犯者となっています。

平成 30 年から令和 3 年までの熊谷警察署管内の推移については、再犯者率は年々減少傾向にあるものの、全国、県の再犯者率の割合よりも高くなっています。

また、再犯防止については、市民の関心と理解が得にくいことや、保護司会などによる更生保護団体の活動が市民に十分認知されていないことが課題です。

施策の方向

再犯防止に関する施策は、就労、住まい、保健医療や福祉サービス等の地域福祉を担う一番身近な関係機関の支援が重要です。

このため、社会復帰を目指す人が地域社会で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携を強化し、就労の支援や住居の確保等の取組を行います。

また、市民の再犯防止への関心・理解を深めるため、広報・啓発活動を推進します。

取組内容 ①居住・就労の支援

現状と課題

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障害、薬物への依存、家庭機能不全、学校の退学等、様々な生きづらさを抱えている場合が多く、周囲の理解を得られず、十分な支援を受けられないまま犯罪を繰り返すことがあります。

また、令和４年版犯罪白書によると、入所受刑者の就労状況別構成比では、無職者が約７割となっており、出所時に適切な帰住先がない人も少なくありません。

このような状況の中、犯罪をした人等が、地域社会で自立した生活が送れるよう、就労の支援や住居の確保が必要です。

取組の方向性

犯罪をした人等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、生活困窮者自立支援制度の活用や就労支援機関と連携を図りながら、就労の支援や住居の確保に必要な支援を行います。

■市及び社会福祉協議会の取組

●生活困窮者自立相談支援事業（再犯防止推進計画） （福祉総務課）

刑を終えた人等が、地域社会で自立した生活ができるように生活困窮者自立支援制度を活用し、生活の基盤である住居の確保等の支援を行います。

●ハローワークとの連携（再犯防止推進計画） （福祉総務課・生活福祉課）

就労を希望する人に対し、個々の職業適性に対応した就職や就職後の職場定着に向けて、ハローワークと連携し、就労を支援します。

取組内容　②関係機関との連携強化

現状と課題

更生保護の活動については、国や保護司会といった更生保護団体等が中心となって、犯罪をした人等の社会復帰に向けた取組がされていますが、犯罪や非行をした人が地域社会での生活のしづらさから孤立し、再び犯罪を起こしてしまうことも少なくありません。

犯罪をした人等が、地域で安定した生活を送ることができるように、国や保護司会等更生保護団体による社会復帰支援のみならず、地域の関係機関が相互に連携した取組が必要です。

取組の方向性

犯罪をした人等が、地域社会の中で孤立することなく、地域で自立した生活を送ることができるよう、国や地域の保健医療・福祉機関、民間協力者等と相互に連携を図り、地域のセーフティネットに包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境整備を推進します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●熊谷地区保護司会・熊谷更生保護女性会との連携強化　（福祉総務課）

犯罪をした人等の更生を助け、犯罪、非行のない社会の実現のために地域を支える熊谷地区保護司会、熊谷更生保護女性会との連携強化を図るとともに、熊谷地区更生保護サポートセンターの運営や埼玉県更生保護観察協会熊谷支部に補助金交付等を行い、更生保護活動を支援します。

●更生保護地域連携拠点事業　（福祉総務課・生活福祉課）

国が推進する更生保護地域連携拠点事業に参画し、支援団体である熊谷地区保護司会、熊谷更生保護女性会のほか、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク等とともに「地域支援ネットワーク」を構築し、犯罪をした人等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットに包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境整備を行います。

取組内容　③広報・啓発活動による理解促進

現状と課題

再犯防止に対する関心や理解を高め、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現のため、毎年７月に保護司会を中心に「社会を明るくする運動」による広報・啓発活動を行っています。

一方、アンケート調査では、犯罪防止等に関する施策は、一般的に行政や専門職が支援をするものと認識されており、市民にとってあまり身近ではないことがうかがえます。市民の関心と理解が得にくいことや、保護司会等による更生保護団体の活動が、市民に十分認知されていないことなどが課題です。

取組の方向性

市民に再犯防止への関心と理解を深めてもらうため、保護司会等関係団体と連携しながら、「社会を明るくする運動」を含め、関係機関と連携して、広報・啓発活動の充実を図ります。

■市及び社会福祉協議会の取組

●「社会を明るくする運動」広報・啓発活動　（福祉総務課）

犯罪や非行を抑止する地域の力を育て、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを支え、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、熊谷地区保護司会を中心に毎年７月に「社会を明るくする運動」による広報・啓発活動を行います。

また、次世代を担う市内小・中学生を対象に、犯罪や非行のない地域社会づくり等、再犯防止を題材とした作文を通じて、同運動に対する理解を深めてもらうため"社会を明るくする運動"作文コンテストを実施します。





評　価　指　標	単位	現状値	目標値
啓発活動延べ参加者数	人	49	100



基本目標４　誰もが安全で安心できる生活環境を実現します

基本施策　（１）災害時の対応

取組内容　①地域防災体制の整備

現状と課題



東日本大震災や竜巻、大雪等の災害を経験し、熊谷市地域防災計画を必要に応じて見直しています。地域防災力を高める自主防災組織の結成や活動を支援したことにより、組織率は世帯数の約８割、地域での防災訓練回数は、多い年で年間延べ 200 回を超えるなど、活発な活動が行われています。また、市では計画的な備蓄のほか、関係機関との支援協定の締結、防災訓練を実施しています。

アンケート調査において、「安心・安全についての地域の問題・課題」として１位を占めたのは、前回同様、「緊急時の対応」であり、「地域で住民が取り組むべき問題・課題」として１位を占めたのは「防犯・防災など安全を守ること」となっています。

今後も、災害発生時の被害を最小限にするため、自助・共助※の地域防災力を支援、強化するとともに、民間事業者の協力のもと、帰宅困難者や要配慮者への対応、受援体制の整備等、実効性のある応急、復旧の体制づくりが必要です。

※自助　自分（家族）の身は自分（家族）で守ること

※共助　隣近所や地域の人たちで協力して助け合うこと

取組の方向性

熊谷市地域防災計画や国民保護に関する計画の見直し、通信手段の確保や備蓄に努め、関係機関と連携し、万全の体制を整備します。災害に対する自助を強化・向上させるとともに、自主防災組織への支援、防災リーダーの養成に努めるほか、小学校区等を単位とする地区防災計画の作成を支援し、共助の力を高めます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●自主防災組織の育成

（危機管理課）

自主防災組織を結成した時や組織が訓練を行った場合、組織が資機材を整備した場合に補助金を交付します。

また、自主防災組織が迅速・的確に活動できるよう、自主防災組織リーダーに対して、防災に関する知識や技能を習得するための研修会を開催します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
自主防災組織率	%	81	85

●中学生サポーター事業

（警防課）

市内の中学生を対象として、熱中症の特徴や処置、予防方法等について講義を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
受講者数（目標は５年間の累計）	人	1,434	6,750

※現状値は、令和４年度の値

●福祉施設との連携強化

（警防課）

応急手当の普及・啓発を目的に、福祉施設等において救命講習会等を開催します。また、救急要請時に施設入所者が必要な処置を受けることができるよう、各施設へ「情報提供シート」を配布します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
受講者数（目標は５年間の累計）	人	223	750

※現状値は、令和４年度の値

●災害ボランティアセンターの設置・運営

（社会福祉協議会）

災害時には、市や関係機関と連携し、熊谷市地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターを設置・運営します。

●災害ボランティアの育成　（社会福祉協議会）

登録制による災害ボランティアの募集や、災害ボランティア講座・研修を開催し、人材育成を図ります。登録災害ボランティアには、平時から災害ボランティアに関する研修に参加し、意識を高めてもらいます。災害が発生した際、登録災害ボランティアに、災害ボランティアセンターの運営又は災害現場での活動を依頼します。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
災害ボランティア登録者数	人	135	150
災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練参加者数	人	40	50

●社会福祉協議会災害対策チームの設置　（社会福祉協議会）

災害ボランティアセンターの立ち上げや運営の中心的役割を果たすとともに、「災害ボランティアセンター立ち上げ運営」訓練を企画します。また、埼玉県社会福祉協議会や関係機関が実施する研修等に参加します。

●日本赤十字社埼玉県支部熊谷市地区の事務　（社会福祉協議会）

災害救援物資等の支給、災害用資材の整備、救急法等講習会の開催、赤十字奉仕団の育成等を行います。

また、活動資金を確保するための会費や寄附金、被災地支援を目的とした国内災害義援金や海外救援金を募集します。



●熊谷市赤十字奉仕団との連携

（社会福祉協議会）

社会福祉協議会が事務局を担う赤十字奉仕団との連携を強化するとともに、救急法講習会や炊き出し訓練等の活動を支援します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
団員数	人	180	210

取組内容　②避難行動要支援者への支援

現状と課題

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難である「避難行動要支援者」の基準や範囲を、熊谷市地域防災計画に定め、平常時から自治会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の提供に関し、本人の同意を得ている方の名簿を提供しています。

また、令和 3 年には、同法の改正により、市町村の名簿に登録のある避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画作成に努めることが義務付けられました。

災害時に避難行動要支援者の支援を適切に進めるためには、災害発生に備えた平常時の活動が重要となることから、地域で要支援者の把握に努めることや、自主防災組織による名簿を活用した避難訓練の実施等が必要となります。

そのため、避難行動要支援者について、個人情報の取扱いに留意しつつ、各要支援者に対する避難支援者や避難方法などを定める「個別避難計画」の策定等の取組を推進する必要があります。

取組の方向性

関係部局が連携し、要支援者に対して、平常時から、自治会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に、支援に必要な個人情報等が提供できるよう理解を求めるとともに、避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の策定に取り組みます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●避難行動要支援者名簿の作成　（福祉総務課・長寿いきがい課・障害福祉課）

各部門で把握している避難行動要支援者の情報を踏まえ、災害時に自ら避難することが困難な方の円滑で迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援や安否の確認等、必要な措置を実施するための基礎となる名簿の作成を行います。また、平常時から名簿情報の提供に同意された方の名簿を、自治会や民生委員・児童委員に提供し、災害に備えた活動を支援します。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
避難行動要支援者名簿の事前提供同意者現数	人	6,586	8,000
同意者の個別計画策定率	%	43	50

基本施策 （２） 見守り活動の推進

取組内容 ①地域見守り体制の支援・拡充

現状と課題

高齢化や核家族化が進む中、地域における見守り活動は、高齢者世帯等の社会的孤立やひきこもりを防ぎ、児童虐待等の早期発見にもつながることから、地域福祉において極めて重要な役割を担っています。

アンケート調査では、「自分が地域の人にしてほしい手助け」「自分ができる手助け」はいずれも「安否確認の声掛け」「緊急時の手助け」と回答した方が５割を超える結果となり、地域住民の半数以上の方は、見守り活動の受け手としてだけでなく、潜在的な担い手として存在することが分かりました。本市では、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等による見守り活動の取組を行っていますが、高齢者世帯等の要支援者が増加する中、更に切れ目のない活動を継続していくためには、こうした潜在的に存在する住民同士の見守り活動を加え、それぞれが相互に連携して、見守り体制を強化・拡充していく必要があります。

また、声掛け等による住民同士の見守り活動を通して、地域のつながりを強化し、いざという時に支え合える関係性を築くことも重要です。

さらに、夏季における熱中症予防に対する取組も、引き続き推進する必要があります。

取組の方向性

民生委員・児童委員や地域の民間事業者の協力、地域住民のサロン活動等を通じた日常的な見守りを支援・拡充するとともに、緊急時への対応を検討することで、高齢者自身の不安感や介護者の負担を軽減します。また、夏季の熱中症予防の取組を、より一層推進します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●熱中症予防事業 （健康づくり課）

暑熱順化や熱中症予防・応急方法等の熱中症に関する情報の発信・注意喚起を、リーフレットの配布やホームページ等により行います。また、自治会への啓発物資の提供、民間企業との提携による熱中症予防の啓発、各種行事へののぼり旗の貸出し等、地域の協力を得た事業を展開します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
リーフレット配布枚数	枚	0	85,000

●民生委員・児童委員による見守り活動　（福祉総務課）

単身高齢者や支援が必要な世帯へ、民生委員・児童委員が日常的な見守り活動を行い、適切な福祉サービスが受けられるよう関係機関へつなぎます。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
民生委員・児童委員の活動件数※（一人当たり月平均）	件	9.13	10.04
民生委員・児童委員の訪問・連絡調整※回数（一人当たり月平均）	回	18.44	20.28

※活動件数　訪問・連絡調整回数　国が定める福祉行政報告例の報告区分に基づく件（回）数。民生委員・児童委員一人一人が記録、集計を行っている。

●あんしんコール事業　（長寿いきがい課）

一人暮らしで重度の身体障害のある方や高齢者へ、緊急通報装置（あんしんコール）の設置を支援します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
設置台数	台	317	395

●救急医療情報キット「あんしんくまがや119」の配布　（長寿いきがい課）

単身高齢者の安心・安全のため、緊急時に駆け付けた救急隊員が迅速な処置や対応ができるよう、緊急連絡先や持病、かかりつけ医等の情報を記入するキットを配布します。また、配布対象者以外の方も利用できるよう、ホームページ等でキットの作成方法を紹介します。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
キット配布数（新規単身高齢者台帳登録者数）	個	200	250

●徘徊高齢者探索サービス　（長寿いきがい課）

認知症により徘徊行動のある方に常時 GPS 発信機を所持してもらい、行方不明時に家族等からの依頼を受け、現在位置を探索して知らせるサービスです。在宅認知症高齢者の安全を確保するとともに、家族等の精神的・身体的負担を緩和し、安心で安定的な生活を支援します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
新規申込件数	件	8	13

●高齢者見守り活動に関する協定の締結　（長寿いきがい課）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、協定を締結した民間事業者が、監視的でない「さりげない見守り」を行います。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
協定締結件数	件	7	12

●指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）事業　（環境政策課）

市内のエアコンがある公共施設及び民間施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定し、熱中症特別警戒情報が発表された時に備え、自宅にエアコンがない人などが、避暑できるように開放します。公共施設は開庁・開館時間で開放し、民間施設は協定の締結により開放可能日等を設定します。

●市営住宅に入居している単身高齢者への熱中症等の安否確認　（営繕課）

平成 24 年度から始まった、民間の生活関連事業者等が入居者を見守る「見守りサポーター登録制度」を引き続き活用し、市営住宅に入居している単身高齢者の安否状況を見守ります。また、市が 80 歳以上の単身及び高齢者世帯へ電話連絡により熱中症予防を呼び掛け、埼玉県住宅供給公社が単身高齢者への電話連絡や訪問を行い、安否状況を確認します。

●地域ネットワーク友愛事業（参照 P77）　（社会福祉協議会）

取組内容　②防犯・交通事故防止対策の充実

現状と課題

犯罪認知件数は、令和元年の 1,585 件から、令和３年に 1,008 件まで減少しましたが、令和４年には 1,106 件と、約 10%の増加となっています。犯罪が増加しないよう、犯罪を起こさせにくい防犯対策や地域の環境づくりを行うことが大切です。

振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害額は、1 億 4 千万円を超えた令和元年をピークに減少傾向にありますが、発生や防止の広報を積極的に行うものの、手口がより巧妙化すること等により、65 歳以上の方を中心に被害がなくならない状況です。

また、交通人身事故の発生件数は、令和元年の 730 件から、令和４年は 469 件まで減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化が少なからず影響したと考えられます。子どもや高齢者が関わる交通事故が多発していることから、交通事故の減少・防止を図るため、家庭、学校、地域、事業所、警察や行政など関係機関が連携して、交通弱者の視点から交通安全対策を進める必要があります。

取組の方向性

警察、市民、関係団体と連携し、犯罪情報を迅速に提供して、市民へ注意喚起を図ります。そして地域の防犯活動を支援するため、自治会等の自主防犯活動団体へパトロール用品を貸与するとともに、防犯講座や青色防犯パトロール車による巡回等を実施して、防犯意識の向上と犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

また、安全・安心な都市を目指し、交通安全意識の向上と正しい交通マナーの啓発・普及に努めます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●「メルくま」防犯・交通安全情報登録の促進　（安心安全課）

市内や近隣市町で発生した犯罪、不審者や振り込め詐欺等の防犯情報をメール送信することで、速やかに情報提供を行い、市民の自主防犯を支援・促進します。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	人	23,174	25,000

●犯罪認知件数の減少化　（安心安全課）

防犯環境を整備するため、自治会等を中心に組織されている自主防犯活動団体に対し、パトロール用品（ベスト・腕章・点滅合図灯・ステッカー・帽子）を貸与します。また、青色防犯パトロール車の維持管理に係る経費に補助金を交付するなど、より効果的なパトロールができるよう支援します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
犯罪認知件数	件	1,106	1,056

●交通人身事故発生件数の減少化　（安心安全課）

交通安全意識の啓発及び普及を目的に、幼稚園や小・中学校、長寿クラブ等からの要望を受け、熊谷警察署や交通指導員と連携し、主に子どもや高齢者の方を対象にした交通安全教室を実施します。





評 価 指 標	単位	現状値	目標値
交通人身事故発生件数	件	469	419

●ゾーン30・ゾーン30プラス整備事業　（維持課）

生活道路における歩行者の安全確保のため、区域（ゾーン）を定めて、その区域全体に対して最高速度 30km/h の交通規制を実施します。速度規制は警察が行い、市は区画線やラバーポールの設置などを行います。





評 価 指 標	単位	現状値	目標値
ゾーン30・ゾーン30プラス整備地区	地区	11	15

取組内容　③生活環境整備の支援の充実

現状と課題

持続可能な生活環境の実現には、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会を形成し、地域の環境を美しく保ち続けることが重要です。

そのためには、市民一人一人がごみの減量と資源の有効活用等の 5R※を実践するとともに、地域の環境美化活動をより一層活発にすることが必要です。さらに、環境意識の醸成と向上を図る啓発活動や、循環型社会の形成を加速化する取組を拡充していくことが求められています。

また、市では高齢や身体等の障害を原因としてごみを出すことが困難な人の自宅を訪問し、直接ごみを収集するハートフル収集等を行っていますが、地域で支え合う仕組みを確立させるとともに、地域の実情に合った新たな収集方法を充実させていく必要があります。

※5R　リフューズ＝ごみの発生回避、リデュース＝ごみの発生抑制、リユース＝再利用、リペア＝修理、リサイクル＝再資源化の頭文字

取組の方向性

循環型社会の形成と 5R の推進のため、家庭内での生ごみ処理容器の普及や環境関係のフェアのほか、子ども向けの環境学習、公民館活動を通じて環境への意識や関心を高める啓発活動を行います。地域の環境美化活動の活性化を促すため、自治会や環境美化推進員をはじめとする関係団体等への支援を継続していきます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●ごみ減量対策事業　（環境推進課）

生ごみの減量化・リサイクルを図るため、給食センターや事業協力家庭から出る生ごみの再資源化（堆肥化）事業を NPO 法人に委託します。また、ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機の購入者に対し、補助金を交付します。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
生ごみ処理容器補助金交付件数	件	45	70
電気式生ごみ処理機補助金交付件数	件	45	90

●リサイクル活動推進事業　（環境推進課）

廃棄物を資源として回収する団体に対し、１kg（ℓ）当たり３円の奨励金を交付します。

評価指標	単位	現状値	目標値
集団回収実施団体	団体	163	190
集団回収量	kg・ℓ	1,778,360	2,100,000

●環境美化推進充実事業　（環境推進課）

各自治会から推薦された方を「環境美化推進員」として委嘱し、地域の環境美化とごみの分別、減量、リサイクルの推進を支援します。



評価指標	単位	現状値	目標値
環境美化推進員研修会の参加者数	人	272	372

●有料リクエスト収集　（環境美化センター）

大型家具類や粗大ごみを集積所まで運ぶことが困難な場合に、自宅の玄関先まで有料で収集に伺うサービスを行います。



評価指標	単位	現状値	目標値
延べ収集件数	件	2,202	2,250

●ハートフル収集　（環境美化センター）

家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者の自宅を訪問し、安否確認を兼ねて定期的に訪問収集をサービスとして行います。

評価指標	単位	現状値	目標値
延べ収集対象者	人	297	400

●不要入れ歯リサイクル事業（参照 P91）　（社会福祉協議会）

●思い出のランドセルギフト事業（参照 P92）　（社会福祉協議会）

●ペットキャップ回収事業（参照 P92）　（社会福祉協議会）

●書き損じはがき、古切手の回収（参照 P92）　（社会福祉協議会）

基本施策 （３）健康づくり

取組内容 ①健康づくり・介護予防の推進

現状と課題

悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病は依然として疾病全体の中で大きな割合を占めています。また、単身高齢者、高齢者世帯、認知症高齢者が増え、孤独感、喪失感、貧困等の要因により精神的な不安を抱えた方や介護を必要とする方の増加も見込まれます。

市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができるような環境づくりを推進し、がん検診等の各種検診の受診率の向上や健康診査等の重要性の周知が必要です。介護予防の手法としては、身体機能の維持及び改善を図るだけではなく、家庭や社会への参加を促すなど、フレイル※対策への取組が求められています。

また、自殺対策を関係団体と連携して進め、自殺死亡率を低下させることも必要です。

※フレイル　加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害・要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のことで、適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。また、フレイルの要因には、運動機能の低下や口腔機能低下に伴う低栄養等の「身体面」、認知症やうつ等の「精神・心理面」、単身高齢者や高齢者世帯の増加によるひきこもり等の「社会面」がある。

取組の方向性

がん検診等、各種検診の機会を確保し、受診を促進するとともに、市民の主体的な健康づくりの支援に努めます。

また、熊谷市自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない、ともに支え合う社会の実現を目指します。さらに、元気な高齢者や介護が必要と思われる高齢者が充実した生活を送ることができるよう、段階に応じた介護予防を進めるとともに、民間団体の事業を支援していきます。

■市及び社会福祉協議会の取組

●熊谷市自殺対策計画の推進　（健康づくり課）

地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発・周知、生きることの促進要因への支援、児童・生徒の SOS の出し方に関する教育に取り組みます。また、高齢者、生活困窮者等への自殺対策に重点的に取り組みます。令和６年度中に、第３次自殺対策計画を策定します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
人口10万人当たりの自殺死亡者数	人	19	13

●健康マイレージ事業　（健康づくり課）

県が実施・推進しているアプリを活用した健康増進事業に参画します。市民に対して、歩数に応じてポイントを付与し、貯めたポイント数により抽選で賞品が当たることで、参加意欲を高め、健康づくりを推進します。また、歩数以外に食事や体重、睡眠などのヘルスデータを取得し、より効果的な保健指導の実施を目指します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
参加者数	人	0	2,900

※令和６年度から事業見直しのため、現状値０

●がん検診等　（熊谷保健センター）

日本人の死因の第１位は悪性新生物（がん）で、その割合は年々増加しています。がん治療の基本は早期発見、早期治療です。各種がん検診等を実施し、特定の年齢に達した市民に対し、子宮頸（けい）がん・乳がん検診の無料クーポン券を送付することで、検診の促進を図ります。

検診の種類：胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・骨粗しょう症・肝炎ウイルス検診、生活保護受給者の健康診査

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
がん検診等受診者数	人	49,077	76,100

●一般介護予防事業「頭と体の体操教室」　（長寿いきがい課）

市内の社会福祉法人に委託し、認知症予防の脳トレ、筋力アップの運動、低栄養の予防、口腔機能向上のための介護予防教室を開催し、フレイルの予防に努めます。介護度の有無に関係なく、誰でも参加できる教室に参加することで、元気な時から福祉施設と関わりを持つことができます。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
延べ参加者数	人	492	2,400

●住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」の推進　（長寿いきがい課）

介護予防サポーター（さくらフィット）養成講座を定期的に開催し、地域包括支援センターと協力し、市内全域に住民主体の通いの場が立ち上がるように支援します。



評　価　指　標	単位	現状値	目標値
ニャオざね元気体操の実施活動数	箇所	54	100

●もの忘れ検診事業　（長寿いきがい課）

検診の実施年度内に 70 歳となる市民に対し、認知能力の低下の有無を判断する検診を実施します。認知症は、75 歳を境に発症率が高くなることから、発症前の 70 歳のタイミングで認知症検診を行い、疑いのある方を早期発見し医療機関につなげます。また、疑いのない方には介護予防教室等を案内し、更なる健康の課題・分析・維持へとつなげます。

評　価　指　標	単位	現状値	目標値
受診率	%	8	15

●ふれあいいきいきサロン事業（参照 P73）　（社会福祉協議会）

基本施策 （４） 人にやさしいまちづくり

取組内容 ①外出支援の推進

現状と課題

地域の中には、交通手段が無くなってしまうと外出する機会を失うおそれのある人、また、地域の中で集まる場があったとしても、交通手段がないため、その場に参加することができないおそれのある人がいます。

市では、地域公共交通会議を設置し、市が支援しているゆうゆうバスの利便性の向上を図るため、利用者のニーズの把握に努め、路線や時刻の見直しについて議論しているほか、路線バスやタクシー等を含めた、市内の公共交通全般の充実に向けた話合いを進めています。

今後も、公共交通の充実を図り、市民の外出機会の支援と社会参加を促進していく必要があります。

取組の方向性

誰もが公共交通により市内及び市外へと移動できるように、ゆうゆうバスの運行について必要に応じ適宜見直しを行い、公共交通の相互連携を図ります。また、DX を活用したサービスの提供など、公共交通利用者の利便性向上に向けた取組を推進します。

■市及び社会福祉協議会の取組

●ゆうゆうバスの運行に係る補助 （企画課）

民間路線バスを補完しつつ、移動制約者や来訪者の移動手段の確保を目的とし、コミュニティバスとして民間バス会社に路線の運行を依頼し、その補助を行います。



評 価 指 標	単位	現状値	目標値
ゆうゆうバス利用者数	人	222,217	250,000

●車いす貸出事業　（社会福祉協議会）

歩行困難等の身体の不自由な方が、緊急又は遠方への外出、冠婚葬祭、怪我等により必要となった場合、一時的に車いすを貸し出します。

評 価 指 標	単位	現状値	目標値
利用件数	件	244	300

●移動支援事業（参照P110）　（社会福祉協議会・障害福祉課）

●福祉車両貸出事業（参照P110）　（社会福祉協議会）

取組内容　②ユニバーサルデザインの普及

現状と課題

全ての人が快適に楽しく回遊できるまちの形成を目指して、「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定し、道路や公共交通機関に加え、主要な建築物や公園等、官民が連携してバリアフリー化を進めるとともに、市民や各事業者の参加による整備状況の点検に取り組んでいます。併せて、ソフト面の取組として高齢者や障害者に対する理解を深める「心のバリアフリー」の普及・啓発のため、児童・生徒向け「心のバリアフリー教室」を実施しています。

今後、人口減少に伴い生活利便施設の維持が困難になることや、高齢化による交通弱者の増加が懸念されます。そのため、施設等のバリアフリー化によって交通弱者の利便性の向上を図るとともに、心のバリアフリーの普及・啓発が必要です。

取組の方向性

全ての人が快適で楽しく回遊できるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの見地からハード・ソフト両面の総合的なまちづくりを展開し、全市的なバリアフリー水準の向上を図るとともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。

■市及び社会福祉協議会の取組

●心のバリアフリー教室　（都市計画課）

希望のある学校等において体験型講座「心のバリアフリー教室」を実施します。車いす及び車いす介助体験、アイマスクを用いた視覚障害者体験、装具を用いた高齢者疑似体験のほか、障害当事者と対話のできる講話等のメニューを用意します。



●小・中学校におけるユニバーサルデザインの推進　（教育総務課）

小・中学校の校舎大規模改造事業やトイレ改修事業を計画的に実施し、改修工事の際に、トイレの段差を解消するとともに、必要に応じて多機能トイレ、スロープ、手すり等を整備します。

●福祉体験備品貸出事業（参照P65）　（社会福祉協議会）

●車いす貸出事業（参照P144）　（社会福祉協議会）

第５章　計画の推進に当たって

１　協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、地域住民との協働が必要不可欠です。

また、地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、福祉サービス事業者等の担い手が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

（１）市民の役割

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。市民一人一人が地域や福祉に対して関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。

また、自らの地域を知り、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話合い、声掛けや挨拶、見守りなど、日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。

（２）自治会、自主防災組織等の役割

自治会等は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。

また、支え合い・助け合い活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。

（３）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害者、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立しないよう、身近な相談相手として支援を行うとともに、見守り活動を通じて市民の福祉ニーズや生活課題を把握し、市や社会福祉協議会、関係機関等の福祉サービスへつなげるパイプ役としての機能も期待されています。

（４）ボランティア団体、NPO 法人の役割

ボランティア団体や NPO 法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、多様な視点と価値観により、内容とサービスの充実を図り、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスによっては満たすことができない福祉ニーズに対応し、生活課題を充足することが期待されています。

（５）福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、福祉施設等においては、社会福祉の専門機能を生かし、ボランティア体験や様々な人との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画なども期待されています。

（６）市の役割

市は、地域福祉計画に基づき、市民や地域、関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

また、保健・福祉分野を始め、環境、教育、防災、防犯等、様々な分野の関係部署や関係機関と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

（７）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動への住民参加の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取組を行います。

また、市民、地域関係機関、団体、事業者等との調整役となるとともに、社会福祉協議会の組織の機能強化を図り、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的な事業展開を図ります。

2　計画の進行管理体制

（１）熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の設置

地域福祉に関わる各種関係機関や団体の代表、公募による市民代表、学識経験者等による推進委員会を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項を協議します。

（２）熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議の設置

市と社会福祉協議会の関係部署で組織した推進会議を設置して、本計画の進捗状況に関する調査を行い、推進委員会へ報告するとともに、必要な資料の提供を行います。

3　計画の評価

（１）事業進捗状況の管理

年１回程度、主に数値項目の達成状況を評価指標として、事業担当課による進捗状況の管理・評価を行います。

なお、評価指標の現状値は令和 4 年度、目標値は令和 10 年度時点の数値を掲載していますが、数値項目の設定等は、計画期間途中においても、状況に応じて、適宜、見直しを行うものとします。

（２）計画の評価

本計画の計画期間中、中間年度及び最終年度において、推進会議での点検・評価を経て、推進委員会が計画全体の最終評価を行うものとします。

資 料 編

計画の策定過程

（１）推進委員会

	年 月 日	内 容
第１回	令和５年　８月１７日	（１）第４次計画の概要について （２）アンケート調査結果について （３）第３次計画取組状況について （４）今後のスケジュールについて
第２回	令和５年１１月３０日	（１）第４次計画（素案）について （２）今後のスケジュールについて
第３回	令和６年　２月２６日	（１）パブリックコメントの結果について （２）第４次計画（案）について

（２）推進会議・作業部会

	年 月 日	内 容
第１回	令和５年　８月　３日	（１）第４次計画の概要について （２）アンケート調査結果について （３）第３次計画取組状況について （４）第４次計画「現状と課題」及び「取組事業」について （５）今後のスケジュールについて
－	令和５年８～９月	（１）「基本施策の展開」「取組事業」の検討について
第２回	令和５年　９月２８日	（１）第４次計画（素案）について
－	令和５年１０月～ 令和６年　１月	（１）第４次計画（素案）の検討・修正
－	令和６年　２月	（１）パブリックコメントの結果について （２）第４次計画（案）の検討・修正

第４次熊谷市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく第４次熊谷市地域福祉計画（以下「第４次計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、第４次熊谷市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について意見聴取及び助言を行う。

（１）第４次計画の策定に関すること。

（２）第４次計画の推進及び調整に関すること。

（３）その他、地域福祉施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）市議会議員

（２）学識経験者

（３）地域福祉等関係団体代表者

（４）福祉関係機関・施設代表者

（５）公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から第４次計画の終期とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

４　会議は、公開とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

第４次熊谷市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、地域社会を基盤とした福祉を推進することを目的とし、第４次熊谷市地域福祉活動計画（以下「第４次計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、第４次熊谷市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について意見聴取及び助言を行う。

（１）第４次計画の策定に関すること。

（２）第４次計画の推進及び調整に関すること。

（３）その他、地域福祉施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

（１）市議会議員

（２）学識経験者

（３）地域福祉等関係団体代表者

（４）福祉関係機関・施設代表者

（５）公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から第４次計画の終期とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

４　会議は、公開とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会事務局において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画推進委員会　委員名簿

（敬称略）

◎は委員長、〇は副委員長

No.	選出区分		氏名	職名
1	１号	市議会議員	〇 こしづか なほこ 腰塚　菜穂子	熊谷市議会議員
2	２号	学識経験者	◎ あらい としたみ 新井　利民	立正大学社会福祉学部 教授
3	３号	地域福祉等関係団体代表者	ばば こういち 馬場　康一	熊谷市自治会連合会 副会長
4			てらだ はるこ 寺田　治子	熊谷市民生委員児童委員協議会 会長
5			いちのせ まさあき 市野瀬　真章	熊谷市PTA連合会家庭教育委員会 顧問
6			ふじの ぎんぞう 藤野　銀三	熊谷市長寿クラブ連合会 会長
7			かたおか よしお 片岡　善生	NPO法人熊谷市身体障害者福祉会代表理事
8			たかだ さちこ 高田　佐知子	熊谷市子育て支援拠点連絡会 「くまっしぇ」書記
9			こんどう たかこ 近藤　隆子	熊谷市赤十字奉仕団 委員長
10			あおき ふじお 青木　富士雄	熊谷市ボランティア連絡会 会計監査
11			とみた てるお 富田　彰男	熊谷地区保護司会 会長
12	４号	福祉関係機関・施設代表者	いがらし としゆき 五十嵐　利行	埼玉県北部福祉事務所 副所長
13			かわた なりふみ 河田　成史	（社福）熊谷福祉会 大里広域地域包括支援センターはなぶさ苑　管理者
14			とづか まさとし 戸塚　政利	（社福）黎明会 施設長
15	５号	公募市民	いとう 伊藤　さやか	

第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画推進会議設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく第４次熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画（以下「第４次計画」という。）の策定及び推進に当たり、庁内の関係部署及び熊谷市社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）現行の熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画の問題点等の抽出及び検討に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、第４次計画の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

２　委員長は福祉部長の職にある者、副委員長は熊谷市社会福祉協議会事務局長の職にある者、委員は別表第１に掲げる課等の副課長又は担当係長をもって充てる。

３　委員長は、会を主宰し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第５条　推進会議に作業部会を設置し、作業部会に部会長及び部会員を置く。

２　部会長は、福祉総務課長をもってこれに充て、部会員は、別表第２に掲げる課等の委員又は職員をもってこれに充てる。

３　作業部会は、第２条に規定する推進会議の事務のうち、委員長が指示した事務を行う。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課及び社会福祉協議会事務局において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、第４次計画の計画期間満了の日にその効力を失う。

別表第１（第３条関係）

1	市長公室	政策調査課
2	市長公室	広報広聴課
3	市長公室	危機管理課
4	総合政策部	企画課
5	市民部	市民活動推進課
6	市民部	安心安全課
7	市民部	男女共同参画室
8	市民部	健康づくり課
9	市民部	熊谷保健センター
10	市民部	母子健康センター
11	福祉部	福祉総務課
12	福祉部	生活福祉課
13	福祉部	長寿いきがい課
14	福祉部	障害福祉課
15	福祉部	こども課
16	福祉部	保育課
17	環境部	環境政策課
18	環境部	環境推進課
19	環境部	環境美化センター
20	都市整備部	都市計画課
21	都市整備部	公園緑地課
22	建設部	維持課
23	建設部	営繕課
24	大里行政センター	
25	妻沼行政センター	
26	江南行政センター	
27	教育委員会	教育総務課
28	教育委員会	学校教育課
29	教育委員会	社会教育課
30	教育委員会	中央公民館
31	教育委員会	熊谷図書館
32	消防本部	警防課
33	社会福祉協議会	事務局
34	社会福祉協議会	熊谷支所
35	社会福祉協議会	江南支所・大里支所

別表第２（第５条関係）

1	市長公室	政策調査課
2	市長公室	広報広聴課
3	市長公室	危機管理課
4	総合政策部	企画課
5	市民部	市民活動推進課
6	市民部	安心安全課
7	市民部	男女共同参画室
8	市民部	健康づくり課
9	市民部	熊谷保健センター
10	市民部	母子健康センター
11	福祉部	福祉総務課
12	福祉部	生活福祉課
13	福祉部	長寿いきがい課
14	福祉部	障害福祉課
15	福祉部	こども課
16	福祉部	保育課
17	環境部	環境政策課
18	環境部	環境推進課
19	環境部	環境美化センター
20	都市整備部	都市計画課
21	都市整備部	公園緑地課
22	建設部	維持課
23	建設部	営繕課
24	大里行政センター	
25	妻沼行政センター	
26	江南行政センター	
27	教育委員会	教育総務課
28	教育委員会	学校教育課
29	教育委員会	社会教育課
30	教育委員会	中央公民館
31	教育委員会	熊谷図書館
32	消防本部	警防課
33	社会福祉協議会	事務局
34	社会福祉協議会	熊谷支所
35	社会福祉協議会	江南支所・大里支所

第 4 次
熊 谷 市 地 域 福 祉 計 画
熊 谷 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

令和６年３月

発行　熊谷市 / 熊谷市社会福祉協議会
編集　熊谷市福祉部福祉総務課
〒360-8601　埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
電話:　048-524-1111
FAX:　048-525-7718

社会福祉法人　熊谷市社会福祉協議会
〒360-0203　埼玉県熊谷市弥藤吾2450番地
熊谷市役所妻沼行政センター内
電話:　048-588-2345
FAX:　048-588-2815





「熊谷染型紙」のデザイン使用しています。

© 熊谷市